

第17回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月15日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	9
○報告第59号の上程、説明、質疑、採決	15
○報告第60号の上程、説明、質疑、採決	16
○報告第61号の上程、説明、質疑、採決	18
○報告第62号及び報告第63号の上程、説明、質疑、採決	24
○報告第64号の上程、説明、質疑、採決	28
○報告第65号の上程、説明、質疑、採決	30
○報告第66号の上程、説明、質疑、採決	32
○報告第67号及び報告第68号の上程、説明、質疑、採決	33
○報告第69号及び報告第70号の上程、説明、質疑、採決	36
○報告第71号の上程、説明、質疑、採決	40
○報告第72号の上程、説明、質疑、採決	42
○報告第73号の上程、説明、質疑、採決	43

○報告第74号の上程、説明、質疑、採決	44
○報告第75号の上程、説明、質疑、採決	45
○報告第76号～報告第78号の上程、説明、質疑、採決	46
○散会の宣告	48

第 2 号 (6月16日)

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○事務局職員出席者	49
○開議の宣告	51
○一般質問	51
今 駒 隆 幸 君	51
円 谷 寅三郎 君	61
根 本 重 郎 君	72
今 駒 英 樹 君	87
円 谷 寛 君	97
○休会について	111
○散会の宣告	112

第 3 号 (6月20日)

○議事日程	113
○本日の会議に付した事件	113
○出席議員	113
○欠席議員	113
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
○事務局職員出席者	114
○開議の宣告	115
○議案第299号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第300号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○議案第301号の上程、説明、質疑、討論、採決	120

○議案第302号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第303号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第304号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○農業委員の推薦について	135
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	136
○追加日程の報告	136
○意見書案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○閉議の宣告	138
○町長あいさつ	138
○議長あいさつ	139
○閉会の宣告	140
○署名議員	141

鏡石町告示第21号

第17回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月10日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成23年6月15日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	根 本 重 郎 君	2番	今 駒 英 樹 君
3番	渡 辺 定 己 君	4番	今 駒 隆 幸 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	仲 沼 義 春 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	今 泉 文 克 君	10番	深 谷 莊 一 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

不応招議員（なし）

平成23年第17回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成23年6月15日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第59号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第60号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第61号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第62号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第63号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第64号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第65号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第66号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第67号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第68号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第69号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 報告第70号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第72号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第73号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第74号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第21 報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第22 報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第23 報告第77号 鏡石町上水道事業会計建設改良費繰越計算書について
- 日程第24 報告第78号 鏡石町上水道事業会計の地方公営企業法第24条第3項適用について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者兼 出納室長 教育委員会 委員長 農業委員会 委員長	八巻司君	農業委員会 農事務局長 選挙管理 委員会委員長	飛沢栄四郎君
	吉田栄新君	監査委員	西牧英二君
	古川ますみ君		根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまから第17回鏡石町議会定例会を開会いたします。

去る3月の本会議中は東日本大震災があり、町内には多くの被害がまだ生々しく残っているところでございます。町としても、復旧には今、全精力を注いでいることと思います。本議会もこの議場が天井が崩落するなど、その傷跡は生々しく残っているこの本会議でございますが、多くの町民の方々、町執行部、そして議員各位のご協力をいただきまして、6月議会を開会できますことを厚く御礼申し上げます。

◎議会運営委員長報告

○議長（今泉文克君） それでは、初めに本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

11番、菊地栄助君。

〔議会運営委員長 菊地栄助君 登壇〕

○11番（議会運営委員長 菊地栄助君） おはようございます。

第17回鏡石議会定例会会期予定表（案）、平成23年6月15日（水）招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告を申し上げます。

〔以下、「会期日程表」により報告する。〕

◎招集者あいさつ

○議長（今泉文克君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

町花あやめの花が見ごろを迎えた本日、第17回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

ことは東日本大震災という未曾有の震災被害により、新緑に映える田園風景が広がる本町にとりまして、最も美しい季節となるわけでありますが、その光景を見ることができないことが非常に残念でなりません。しかしながら、町民の皆さんがお互いに協力し合いながらしっかりと前を向き、着実に歩み出している姿を拝見し、心強く感じているところであります。

す。

さて、今定例会につきましては、専決処分した事件の承認についての報告12件、繰越明許費繰越計算書の報告3件及び今回の大震災による事故繰越計算書の報告5件のほか、条例の一部改正議案3件、一般会計と各特別会計補正予算3件の、合わせまして26件を提案するものであります。

何とぞよろしく審議をいただきまして、議決、承認を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりごあいさついたします。

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（今泉文克君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第113条の規定により、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの6日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は6日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（今泉文克君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

平成23年2月分から平成23年4月分の例月出納検査につきまして、結果を報告申し上げます。

初めに、平成23年2月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年2月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年3月23日水曜日から同月28日月曜日まで。

3、実施場所、東日本大震災対応直後でありましたため、職員の出席、立ち会いを求めず、各監査委員の自宅での書類審査といたしました。

4、出席者職氏名、出席者はございませんでした。ただいま申し上げました事情によるものでございます。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確、適正かに主眼を置き、提出されたそれぞれの関係書類の照合等による書類審査として実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸提出書類上の計数審査を行い、平成23年2月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成23年3月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年3月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、一般会計、特別会計につきましては平成23年4月25日金曜日午前10時ちょうどから正午まで、水道事業会計につきましては平成23年5月9日月曜日、午前10時10分から正午まで、以上の2回に分け、実施いたしました。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、税務町民課副課長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成

23年3月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

最後に、平成23年4月分について報告申し上げます。

1、検査の対象、平成23年4月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成23年5月25日水曜日午前9時30分から12時5分まで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼参事兼出納室長、上下水道課長ほか2名、税務町民課副課長。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成23年4月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

○議長（今泉文克君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

公立岩瀬病院企業団議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君 登壇〕

○11番（公立岩瀬病院企業団議会議員 菊地栄助君） 報告を申し上げます。

平成23年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会の報告を申し上げます。

平成23年3月29日（火）午前10時開議。

議事日程第1号。

第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、専決処分の報告については、事務組合の団体数の減少と規約の変更であります。

第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、事務組合の規約の変更であります。

第5、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては、平成22年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第6、議案第3号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。企業長の給与の減額であります。

第7、議案第4号 平成23年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算については、お手元

の予算書のとおりであります。

なお、全議案原案のとおり可決しております。

以上で報告といたします。

○議長（今泉文克君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（今泉文克君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日、ここに第17回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去る3月11日の未曾有の大震災となりました「東日本大震災」から3カ月が過ぎました。このたびの大震災で犠牲となられました福島県を初め宮城県、岩手県を中心とする2万3,000人を超す死者、行方不明者の皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。また、被災されました皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れることを願っております。

この大震災では、震災直後に岡山県鏡野町から職員が数回にわたり直接支援物資を運んでいただいたほか、南会津町には職員がみずから給水車を持ち込み、連日にわたり給水作業に従事され、さらに東京かがみいし会の皆様には、ふるさと鏡石町の悲惨な状況を憂うとともに、ふるさと鏡石の支援のため、いち早く募金活動を行っていただくなど、全国の皆様から物心両面にわたり心温まるご支援をいただき、言葉では言い尽くせない恩義と強い絆を感じたところであります。ここに、本町に寄せられた多くの皆様の善意に、町民を代表し、心から感謝を申し上げます。

鏡石町においては、地震発生直後に災害対策本部を設置し、「町民の生命と安全・安心を第一」に全力を挙げて震災対応に当たってまいりました。この間、議員の皆様には被災現場において被災者の生活支援に奔走いただいたほか、行政区長、消防団員の皆様には被災者の救助、避難所の運営、支援物資の配布などさまざまな分野でご活躍いただき、最前線において必死に活動をされていたお姿を拝見し、大変心強く、改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

福島県においては、地震と津波に加え、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染、さらにはその風評被害に悩まされ、今もなおその解決の糸口が見出せない状況にあります。

国と東京電力においても、一刻も早い事態の収束に向けて速やかに対応されるとともに、正確な情報の提供と住民生活各方面にわたる支援に取り組むよう強く要望してまいりたいと思います。

6月も半ばとなり、新緑が一段と色濃く、初夏の日差しがまぶしい季節となりましたが、本来であれば豊かな田園風景が広がる1年で最も美しい季節を迎える時期に、水田の全面積の約8割が作付けできないという異様な風景に言葉を失ってしまいます。

町といたしましても、この現状を踏まえ、農家の皆さんが将来の農業に意欲的に取り組めるよう、町独自の支援策を進めるとともに、農業施設の復旧・復興を関係機関に強く要望してまいります。

また、商工業の皆様も多くの事業者が被災され、事業活動の停止、縮小を余儀なくされており、3カ月が過ぎた今も見通しが立てられない方も多くおられます。

町といたしましても、町商工会と連携しながら、県の中小企業制度資金の活用を初め、利子補給事業による事業者支援のほか、雇用対策として緊急雇用創出基金事業などへの取り組みと就業希望者に対する総合相談所の開設などで、雇用支援を行っているところであります。

学校教育においては、第一小学校校舎が使用不可能となり、新学期から第二小学校と構造改善センターに分かれての授業となっております。登下校につきましては、安全確保のためバスによる送迎を行っており、一日も早くよりよい教育環境で学習できるよう、現在、第一小学校校庭に仮設校舎の建設を進めているところでもあります。

校舎は2学期から使用できるようにしたいと考えており、給食につきましても現在簡易給食を実施しておりますが、仮設校舎建設に合わせ給食室も整備しておりますので、2学期からは完全給食が実施できる予定であります。

心配されている放射線対策については、各幼稚園・各学校において定時に放射線量の測定を行い、子供たちが安全で安心して授業が受けられるよう、細心の注意を払い対応しているところであります。幸い、本町の各学校の6月13日の測定は、高いところで0.57マイクロシーベルトと基準値内ではありますが、今後の推移を注意深く観察しながら、放射線の低減対策に向けた施策に取り組んでまいります。

災害廃棄物の処理対策については、震災直後から町民生活の一日も早い復旧を図るため、緊急措置として鳥見山公園北側駐車場の一角に被災瓦れきの仮置き場を設置したところであります。今回の震災による被害が甚大であったため、搬入された瓦れきは短期間で満杯となり、急遽駅東第1土地区画整理事業区域内の町有地等を第2の仮置き場として造成し、一般家庭の瓦れきを受け付け、被災者支援に努めてまいりました。

今後も相当の瓦れきの搬入が見込まれますので、長期間にわたる受け入れを計画しておりますので、町民の皆様もルールを守り、ご利用いただきたいと思います。

さて、内閣府は5月30日に発表した5月の地域経済動向で、東日本大震災による生産、消費の落ち込みを受け、全国11地域のうち東北地域を含む9地域の景気判断を、2月の前回調査から下方修正しました。特に東北地域は「極めて大幅に悪化している」とするなど、被災地を中心に景気感の急激な悪化が目立つと発表したところであり、景気の先行きが心配されるところであります。

現在開会中の第177通常国会は、間もなく会期末を迎えますが、3月11日の東日本大震災以降は、震災の復旧・復興対策に議論がシフトされ、連日被災者救助と支援、被災現場の復旧・復興、原発事故の処理問題、被災者支援のための法整備などの議論が行われ、被災地の多くの住民から期待が寄せられたところでもあります。

特に、5月2日に成立いたしました4兆153億円に上る第一次補正予算は、阪神・淡路大震災発生直後に編成された補正予算に比べ、約4倍に当たる規模となりました。この補正予算には、仮設住宅、弔慰金・見舞金支給などに4,829億円、公共施設などの復旧に1兆2,019億円、被災自治体への支援として1,200億円、被災者の雇用・医療・介護・就学支援などに8,018億円、中小企業や農林漁業の災害関連融資などに6,407億円、施設の復旧に4,160億円、瓦れきの撤去費用に3,519億円などが計上されており、一日も早い復旧・復興に向けた対策が進められることとなります。

町といたしましても、今回の補正予算を有効に活用し、鏡石町の復旧・復興、そして町民の生活支援に努めてまいりたいと思います。

次に、平成23年度の事業がスタートして間もないところではありますけれども、主な事業の取り組み状況について申し上げます。

町の第4次総合計画も今年度で最終年度を迎えることとなりますが、本計画の5つの柱のうち、「快適な都市づくり」として取り組んでおります社会資本整備総合交付金事業の「中外線道路改良工事」は、継続事業として用地補償等について地権者と交渉を進めているところでもあります。

また、「久来石行方蓮池西線道路改良事業」は、震災により道路占用となる阿武隈川流域下水道の本復旧工事の関係から、現在、県と調整中であります。このほか、「鏡田499号線」は、22年度繰越事業として今月末に一部舗装工事が完了する予定であり、今年度の工事は秋の収穫期後に発注したいと考えております。

町内一円の生活関連道路・側溝改修事業及び農道排水路改修事業は、震災の復旧関連工事とあわせて行う予定となっております。鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、22年度繰越事業として7月末まで工事が進められることから、今年度事業については現在準備を進めているところでもあります。

生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、昨年度末の下水道普及率が88.1%、

水洗化率84.7%となっております。現在、前年度の繰越事業として公共下水道管渠築造5件が施工中であることから、今後、今年度発注する工事の設計等諸準備を進め、計画的に事業を推進していきたいと思っております。

上水道事業につきましては、平成11年度から実施している石綿セメント管更新事業が、昨年度末で計画延長約16キロメートルの52.9%を更新したところでありますが、今後も水の安定供給を図られるよう計画的に工事を進めるとともに、継続して耐震化のための布設替えを進めてまいりたいと思っております。

さらに、上水道第5次拡張事業につきましては、今年度発注する鹿島・東鹿島地内導水管布設工事の設計等の諸準備を進めているところであり、平成30年までの水道全般にわたる計画に向けて事業を推進してまいりたいと思っております。

産業の振興・地域整備としての「活力づくり」では、東日本大震災の影響により、羽鳥ダムからの通水ができないことから、田植えができない水田が全体の約8割に上り、農家の生活並びに農業経営に大きな影響を及ぼす結果となりました。

このため、町といたしましては国に対し新たな支援や戸別所得補償制度の拡充などを要望しているところでありますが、なかなか進展しないため、町単独で生活の面や次年度への営農継続の観点から、緊急に専決処分による補正を行い、推進作物を選定して水田活用所得補償交付金事業を推進することにいたしました。

6月10日現在の状況は、水稻作付が220ヘクタール、飼料作物94ヘクタール、エン麦511ヘクタール、ソバ・大豆41ヘクタールとなっております。今後は転作作物の指導とあわせ、原発事故に伴う風評被害対策に取り組んでいく考えであります。

県営成田ほ場整備事業につきましては、事業着手以来13年が経過し、昨年度までに地域内農地の97%が完了しており、昨年からの繰越事業を初め、河川の築堤工事のほか、橋梁工事や取水堰工事等を実施する予定であり、早期完成を願うものであります。

商工業につきましては、震災により工場、店舗等が大きな被害を受け、震災前の出荷量や売上げが激減している状況にあり、一日も早く復興され、元気な商工業になれるよう支援をしてまいりたいと考えております。

例年、にぎわいの創出とフローラの町づくり事業として開催している「あやめ祭り」や、新規事業として計画していた「田んぼアート事業」は、震災による羽鳥用水の損壊により、やむを得ず中止となりましたが、町民の皆さんに元気を取り戻していただくため、「震災復興花咲か事業」として、岩瀬農業高校の生徒を初め町商工会、JA鏡石支店、町議会議員の皆様、そして町職員の協力をいただき、「ヒマワリ」と「コスモス」の種をまいたところがあります。

次に、「元気づくり」として取り組んでおります「健康づくり推進事業」につきましては、

認知症や寝たきりにならずに健康で過ごせる「健康寿命」を延ばし、「活動的な85歳」を目指して、生活習慣病の予防に継続して取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業に向けた事前事務を進めているところであります。

高齢者福祉事業では、在宅福祉事業や生きがいづくり事業を計画的に実施するとともに、介護保険事業での介護予防事業や地域支援事業を展開しております。

また、児童福祉事業につきましては、保育所・児童館・放課後児童クラブ・つどいの広場の運営及び認定子ども園の運営支援を行うとともに、「子ども手当支給事業」では、6月10日に1,116世帯に対して1回目の支給を実施したところであります。

障害者福祉事業につきましては、福祉サービスの利用促進と相談事業の充実に努めるとともに、地域活動支援センターの運営支援及び医療費の負担軽減を図るための助成事業を実施しているところであります。

「人づくり」としての教育文化の振興につきましては、卒業時期の震災対応を引き継いでの新学期のスタートとなりました。特に、第一小学校校舎を初め、体育館、町民プール、図書館など教育施設は甚大な被害を受け、さきに申し上げましたとおり第一小学校の児童は新学期から第二小学校と構造改善センターに分かれて授業を行っているほか、通学バスを運行して送迎するなど、子供たちの安全確保に努めているところであります。

大きな被害を受けた教育施設のうち、陸上競技場、鳥見山体育館、図書館については一部利用制限をしながらの開館ではありますが、多くの利用者でにぎわっております。また、「花いっぱい運動」や「かがみいしスポーツクラブ」などの事業につきましても、それぞれの団体が総会を開催し、復旧事業に合わせながら事業をスタートさせたところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第59号及び報告第60号の2件の専決処分した事件の承認につきましては、条例の一部改正についての報告であります。

報告第61号から報告第68号までの8件の専決処分した事件の承認につきましては、平成22年度の一般会計ほか7会計の補正予算であり、いずれも事業確定による最終予算の整理に伴う専決処分であります。

報告第69号及び報告第70号の2件の専決処分した事件の承認につきましては、平成23年度の一般会計補正予算であり、このたびの震災復旧対策に係る緊急を要する経費について、専決処分したものであります。

報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、3月議会において繰越明許費として計上しました、国の「住民生活に光をそそぐ交付金事業」及び「きめ細かな交付金事業」について報告するものであり、平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）第3条の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2条の規定により報告するもの

であります。

次に、報告第72号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費について報告するものであります。

次に、報告第73号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第1条の繰越明許費について報告するものであります。

次に、報告第74号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」により、道路維持事業及び防災情報通信整備事業の2事業について年度未完了が困難となりましたので、事故繰り越しを行い、新年度において事業を執行したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

同様に、報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書及び報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書につきましても、3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」により、年度未完了が困難となりましたので、事故繰り越しを行い、新年度において事業を執行したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第77号 鏡石町上水道事業会計建設改良費繰越計算書につきましては、上水道事業会計補正予算の建設改良費について、3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」により年度未完了が困難となりましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次に、報告第78号 鏡石町上水道事業会計の地方公営企業法第24条第3項適用につきましては、企業債借入額が予算の予定額を上回ったことによる地方公営企業法第24条第3項の適用について報告するものであります。

議案第299号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」による被災者支援として、町の災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する災害弔慰金の支給について、専門的な見地から意見をいただくための委員報酬について所要の規定を追加するものであります。

議案第300号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」による被災者の町税面での特例を加えるものであります。

議案第301号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3

月11日に発生いたしました「東北地方太平洋沖地震」による被災者の授業料等の減免を行うための所要の改正であります。

議案第302号 平成23年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、主に震災の復旧・復興に関する補正予算であり、平成23年度当初予算で予定しておりました36事業についての見直しを行い、事業規模の縮小のほか翌年度に繰り延べするなどしながら、復興財源として約5,600万円を充当するものであります。

主な歳出では、第一小学校体育館修繕工事、図書館視聴覚ホール客席修繕工事費等に5,608万円、土木施設災害復旧経費に8,059万9,000円、ため池ほか農業施設災害復旧経費に4,019万8,000円、瓦れき処理対策費に1億1,427万7,000円、住宅応急修理対策費に1,000万円、幼稚園・小・中学校の夏の暑さ対策のため扇風機、よしず購入経費として480万円などを補正するものであります。

次に、議案第303号の平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保税算定に係る課税標準額の確定により、税額が決定したことに伴う補正であります。

次に、議案第304号の平成23年度上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、震災後の災害復旧工事に係る設計業務委託及び修繕工事について補正するものであります。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と、提案いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第59号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第5、報告第59号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての件を議題とします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第59号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

専決第51号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

このたびの改正は、中・低所得者の国保税の負担の軽減を図るための、国保税の課税限度額の引き上げなどが盛り込まれた地方税法施行令の一部を改正する政令が4月1日施行されたことから見直すものであります。

詳細につきましては、2ページによりご説明を申し上げます。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

条例第2条2項中では、基礎課税額に係る課税限度額「50万円」を「51万円」に改め、同3項中後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「13万円」を「14万円」に改め、同第4項中では介護納付金課税額に係る課税限度額「10万円」を「12万円」に改め、第23条では国保税の減免を規定したものでございますが、第2条の課税限度額の引き上げに伴いまして、規定を見直すものであります。

附則といたしまして、第1条 この条例につきましては平成23年4月1日から施行する。
第2条 改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第59号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第59号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第60号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第6、報告第60号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改

正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての件を議題とします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第60号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの専決処分につきましては、専決第52号といたしまして災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、平成23年5月6日付で専決処分したものでございます。

内容につきましては、4ページにおきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、本年5月2日に公布されました、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づきましての関連条例を改正するものがあります。

この中では、附則第1条といたしまして、附則に次の1条を加えるとしたものでございます。

第2条といたしまして、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第1項に規定する厚生労働省関係規定の施行等に関する政令につきましての、第14条第1項に定めるものについての災害援助資金の貸し付けでございますが、こちらの中で第13条第2項中の「10年」とあるのは「13年」に、こちらについては償還期間の延長でございます。

また、「3年」とあるのは「6年」、これにつきましては据え置き期間の延長でございます。

また、「5年」とあるのは「8年」、こちらは特別な事情によるものの延長でございます。

また、第14条中、年「3%」を年「1.5%」（保証人を立てる場合にあっては無利子）とするというふうな条項でございますが、こちらは貸付利率でございます。

また、第2項におきましては災害援護資金の貸し付けに係る償還免除及び保証人、こちらにつきましては、災害援護資金の貸付者死亡によります償還金の免除に関する規定をこちら読み替えとして加えたものでございます。

また、附則におきましては、この条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日震災当日から適用するとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第60号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第60号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第61号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第7、報告第61号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第61号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

5ページをお開き願います。

本件は、平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分第53号として平成23年3月31日付専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、年度末を迎えた事業の確定により、平成22年度予算の最

終整理をしたものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,065万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,718万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、内容がかなりの分量となっておりますので、補正額の増減が100万円以上の各科目につきましては、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳入の部からご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

2. 歳入。

2行目でございますが、2款地方譲与税、4項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税として837万3,000円の増額でございます。

一番下でございます。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金として1,326万7,000円の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税として7,672万円の増額でございます。

11款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金として363万7,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、保育料収入の減額でございます。

17ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料として420万3,000円の増額です。内容といたしましては、住宅使用料でございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金として155万2,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、児童福祉費負担金及び被用者児童手当負担金収入の減額でございます。

19ページをお願いいたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金として101万4,000円の増額でございます。主な内容といたしましては、幼稚園就園奨励費補助金でございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金として123万2,000円の減額でございます。主な内容といたしましては21ページに参りまして、身体障害者福祉費負担金の減額70万9,000円でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金として499万6,000円の減額です。主な内容といたしましては、社会福祉費県補助金及び児童福祉費県補助金の減額でございます。

23ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金として516万1,000円の減額です。主な内容といたしましては、省エネ・二酸化炭素排出抑制推進事業補助金の減額でございます。

14款県支出金、3項委託金、1目総務費県委託金として578万2,000円の減額です。主な内容としたしましては、選挙費委託金の減額でございます。

25ページをお願いいたします。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金として139万3,000円の減額でございます。内容としたしましては、基金積立利子でございます。

27ページお願いいたします。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金として1億1,072万6,000円の減額です。内容としたしましては、財政調整基金への繰り戻し分でございます。

19款諸収入、7項雑入、1目雑入として761万8,000円の増額でございます。主な内容としたしましては公立岩瀬病院企業団交付金還付金でございます。

29ページをお願いいたします。

次に、歳出の部でございます。

3. 歳出。

1款議会費、1項議会費、1目議会費として補正額106万2,000円の減額でございます。主な内容は、議員旅費及び会議録作成委託料の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費として263万円の減額です。内容は事務等の確定によります予算の整理でございます。

31ページお願いいたします。

2目文書広報費として125万3,000円の減額です。主な内容としたしましては、町勢要覧作成事業の減額でございます。

3目財政管理費として343万1,000円の減額です。主な内容としたしましては、財務会計システムに係ります委託料とリース料の減額でございます。

5目財産管理費として297万7,000円の減額です。主な内容としたしましては、庁舎清掃委託料と庁舎周辺環境整備委託料の減額でございます。

33ページお願いいたします。

10目情報政策費として323万円の減額です。主な内容としたしましては、機器保守管理委託料の減額でございます。

35ページをお願いします。

2項徴税費、2目賦課徴収費としまして775万円の減額です。主な内容としたしましては、過誤納還付金の604万円の減額でございます。

37ページをお願いいたします。

3項選挙費、5目県議会議員一般選挙費としまして277万6,000円の減額でございます。

39ページをお願いいたします。

9目福島県知事選挙費としまして125万9,000円の減額でございます。

41ページをお願いいたします。

7項財政調整基金積立金、1目財政調整基金積立金として補正額1億1,111万5,000円でございます。

43ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費としまして455万3,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、障害者自立支援事業経費211万3,000円の減額及び地域生活支援事業に係る経費185万円の減額でございます。

45ページ、4目老人福祉費としまして284万円の減額でございます。主な内容といたしましては、敬老会記念品及び扶助費の減額でございます。

7目心身障害者医療費助成費といたしまして134万8,000円の減額でございます。内容は医療費扶助でございます。

47ページ、10目母子保健費といたしまして167万9,000円の減額でございます。内容は乳幼児・児童医療費助成に係る経費の減額でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費として360万2,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、子ども手当システム改修業務委託料でございます。

2目児童措置費といたしまして260万2,000円の減額です。内容としましては扶助費の減額でございます。

49ページをお願いいたします。

4目保育所費としまして586万円の減額です。主な内容といたしましては、保育所運営費負担金の減額でございます。

7目児童館費といたしまして113万8,000円の減額です。主な内容といたしましては51ページになりまして、放課後児童クラブ事業に係ります経費の減額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費としまして177万3,000円の減額です。主な内容といたしましては公立病院分賦金及び出資金の減額でございます。

2目予防費としまして1,023万2,000円の減額です。主な内容といたしましては53ページに参りまして、健診、予防接種及び母子保健事業に係る委託料の減額でございます。

2項清掃費、3目浄化槽費といたしまして107万5,000円の減額です。内容といたしましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額でございます。

55ページをお願いいたします。

1項労働諸費、1目勤労青少年ホーム費といたしまして428万5,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、省エネ・二酸化炭素排出抑制推進事業関連工事経費の減額

でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費といたしまして1,077万4,000円の減額です。主な内容といたしましては、国営土地改良事業負担金及び転作助成補助金の減額でございます。

57ページをお願いいたします。

8目農業集落排水事業費といたしまして228万3,000円の減額でございます。内容といたしましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

10目は場整備事業費としまして224万5,000円の減額でございます。内容といたしましては、県営成田地区経営体育成基盤整備事業でございます。

59ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工費といたしまして181万2,000円の減額です。主な内容といたしましては、中小企業制度資金利子補給費補助金の減額でございます。

3目観光費としまして196万5,000円の減額です。主な内容としましては、高野池白鳥事業に係ります経費の減額でございます。

61ページをお願いします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費としまして261万7,000円の減額です。主な内容といたしましては緊急作業重機借上料の減額でございます。

63ページをお願いします。

3項都市計画費、1目都市計画総務費としまして245万9,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、都市計画マスタープラン改定、素案作成業務委託の減額でございます。

65ページをお願いいたします。

5目公共下水道費としまして補正額295万1,000円の減額でございます。内容といたしましては、公共下水道事業特別会計繰出金でございます。

67ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費といたしまして補正額133万3,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、消防隊員報酬及び費用弁償の減額でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費としまして330万6,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、要保護・準要保護児童生徒援助費の減額でございます。

69ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費といたしまして394万8,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、光熱水費90万9,000円の減額と、72ページに参りまして小学校維持管理業務に要します修繕料の減額でございます。

73ページをお開き願います。

3項中学校費、1目学校管理費としまして補正額206万2,000円の減額です。主な内容としたしましては、中学校維持管理業務に要します修繕料の減額でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費としまして127万3,000円の減額でございます。主な内容としたしましては、76ページへ参りまして、子育て支援事業に係ります臨時職員賃金の減額でございます。

次に、77ページをお開き願います。

5項社会教育費、5目図書館費としまして、補正額158万9,000円の減額でございます。主な内容としたしましては図書館臨時職員賃金の減額でございます。

79ページをお願いいたします。

6項保健体育費、3目施設管理費といたしまして補正額454万6,000円の減額でございます。主な内容としたしましては、経常行政経費の光熱水費と社会体育施設管理運営事業の賃金及び町民プール施設修繕事業に係ります経費の減額でございます。

81ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費としまして465万6,000円の減額でございます。内容は測量設計業務委託及び農業施設災害工事費の減額でございます。

12款公債費、1項公債費、2目利子としまして349万1,000円の減額でございます。内容は償還金利子の減額でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第61号 平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第61号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第62号及び報告第63号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第8、報告第62号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認について及び日程第9、報告第63号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） ただいま一括上程されました報告第62号並びに報告第63号につきまして、専決処分した事件の承認について説明を申し上げます。

このたびの専決第54号につきましては、平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日に専決処分したものであります。

詳細につきましては、事項別明細により説明申し上げます。

まず初めに、91ページでございます。

歳入。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税874万3,000円の増でございます。こちらにつきましては、それぞれの現年度分の確定による部分でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税168万8,000円の増額でございますが、こちらにつきましても現年度課税分の確定による部分でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、1,028万3,000円の増額でございます。こちらにつきましても確定による増額分でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、4 目特定健康診査等負担金、26万8,000円の減額でございますが、こちらにつきましては特定健康診査等の確定による負担金でございます。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、844万2,000円の増額でございますが、こちらにつきましては1 節、2 節それぞれ交付金の確定による部分でございます。

3 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金、450万7,000円の減額でございます。こちらは現年課税分の確定による部分でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、2 目特定健康診査等負担金、33万6,000円の減額でございますが、こちら特定健康診査等負担金の確定による部分でございます。

5 款県支出金、2 項県補助金、1 目県財政調整交付金、17万1,000円の減額でございますが、こちら交付金の確定による部分でございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、78万9,000円の減額でございますが、こちらにつきましても国保基金利子の確定による減額でございます。

95ページでございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、こちらにつきましては特にございませぬ。

8 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、1,000万円の減額でございますが、こちら基金取り崩しの繰入金でございます。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、108万円の増額でございますが、保険税の延滞金としての延滞分としての収入でございます。

10 款諸収入、3 項雑入、5 目雑入、76万1,000円の増による部分の雑入でございます。

3. 歳出でございますが、97ページでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、14万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、委託料の減によるものでございます。

1 款総務費、5 項収納率向上特別対策事業費、1 目収納率向上特別対策事業費、10万円の減額でございますが、こちら事業費確定による部分でございます。通信費の減額でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、1,349万5,000円の減額でございますが、こちら負担金補助及び交付金の確定の部分でございます。

2 目退職被保険者等療養給付費でございますが、こちらについてはございませぬ。財源の組み替えでございます。

次に、99ページでございますが、2 款保険給付費、1 項療養諸費、3 目一般被保険者療養費、14万7,000円の減額でございますが、こちら負担金補助及び交付金の一般被保険者等療養費の確定でございます。

4 目退職被保険者等療養費11万4,000円、こちらにつきましても療養費の確定でございます。

す。

5目審査支払手数料、11万2,000円の減額でございます。こちらにつきましても診療報酬等の支払手数料の確定でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、228万3,000円の減額でございます。こちらにつきましても一般被保険者高額療養費の確定でございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、49万7,000円の減額でございます。こちらについても療養費確定による部分でございます。

次に、101ページでございますが、1款保険給付費、3項移送費、1目一般被保険者移送費、10万円の減額でございますが、こちらについても確定部分でございます。

2目退職被保険者移送費10万円の減額、こちらについても確定による減でございます。

2款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費、15万円の減額でございますが、こちらも確定による部分の減額でございます。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金につきましては財源の組み替えで、ございません。

次に、103ページでございますが、6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金につきましても、財源の組み替えで、ございません。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、989万5,000円の減額でございますが、こちらにつきましてもそれぞれの事業費の確定による減額でございます。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健事業費、286万3,000円の減額でございますが、こちら人間ドック関係業務委託料の減による部分でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、78万5,000円の減額でございますが、こちらについては国保基金利子の積み立ての確定でございます。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、59万7,000円の減額でございますが、こちらについても過年度分の過誤納還付金の確定でございます。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、4,631万2,000円の増では、予算の整理の部分でございます。

同じく報告第63号 専決した事件の承認についてご説明を申し上げます。

107ページでございます。

専決第55号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、去る3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

平成22年度の鏡石町後期高齢者医療特別会計予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ8,441万2,000円とするものでございます。

それで、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

詳細につきましては、事項別明細により説明させていただきます。

111ページでございます。

歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、88万5,000円の減額でございますが、こちらにつきましては現年度分の確定でございます。

普通徴収保険料151万6,000円の減でございますが、こちらについても現年度分並びに滞納繰り越しの確定による部分でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、20万9,000円の減額でございますが、こちらについては保険料に対しての還付の確定でございます。

2目還付加算金、10万円の減でございますが、こちらについても還付加算金の確定による部分でございます。

続いて、歳出でございますが、113ページになります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、210万5,000円の減額でございますが、こちらについては後期高齢者医療連合会の納付金の確定部分ということでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、20万8,000円の減でございますが、こちらについても確定部分でございます。

2目還付加算金、10万円の減でございますが、こちらも確定による減でございます。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、29万7,000円の減額でございます。

以上、2議案ご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

初めに、報告第62号 平成22年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第62号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第63号 平成22年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第63号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第64号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第10、報告第64号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

○健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました報告第64号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

専決第56号としまして、平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条の規定により3月31日付で専決処分をしたものであります。

内容につきましては116ページからであります。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ675万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,239万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、119ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、267 万 4,000 円の増額であります。内容につきましては、現年度分の特別徴収並びに普通徴収保険料の確定に伴うものであります。

2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目認定審査会負担金、6 万 6,000 円の減額であります。内容につきましては、岩瀬地方介護認定審査会共同設置負担金の確定に伴うものであります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、1,538 万 8,000 円の減額でありまして、介護給付費の確定に伴うものであります。

2 項の国庫補助金、1 目調整交付金 78 万 9,000 円、現年度分の交付金の確定に伴うものであります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、420 万 8,000 円の減額であります。こちらにつきましても交付金の確定に伴うものであります。

次ページをお願いいたします。

2 目の地域支援事業支援交付金、7 万 9,000 円の増額でありまして、こちらも支援交付金の確定に伴うものであります。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、937 万円の増額であります。こちらにつきましても現年度分の負担金の確定に伴うものであります。

次ページをお願いいたします。

続きまして歳出であります。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、こちらにつきましては財源の組み替えとなっております。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費であります。1 目の居宅介護サービス給付費、3 目の地域密着型介護サービス給付費、5 目の施設介護サービス給付費、7 目の居宅介護福祉用具購入費、次ページになりますが、8 目の居宅介護住宅改修費、それぞれ減額しておりまして、事業の確定に伴うものであります。

9 目の居宅介護サービス計画給付費につきましては、財源の組み替えとなっております。

2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、こちらにつきましては 1 目の介護予防サービス給付費、3 目の地域密着型介護予防サービス給付費、それぞれ事業の減額であります。確定に伴うものであります。

127 ページをお願いいたします。

4 項の高額介護サービス等費、1 目の高額介護サービス費、13 万円の減額でありまして、事業の確定に伴うものであります。

5 項の高額医療合算介護サービス等費、1 目の高額医療合算介護サービス費並びに高額医

療合算介護予防サービス費、それぞれ減額でありまして、事業の確定に伴うものであります。

6項の特定入所者介護サービス等費、1目の特定入所者介護サービス費、3目の特定入所者介護予防サービス費、それぞれ減額は事業の確定に伴うものであります。

次ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、こちらにつきましては財源の組み替えとなっております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目の償還金であります。184万3,000円の増であります。こちらにつきましては返還金等の確定に伴うものであります。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第64号 平成22年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第64号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第65号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第11、報告第65号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

〔産業課長 小貫忠男君 登壇〕

○産業課長（小貫忠男君） ただいま上程されました報告第65号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

132ページになります。

専決第57号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分をしたものでございます。

133ページになります。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、事業等の確定により予算の整理をするものでございます。

詳細につきましては、135ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

2. 歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、105万3,000円の減。内容につきましては136ページになりますが、9節旅費から13節委託料まで、事務事業確定による予算の整理をするものでございます。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、105万3,000円の増でございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第65号 平成22年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第65号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第66号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第12、報告第66号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第66号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

139ページをごらんいただきたいと思います。

本件の専決第58号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして3月31日付で専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、年度末における事務事業の確定に伴う予算の整理でございまして、第1条の既定のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,560万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,784万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債の変更につきましては、2,250万円から1,530万円に限度額を減額するもので、第2表地方債の補正によるところでございます。

内容につきましては、143ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

歳入でございますが、1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、70万円の減額でございます。一般会計の繰入金でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金、770万円の減額でございます。これにつきましては、22年度は政治主導型の予算ということで配分がなされまして、国・県の事業から前年度の約7割の配分になったことにより減額したものでございます。

次に、5款町債、1項町債、1目町債、720万円の減額です。事業確定によるものでございます。

次ページに行きたいと思えます。

次に、歳出になります。

1 款事業費、1 項事業費、1 目事業費、1,548万円の減額でございます。これにつきましては、委託料から22の補償補填及び賠償金まででございますが、補助事業の減額によります精算と減額工事に係る土地改良区地区除外一時決済金の減額によるものでございます。

次に、2 款公債費、1 項公債費、2 目利子でございますが、事業精算によるものということでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただきましてよろしくご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

報告第66号 平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第66号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第67号及び報告第68号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第13、報告第67号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認について及び日程第14、報告第68号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、関根学君。

〔上下水道課長 関根 学君 登壇〕

○上下水道課長（関根 学君） ただいま一括上程されました報告第67号並びに報告第68号の専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、いずれも事務事業の確定に伴う予算整理でございます。

初めに、ページ149ページ、専決第59号につきましてご説明申し上げます。

本件は、平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決したものでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,295万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,655万9,000円とするものでございます。また、地方債の補正につきましては151ページ、第2表地方債の補正のとおり、2件につきまして事業等の実績に基づきまして限度額を減額するものでございます。

内容につきましては、153ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目受益者負担金、59万4,000円の増でございます。内訳でございますけれども、1節受益者負担金が68万円の増でございます。これらについては実績に伴う増でございます。2節滞納繰越金、8万6,000円の減でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、295万1,000円の減でございます。予算整理に伴う繰入金の減額でございます。

8款町債、1項町債、1目町債、1,060万円の減でございます。これらについては、事業確定に伴う下水道事業債の減でございます。

次に、歳出、155ページについてご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、506万2,000円の減でございます。1節の報酬から27節の公課費については、事業確定による予算整理による減でございます。

2款事業費、1項事業費、1目事業費、530万1,000円の減でございます。これらについても、9節の旅費から19節負担金補助及び交付金については、予算整理及び起債による減でございます。

次に、157ページについてご説明を申し上げます。

3款公債費、1項公債費、1目元金、174万1,000円の減でございます。

2目利子、85万3,000円の減でございます。これらについては、実績に伴う償還金元金と利子の減でございます。

以上で、専決第59号の説明を終わらせていただきます。

次に、160ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、専決第60号につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ228万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,219万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、163ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、228万3,000円の減でございます。これらにつきましては、予算の整理に伴う繰入金の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費、2項施設管理費、1目施設管理費、218万3,000円の減でございます。これらにつきましては、11節の需用費から15節の工事請負費までについて、予算の整理に伴う減でございます。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金、10万円の減でございます。これにつきましては、元金の額の確定による減でございます。

以上、一括上程申し上げました2会計につきましてご説明申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第67号 平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第67号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第68号 平成22年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第68号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

議事の都合によりまして、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

13番、円谷寛君については、所用のため遅参するというふうな連絡が入っております。

◎報告第69号及び報告第70号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第16、報告第69号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認について及び日程第16、報告第70号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） ただいま一括上程されました2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、報告第69号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

165ページをお開き願います。

本件は、平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分第61号として平成23年4月28日付専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震への災害復旧経費等を計上したものでございまして、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,713万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,713万4,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、169ページの第2表といたしまして、公共土木施設災害復旧事業費ほか2事業の起債の目的、限度額等を記載のとおり追加をするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳入の部の詳細からご説明申し上げます。

173ページをお開き願います。

2. 歳入。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧事業費国庫負担金として7,663万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、公共土木施設分が1,650万円、農林水産業施設分が2,000万円、公立学校施設分が480万円、公立社会教育施設分が1,773万3,000円、災害廃棄物処理事業分が1,760万円でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金といたしまして、補正額1億1,500万円の増額でございます。

19款諸収入、3項貸付金元利収入、6目災害援護資金貸付金元利収入といたしまして、補正額1,000万円の増額です。

175ページをお願いいたします。

20款町債、1項町債、9目災害復旧事業債といたしまして、補正額2,800万円でございます。内訳といたしましては、公共土木施設分が1,200万円、農林水産業施設分が1,600万円でございます。

10目国の予算等貸付金債といたしまして、1,750万円の増額補正です。内容といたしましては、災害援護資金貸付金でございます。

177ページをお願いします。

次に、歳出の部です。

3. 歳出。

9款消防費、1項消防費、5目災害対策費として補正額6,783万円でございます。内訳といたしましては、災害廃棄物処理委託料として3,520万円、り災住宅被害程度判定業務の委託で100万円、スクールバス運行業務委託で693万円、民間賃貸住宅家賃補助で720万円、災害援護資金で1,750万円でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費としまして、3,999万9,000円の増額補正です。内容といたしましては、測量設計業務委託に係る経費でございます。

179ページお願いいたします。

2項土木施設災害復旧費、1目土木災害復旧費といたしまして、補正額5,999万8,000円の増額でございます。内訳といたしましては、測量設計業務委託が2,999万9,000円、公共土木施設災害復旧工事費が2,999万9,000円でございます。

3項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費といたしまして、補正額546万円でございます。内容といたしましては、老人福祉センター災害復旧工事でございます。

181ページをお願いいたします。

4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費といたしまして、補正額720万円です。内容につきましては、中学校施設災害復旧工事でございます。

2目社会教育施設災害復旧費といたしまして2,660万円です。内容につきましては、図書館施設災害復旧工事でございます。

5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費としまして、950万円の増額でございます。内容につきましては、鏡石町コミュニティーセンター災害復旧工事でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費としまして、補正額2,054万7,000円の増額でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。

次に、185ページ、報告第70号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

185ページお願いいたします。

本件は、平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分第62号といたしまして平成23年5月10日付専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、東北地方太平洋沖地震の影響による水稻作付状況を受けました農業振興のための経費及び鏡石第一小学校仮設校舎設置に係る経費を計上したもので

ございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,825万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,539万2,000円とするものがございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、189ページの第2表といたしまして、第一小学校仮設校舎設置事業に係る期間を平成23年度から25年度まで、限度額を3億4,650万円と追加をするものがございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず初めに、歳入の部の詳細から説明を申し上げます。

193ページをお開きください。

2. 歳入。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧事業費国庫負担金としまして、補正額1億2,625万8,000円です。内容といたしましては、公立学校の施設災害復旧事業費国庫補助金でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、5目庁舎新築基金繰入金としまして、1億円の計上でございます。内容は一般会計の繰り入れでございます。

19款諸収入、7項雑入、7目雑入としまして、補正額200万円です。内容としましては、そば作付個人負担金でございます。

195ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

3. 歳出。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費として、補正額3,965万9,000円の増額でございます。内容につきましては、転作助成補助金等の地域水田農業推進事業に係ります経費でございます。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費といたしまして、補正額1億8,938万7,000円の増額でございます。内容につきましては、第一小学校仮設校舎設置に係る経費でございます。

197ページをお願いいたします。

14款予備費、1項予備費、1目予備費としまして、補正額78万8,000円の減額でございます。

以上、2件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第69号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第69号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第70号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第70号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第71号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第17、報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第71号の鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第16回鏡石町議会定例会において議決を

いただきました平成22年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

内容につきましては、国における補正予算に対応した事業であり、住民生活に光をそそぐ交付金事業及びきめ細かな交付金事業であります。

まず、3款民生費、1項社会福祉費の地域生活支援事業関係工事につきましては、翌年度繰越額が150万円であり、成田保健センター改修工事を行うものでございます。

同じく公用車購入事業につきましては、翌年度繰越額が328万6,000円で、福祉車両2台を購入するものでございます。

次に、第6款農林水産業費、2項農業費の農業土木事業につきましては、翌年度繰越額が400万円であり、町内6カ所の農業排水路補修工事を行うものでございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費の道路維持事業につきましては、翌年度繰越額が1,500万円であり、町内5路線の舗装補修工事等を行うものでございます。

同じく町道新設改良事業につきましては、翌年度繰越額が970万円で、鏡田499号線の舗装工事を行うものでございます。

同じく土木費の3項都市計画費の公園施設改修事業につきましては、翌年度繰越額が111万円で、都市公園3カ所の施設改修工事を行うものでございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第72号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第18、報告第72号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第72号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案の理由をご説明を申し上げます。

平成22年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、2条繰越明許費については、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法第146条第2項の規定により報告するものでございます。

事業費につきましては、道路築造工事が2件、それから立木補償費関係が5件で、合わせて2,497万3,000円の繰り越しをしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第72号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第73号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第19、報告第73号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、関根学君。

〔上下水道課長 関根 学君 登壇〕

○上下水道課長（関根 学君） ただいま上程されました報告第73号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第16回鏡石町議会定例会におきまして議決いただきました、平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものであります。

詳細につきましては、繰越計算書の2款事業費、1項事業費、事業名が公共下水道事業であります。金額につきましては、5,000万のうち翌年度へ繰越額が4,641万2,000円となります。内容につきましては、駅東土地区画整理事業関連管渠築造工事4件及び南町地内管渠築造工事1件でございます。現在、6月末完了を目指して施工中でございます。

以上、上程されました繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。ご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第73号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第74号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第20、報告第74号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

○総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました報告第74号の鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震により、年度末までに事業完了できなかった次の2事業につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、8款土木費、2項道路橋りょう費の道路維持事業につきまして、繰越額が67万4,300円であり、鏡沼深内線舗装工事として4月末に完了したところでございます。

次に、9款消防費、1項消防費の防災情報通信整備事業につきましては、繰越額が892万5,000円であり、全国瞬時警報システム設置工事といたしまして4月20日に完了したところでございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第74号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第75号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第21、報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

局長の議案朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

〔都市建設課長 圓谷信行君 登壇〕

○都市建設課長（圓谷信行君） ただいま上程されました報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月11日発生の東北地方太平洋沖地震によるものでございまして、鏡石駅東第1土地区画整理事業の会計において事故繰り越したものでございまして、467万2,500円を繰り越すものでございます。

本事業の工期については7月末までということで、一生懸命頑張っております。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議賜りましてご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

これより報告第75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について採決します。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

◎報告第76号～報告第78号の上程、説明、質疑、採決

○議長（今泉文克君） 日程第22、報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてから日程第24、報告第78号 鏡石町上水道事業会計の地方公営企業法第24条第3項適用についての報告3件を、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告3件を一括議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、関根学君。

〔上下水道課長 関根 学君 登壇〕

○上下水道課長（関根 学君） ただいま一括上程されました報告第76号 事故繰越し繰越計算書及び報告第77号 建設改良費繰越計算書並びに報告第78号 地方公営企業法第24条第3項適用につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、204ページ、報告第76号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により、平成22年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算において事故繰越しをしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、繰越計算書の2款事業費、1項事業費、事業名が公共下水道事業であります。金額につきましては、1,173万3,750円を翌年度に繰り越しするものでございます。内容につきましては、舗装本復旧工事1件、地下水位調査1件、実施設計業務1件、汚水ます設置工事2件でございます。いずれの業務につきましても既に完了しております。

続きまして、報告第77号につきましてご説明申し上げます。

205ページになります。

本件につきましては、3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により、平成22年度鏡石町上水道事業会計予算の建設改良費につきまして翌年度に繰り越ししましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、繰越計算書の1款資本的支出、1項建設改良費、事業名が配水管布設事業であります。予算計上額1,296万7,500円のうち、導配水管布設工事費として843万7,500円を翌年度に繰り越しするものでございます。内容につきましては、南高久田地内導

配水管布設工事及び導配水管布設工事でございます。これらの工事2件につきましては、5月末に完了しております。

続きまして、報告第78号につきましてご説明申し上げます。

206ページになります。

本件につきましては、平成22年度鏡石町上水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の企業債借入額が予算額を上回ったために、地方公営企業法第24条第3項適用により報告するものであります。

詳細につきましては、地方公営企業法第24条第3項適用報告書の、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債の適用前の額8,740万円に財源充当額10万円を増額し、8,750万円とするものでございます。これらに伴って、資本的収入額が資本的支出に対して不足中の過年度分損益勘定留保資金6,193万7,000円から10万円を減額し、6,183万7,000円とするものであります。

以上、一括上程されました2会計繰越計算書及び地方公営企業法第24条第3項適用につきましてご説明申し上げます。ご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、報告第76号 鏡石町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第76号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第77号 鏡石町上水道事業会計建設改良費繰越計算書についての件を採決しま

す。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第77号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第78号 鏡石町上水道事業会計の地方公営企業法第24条第3項適用についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第78号は原案のとおり承認することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時36分

平成23年第17回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年6月16日(木)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者兼 出納室長	八巻司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員会 委員長	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員長	西牧英二君
農業委員会	古川ますみ君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

面 川 廣 見

副 主 幹 相 樂 信 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 今 駒 隆 幸 君

○議長（今泉文克君） 初めに、4番、今駒隆幸君の一般質問の発言を許します。

4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 皆さん、おはようございます。4番議員、今駒隆幸です。

一般質問を通告する前に、何をどう質問したらいいんだろうかということが大分悩みました。というのは、皆さんもご苦労なされた3.11からのことです。本当に皆さんがそれぞれにどう伝えたらいいか、本当に大変だったということだったんじゃないでしょうか。

この議場も、今本当に、議会の次の日に隣で会議やっているときの地震だったんですが、皆さんもご存じだと思いますが、ここの上がぼんと落ちていて、本当に恐ろしい、これが1日ずれていたらどうなっていたんだと。そういうことを考えると、私も皆さんより若輩ですから、本当に人生経験の中でも恐ろしいということだけをずっと考えてきました。

また、地震だけじゃなくて福島原発のことでは本当に今後どうしたらいいんだろうかということ、開き直るということはできず、ずっと悩んでおります。これは私らの世代だけではないですけども、私らの世代は子育てをしている方々が多いので、本当に弱い子供をどう守ったらいいのかということのをずっと考えているんじゃないかというふうに思います。人にはそれぞれ立場がありますが、私たちの親の世代でもお孫さんもいるし、これから鏡石を担っていく未来ある子供たちが、この場所でどうやって生きていくのかということを考えているんじゃないでしょうか。

震災直後、皆さんあれからなんですが、ここで地震が起きた後、私はすぐ母親のもとを尋ねました。母親はうろたえていました。皆さんも知っているように、私の父が亡くなってお

りまして私の母親1人でいたわけなんです、外に出てうろたえていました。私は、あれからすぐに車に乗せてやすこく屋の前を通ったらまたすさまじい余震が来たんですね。もうやすこく屋さんには上が揺れて、待っている車のところに迫るような揺れで、私はそこで崩れるんじゃないかと思って、その場でバックをしたときに母親が涙した姿を見て、本当に大変なことが起きているんだということを実感しています。これは、私の母親というよりも私らの母親の世代もそういうふうを感じ取ったのではないかなということも考えます。

3. 11以降、私の家にいろいろな方が集まっていますが、本当に皆さんが口々に言っていたことは、私らはここで生きていくからいいと、だけどこれから若い人はどうするんだろうかと。本当に涙をこらえるような雰囲気という状態が約10日ほど続きました。皆さん、何かをしたいということなんだけど、どうしたらいいかわからないということでした。それはもうしょうがないことでしょう、あれほどのことでしたから。3カ月がたちますが、今まだいろいろなことを聞きますが、まだ心が皆さん少し傷ついている方も多いのではないかなというふうに思います。

その中で、ニュースを見せるのではなくて韓流ドラマのDVDを流したら、集まった皆さんが突然泣き出したと。それはどういう意味かということ、そのドラマじゃなくて、泣きたいのをずっと我慢していて、突然私らの母親の世代の方が五、六人も泣き出していたと。私はそれを見たとき、強い言葉をかけるというよりももう泣きなさいと、もうどンドン泣いて泣いてということをやっていたのです。本当に、地震は住民にとっては大変なことでした。

まだまだこれからそういう話は尽きることはないんですが、それとあわせて、私らの同世代、私はことし40になるんですが、この震災を機に非常に結束が高まっています。それはどんなことかということなんですが、助け合い、例えば私らの同級はシングルマザーもすごく多いんです。そういったところに水を運んだり、そういったことを、今まで余りつながりがないながらもやっていったということに対してはすごくうれしかったことだし、また先日集まったときの言葉です、「私らが産まれる前にできた原発だけど私らも無関心だった。これは反省しなければいけない」。またもう一つ、すばらしい言葉がありました。「何かどこか、親の世代に依存していたんじゃないか」と。それはもう皆さんが、大体私らの親の世代よりちょっとお若いと思うんですが、そういうことを言葉に出されていたと。

それはどういう意味をなすかということなんですが、震災後、自分らが何とかこの町で元気を出して頑張っていこうというあらわれなのかなというふうに私は思いました。もっと厳しく、例えば放射能のこととか子供の環境のこと、あれだけの長い間報道されていますから、厳しいことを言われるのかなというふうに思いましたが、何とか自分らも協力して頑張っていこうと。ここは争うことなく、みんなが力を合わせてやっていこうという言葉には、私も本当に力づけられたと。

私も議員を12年やっていますが、どこか何か先輩議員の方々に少し甘えて依存していたんじゃないかというふうなことを、今考えることがあるんです。だから、私も本当にお恥ずかしい、子供じみたようなこともやっていたんじゃないかというふうなことも反省します、今になると。その先輩方の世代の強さ、ああいう中でもその強さを知ったような気がします。

しかし、私、母親に聞くと、私らだってもうどうしていいかわからないんだよということを知ると、本当にあの災害の大変さということを知ると、私らの世代の立場として大変なんだと。そういう一言に尽きるわけです。

話はいろいろと飛びますが、あれから私は、この町がどれだけの震災を受けたのかを知るために、17日後に石巻から相馬にずっと入って行きました。皆さんも報道でご存じのとおり、石巻は津波で多くの町が破壊されてしまっていて、また多くの方が亡くなりました。私も、石巻港で本当に数人、生き残った方とお話しました。17日後でも水道、電気もない。彼の言葉はその恐ろしさをずっと長い間伝えているんですが、その最後に私に言った言葉がおなかがすかないんだと。全くおなかがすかないんだと。私は、これはどういった意味なんだろうと。彼がそう言うんです、不思議なんだと、おなかがすかないんだと。たしか、あの状態で緊張がずっと続いているがゆえに、そういうふうな状況になっているのではないかなど。

私は、石巻の町を見て、本当に人間というのはすごく無力だなというふうには、若さがあってもそういうふうには思いました。石巻から仙台港、仙台港から相馬に入って行きました。20キロ圏内のところまで行くわけなんです、そこも私たちが思っているより警戒という形ではなくて、本当に何か壊れていると、もう全然町も動いていないという状況でした。

その後、私が所属する倫理法人会の相馬支部がございます。相馬支部に伺う機会がありました。あれから約1カ月ぐらいたったところに行きました。その相馬支部の会長さんにお会いすると全くもって元気ない、あれほど元気だった社長がなぜこれほどまで元気ないんだろうかということなんです。彼が言うには、毎日友達や自分の家族を探す。毎日、ご遺体が揚がるとそれをすべて確認して、毎日が葬式のような1カ月を過ごしているということでした。

また、何とか復興ということで仕事を始めたいと言っても、放射能の風評被害だけではなくて、あの影響で町が全くとまってしまっていると。今駒君、これからおれらはどうしたらいいんだろうか、若い人もみんないなくなってここはどうなるんだろうか。60近い社長がその弱音を吐いている姿を見て、私は声をかけることはできませんでした。本当にこの災害と、放射能の影響が今福島県の各地区で大変な状況となっています。

その中でも、ずっといろいろな地域、地域の話聞いていった中でも、皆さんもご存じだと思いますが鏡石の地震の状況ということなんです、私から見た限りひどいというふうに思っております。これはこのごろ、つながりのある須賀川の議員さんも、須賀川もひどいけ

れども、本当に鏡石はひどいねということをよく言われるんです。意外と、鏡石は見た感じはひどいんですが津波の影響とかそういうのではないので、なかなか本当にひどさというのはわからないわけなんです、いろいろな地域を回った中でもこの地震の被害ということが、大変ひどい状況だなということが今となってわかります。

そういった中で、私は議員という立場でありながら、3.11以降執行部の皆さんの立場が、家族とかが被災したという立場がありながら、本当に頑張っていたというふうに見えています。それというのは、私らの世代の見方というのはすごい厳しい見方をするんですが、彼らが本当に役場の職員は頑張った、消防は頑張った。特に感謝されているのは区長機関です、区長さん方は頑張ったと。感謝しなければいけないという言葉話を話していました。本当に私は、皆さんもわかるように、役場の職員の方が休まず黒い顔をして、私もそうでしたが、ずっと仕事を続けたということを見ました。これは、私は議員という立場で言っていかが悪いかわかりませんが、本当に皆さん頑張ったと。あの大変なところを頑張った。私はずっとそういうふうに見ております。

震災の死亡事故がなかった。その後、今こうやって私たちが生きているということを考えると、本当に皆さんに感謝したい、町民の1人として感謝したいという気持ちであります。

しかし、こうやって私も一般質問に立つんですが、まだまだ私たちは仕事を続けなければなりません。というのは、皆さんしか頼れる方々がないんです。まず皆さん方がリーダーとなって住民を引っ張って安定させていくということが必要だと思っています。そういった点で、先ほども言いましたが、私もことし40になるんですが、これからこの町で生きる者として今後、意見を集約して質問にしました。2点ほどになっております。

では、通告どおり1番の質問に移ります。読ませていただきます。

1、今後はスクールバス兼町内周遊バス運行を考えるべき。

3.11震災後以降、私たちの住む環境は変わりました。特に社会的弱者となる子供や高齢者、障害を持つ者にとっては厳しい立場、環境となったと言えます。行政は、その社会的弱者に対し、優先的に優遇すべきと考えます。その行政サービスとして、スクールバス兼町内周遊バスを走らせてはいかがでしょうか。今後の高齢化社会には必ず足が必要となりますし、治安維持の面でも効果が出ることでしょう。鏡石町が厳しい環境の中でも進化ができるような政策と考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいまの今駒議員さんのご質問に答弁申し上げます。

まず、議員さんをご指摘したとおり、社会的弱者の皆様に対して目を向けて、そして効果

的に行政サービスを提供していくということにつきましては、今後の行政としましても大変大きな、大切な役割であるというふうに考えております。

ご提案のスクールバス兼町内周遊バス、いわゆるコミュニティーバスの運行につきましては、現在の生活路線バス運行もごございます。こういった関連もごございますし、さらにはますます高齢化社会を迎えると、そういうことも考える必要がありますし、さらには児童生徒の現在放射能等いろいろ問題もごございます、そういった児童生徒の通学環境などの対応、こういったことから、検討事項であるというふうに私は考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、そうですね。これは長い間、町長が教育界にいられたときも僕もさんざんやられて、木賊課長にもデマンドバスだとか、今後鏡石がどうするか、震災前にもそういうふうに話していたことだと思うんです。

今、なぜお話ししなくちゃいけないかということは、町長の言われたように1番はまず社会的弱者とはだれかという話になるんですが、もちろん障害者の方が1番となるんですが、今、皆さんがご心配なされているとお子様です。私の個人的な主観ですが、本当に福島原発があった後、文部科学省がなされた行動というのはとてもちょっと私には理解できないということだと思うんです。それは、批判するというのではなくて、なぜああいうふうな形になってしまった、20ミリシーベルトなんていってまた不安をかき立てたのかということだと思うんです。パニックにならないようにということもいろいろなことが言われますが、実際今は情報化社会ですから、もういろいろなことがみんなわかっているわけなんです。

そういった中で、子を育てる親御さんというのは非常にそういったことで不安になっている。だから、私はよく町長とお話ししたり、副町長とお話ししたり、教育長や執行部とお話ししたこともブログには書くようにしているんです、今。なぜかというと、やっぱり皆さんが子を守るために、これは本能でしょう、守るために伝えたいと、何かしてほしいと、行動してほしいということがあらわれているわけです。だから、できるだけ安心を与えるということで話し合っていますよと。話し合っているけれども動けないのはこういうことですよということを、少しずつ話しているわけなんです。

町長、この質問に関しては何回も話し合いがされたのでわかっております。実際に私たちは今そこを出せない環境にあると。震災後だってやっぱりお金もかかるし、いろいろなことを考えなくちゃいけない、その前だって財政が豊かとは言えなかったわけです。今大切なのは、やりたくてもやれない、それは町長も執行部の方も住民の方が喜ばれることはもうやりたくはないはずで、それは僕感じるの。鏡石の執行部の方はああ、意外と役人役人という割には

何かあれだななんて、本当に住民の方の声を聞いてお話しするなど。ただ、それが公表されているかということは僕は別だと思っんです。意外と公表されていないことで何か批判めいていたりするわけなんです。実際私がお話ししてみると、皆さん本当にこうしたいんだけど、その財源をどうしたらいいかということがこの12年間多かったような気がします。

そういった中で、町長、今言ったように財源がないということになると、私らも議論をとめなくてはいけないですが、ただ私が今町長にお伝えしたいのは、大丈夫、大丈夫といってだめだった福島原発。これは何がポイントかということ、やっぱり大丈夫じゃないという議論をしっかりとしておくべきだったということなんですね。大丈夫であっても、その逆の安心安全ということは、そこの議論をしっかりと深めておくということが大事なんです。

なぜそれを言うかということ、まだ福島原発が終わっていないわけです。放射能の脅威というのは、今安定していても、見方によっては安定していなかったりするわけです。そういった中で安定していなかった場合、またこれがひどくなった場合、この議論を深めておかないと、間違いなくそのときに行動ができないということなのかというふうに思います。

私、教育長、被災されてもう家も倒れちゃって、あの中ですぐにバス、もう町長らもバスを出してくれた、これ本当に子育て世代、親御さんもみんな感謝していますよ、よくやってくれたと、本当に感謝しています。私、あの体制の中でよくそういうことをしっかりやれたということを本当にすばらしいと思っんです。そういったことができたわけなんです。

私は、現実に今同世代の親御さんたちの代弁するわけではないですが、今後またその危機になるということを想定して、やっぱり子供やお年寄り、バスに乗るのはお年寄りですね、そういった方を被曝から避ける、安全安心の町にするのには、やっぱりスクールバスや周遊バスが今後必要になってくるんじゃないかと。

つけ加えれば、きのうのニュースですが、東京で80歳の方が車を運転して銀行に突っ込んでしまったんですね。これもすごく社会問題になっていますね、高齢者の車の運転ということで事故が多いということで。そういうことを考えていくと、鏡石町でもやっぱりそんなに高齢化していないといっても、高齢化はしていきます。そういった中でも優しい行政のあり方というのはどうあるべきかと。どういうことを先に考えなくちゃいけないかと、多くの方に対する政策は何だということを考えると、私はこのバスということは外せないのかなというふうに思います。

町長、バスは今福島交通のやつで回っていると、そういう答えもあるでしょう。私がお伝えしたいのは、今後、やっぱりスクールバスの考えも持つ、なぜかということ福島原発がこれからどうなるかわからないし、福島原発が終わったとしても、まだまだ放射能は、セシウムは降ってしまったわけですから、それが除去されないわけですから、その影響がまだ長くなるということですから、若い方々と子供がここに住めるためにはどうしたらいいかとい

うことを考えると、どうしてもスクールバスが必要となってきます。場所的に言うわけじゃないですが、私も中学校とか小学校とか見て、高久田とか鏡田、成田、久来石、もうこの方々が、子供らが歩いてくるのは大変だろうと。いまだに同級生と会ったときやっぱり大変だったと。特に、こんなことも言いますね、暗い道も本当に怖かったと、女子の方は。本当に怖かったと。そういうことを考えると、やっぱり私の世代の親御さんになると今考えているのは、これからここで生きていこうというふうに考えている若い世代は、安全安心の町ということで考えると、まず弱者に対しての足を確保する、そして特にスクールバス、学校に行くバスを出すということが必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

そういったことに関して、町長、もう一度話を戻ってくると、やりたいけれども財源がないという話になっているとこれはもう本当に難しい話なんですけど、しかし町長、仮に、これ以上状況が好転しないということになってくれば、町長、財源の考えを外した場合、スクールバスは必要だと思いませんか。というのは、住民あっての私らです、住民あっての町長です、住民が町長に投票してくれたんです。そういう方々の思いということもとらえるべきだというふうに私は考えています。そう考えると、町長、やっぱり若い世代がこの町で生きていくのには、スクールバスは私は必要だと思えます。

そういったことに関してどう考えますか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、私も福祉課も担当したという中、これからの高齢化社会というのはますます進むという中では、きのうもいわゆる交通事故があったと、高齢者の方が車を突っ込んで亡くなられたと、そういったものを聞きました。ますますそういう高齢化社会が進む中では、そういったことがかなり起きるんだろうということで、これにつきましても、当初高齢化社会に向けた、例えばコミュニティーバスといったものを考えるべきだというふうに考えておりました。

でも、今回のいわゆる放射能関係につきましても、まさに大変保護者が心配しているということから、これからそういったことも含めまして、いわゆるコミュニティーバスを、先ほど答弁したようにこれからは真剣にいろいろな面で検討するべきだろうと。財政的なことももちろんありますけれども、そういったことも含めながら、来年度、第5次の基本計画が出されます。そういう中でも、いろいろな面で真剣にそういったものは検討する事項だということをお願いしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

[4番 今駒隆幸君 登壇]

○4番（今駒隆幸君） 町長、ぜひ今大切なのはやるやらないじゃなくて、議論を深めるとい

う行為なのかなということだと思っています。本当に、町長だとか執行部の皆さんはいろいろな立場があり、そこだけを考えてはいただけないというふうな考えもあります。しかし、ぜひ、何度も言いますが、やっぱりこの町に若い人が生きられるような町づくりをしてほしいということなんです。若い人が生きられる町づくりというのは、同時に高齢者の方々や子供も一緒に生きているというふうなことだと私は思います。

さらに、この震災後、復興、これからどれだけ長い時間をかけて復興していくんだか予想はつかないですが、復興という意味では若さということが大切だと思っています。だから、町長、どれだけの人数の意見が必要か必要じゃないかということの意見、考え方もあると思いますが、このスクールバスを出してくれという話の中には、弱者の高齢者また障害者、さらに一番注目している子供が、みんなが使える行政サービスになり得ると。

さらに、町の中に周遊バスが出れば、うまく使えば活性化もできますからね。町長、やっぱりそこを気持ちに持っていていただいて政治活動をやられてほしいんです。これは私、町長だけじゃなく執行部の皆さんにも、今どうしても話題が子供を守ることということで、その政策を打っていかざるを得ません、なぜかというと弱者だから。鏡石の未来はそこにかかっているのだから、そこをどうしても守らなくちゃいけない。

もう一つ話をさせてもらおうと、私らの同級生と会ったときの話なんです。これは私らの母親と集まったときの話も同じことを皆さんで言ったんですけれども、私も40なんです、もう私らの世代はこれからじゃないんだと。これだけの震災があったから、そうじゃなくて、私らが次の世代のために何かやるということ、次の世代を育てるために私らの役割があるんだということをお話しました、私は。それを考えると、何とかこういう福島県でも鏡石町は放射線もすごく少なくて、今本当に私は福島県の中でもセーフティーだなというふうに思うわけなんです、希望が少しでも持てるというふうに考えるわけです。

ぜひとも、町長、何度もしつこく申しわけないですけども、その思いということだけはわかっていただきたいと思うんです。私は、間違いなく今後予想されるのは、そういったことの話はどんどん皆さんに伝えられていくと思われま。だから、ぜひ議論を深めて、ご準備だけなされてください。やる、やらない理論ということは今突き詰めるということは難しいと思うんですね、だってお金がないんだもの。お金ないものは今できないから。それをやるのは行政ということなんだが、実際それができない。じゃ、それを議論を深めていくとその財源はどうしようかという方向に行くと思うんです。

そういったことも考えて、ぜひ町長、この思いを受け取ってほしいんです。これはもう再度要望という形で今意見を言わせていただきました。

では、皆さん、2番に移りたいと思います。

2番に移る前に、実はここで4行目なんです、当時の市長「ジュリアーノ」氏と書いて

あるんですが、これ「ジュリアーニ」です。大変失礼いたしました、私がこれ間違えましたので、ジュリアーニと直していただきたいと思います。

この質問を提出するのに少し迷ったんです。この質問を今から読むんですが、この質問というのは、イメージ的に復興だとかここで生きていくためにはこういうものが必ず必要ということと質問をいたします。

それは、ここでどんな状況になっても生きざるを得ない人がいるということ、私はこの3カ月で知りました。特に、先ほども言いましたが、例えば私の母親とか会社経営者のご長男とか同級生で、そういう人はどんな状況になろうとここで生きていくというふうに決めているわけです。そういった人のために、私はこの質問をぜひしたいということで通告いたしました。読ませていただきます。

2、夏・秋祭りイベントごとを盛大に行うべし。

9. 11アメリカ同時多発テロ事件では、ニューヨークの町じゅうが深い悲しみに包まれました。現場で瓦れきの撤去や遺体の捜索が行われているさなか、当時の市長ジュリアーニ氏はみずからがお笑い番組に出演して、「笑っていいんだ。みんな笑おうよ」と視聴者に呼びかけたようです。その後、人の笑顔が復興や生きる活力となったようです。

震災のつめ跡や放射能汚染で元気を失っている私たちですが、今後考えなければならないことは人を元気にすることが町の復興につながることで、したがってイベントや祭りごとは重要となります。ここで、人も予算も格段に増してでも夏・秋祭り、花火などのイベントを盛大に行うべきと考えるがいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2番の夏・秋祭り、イベントごとを盛大に行うべきと考えるがいかがについてですが、このたびの震災の影響により、例年予定されていましたが各地で自粛されております。本町においても、あやめ祭りを初めとして多くの事業、イベントを中止せざるを得ない状況となっております。

祭りどころではないといった反面、今だから必要だという意見もございます。現段階において、今後予定されております夏祭りや秋祭りについては予定どおり実施したいと考えておまして、今後関係者と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

○4番（今駒隆幸君） 町長、課長、これもやっぱり思いを伝えるということになっていくわ

けなんです、今本当にこの中でいろいろな理論があります、やっていくことがいいことなのか悪いのかということに悩まれることもあると思うんです。不謹慎だというふうに言われる方もいらっしゃる。なぜかと、これだけの震災でいろいろな被害があったわけですから、そういった考えの方々もいて本当にその気持ちはわからないわけではないんです。

町長、私この質問を書くとき何を思ったかということなんです、たしかこの震災からの復興で、この町が未来につながっていくのには何がキーポイントかということなんです、執行部の皆さんも大変重要となると思うんですが、住民ですね。住民がどれだけ元気かということだと思うんです。

私ね、本当に皆さんも重々に知っていると思いますけれども、この3カ月間、私らは本当に内向きになっていたんです。あれだけの報道ですから、本当に僕も、自分でも反省しなければいけないので、書くブログもよく見てみると、本当に内向きというか前を向けないようなぐちぐちしたことも書いてしまうんです。これは人間だからいたし方ありません。こんな環境です。そうすると、やっぱり人が力を失っていくということになっていくのではないかと。それに希望ということです。希望を見出すということが少しも見えてこない。またさらに、やっぱり子供たちですよ、この町で生きる子供たちです。今は本当に、なかなか外でも遊べなかったりとか、以前とは全然違う環境なんです。

そういうことを考えると、私は鏡石がこれから先進むべきであろうという道の中には、町民と執行部の皆さんがタッグを組んでやっていくと。皆さんだけが元気あって、住民の方が元気ないじゃ、これはバランスが悪いです。皆さんも元気あって、住民の方も元気があるという体制をつくっていくということなんです。それには、やっぱりこのお祭りが私は大切だと思うんです。

そういった中で、先ほど課長のほうからやるということだったんですが、どうでしょうか、先ほど言ったように、これからそういう議論をまたできるということなんです、これからできるというイベントに関しては、できるだけボランティアも執行部の皆さんも手伝いに参加して盛り上げる。多くの住民の方が少しずつ元気になるようにやれるということ、私はやっていただきたいんです。それには予算も必要ということなんです。今一番は予算だと思うんですけれども、予算があればできるということだと思うんですが、これはやっぱり運営する側も、テレビで見ている復興する側、何とか復興しようという人らも、それはテレビで伝えています、皆さんも感じていると思うんですね。

そういった中でもう一回言いますが、人と、財政のこともありますが予算ということもふやすということを考えていただけませんか。効果的に動かすということもあると思うんですけれども、そこをふやしてさらに効果的に動かすという考え方もあります。そうすることによって、元気が出るというふうに私は考えるわけなんです。そういったことに関しては

どう考えますか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、いずれにしましても、今回の災害によってこの6月までのあやめ祭りまでについては自粛をしようということを決めてまいりました。そういう中で、それ以降については、いずれにしても復興するんだと、復興には力強いいろいろをやっていく必要があるんだろうということで、今回議員の皆様にもお手伝いいただきながら、花咲か復興プロジェクトということで鳥見山付近にヒマワリの種をまきました。これは、やはり希望の種をまこうということで7反歩ほどやりました。当初、私も就任して初めての予算という中では田んぼアートを計画する予定でありましたけれども、ご承知のように水田の水が来ないということから、その地区にコスモスも植えて、少しでも明るい話題を提供して町民の皆さんに元気になってもらおうということも提案をして、これも種をまいたというところであります。

そういう中で、今回の当初予算の中では、ご承知のようにこの復興のための5,600万ほど、いろいろな事業を削減しましたけれども、やはり希望を持てるような部分については多少なりとも予算をつけながらやっていきたいということで、これからもしてまいりたいと。

もう一つは、6月、7月以降の後半の部分ではマラソン、牧場の朝ロードレース、これについては場所等いろいろ都合がございまして中止しますけれども、それ以外についてはすべて実施するというのでありますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 4番、今駒隆幸君の一般質問はこれまでとします。

◇ 円 谷 寅三郎 君

○議長（今泉文克君） 次、14番、円谷寅三郎君の一般質問の発言を許します。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） おはようございます。14番の円谷寅三郎です。

本来なら、私たちは4月で任期が切れていたわけでありまして。今回の大震災で、9月3日までの任期となりました。今回の議会が最後の議会となりました。

東日本大震災から3カ月が経過しました。本年3月11日は生涯忘れることがない大きな出来事でありました。巨大地震と津波によって、人も車も破壊されてしまいました。被害に遭った福島県は、原発事故が加わって戦後未曾有な規模に達しており、さらに原発事故により、福島県が被害に遭った3県の中で特に復興が一番おこなわれていると言われております。多くの

被害者が心身ともに深い苦しみのふちにあります。先の見えない放射能汚染による、または被曝による不安のもとに置かれています。

犠牲になられた皆様に深い哀悼の意を、さらに心からお見舞い申し上げます。

東日本大震災の被害者救援はもとより、福島原発の収束は人命にかかわる重大問題であります。一日も早い放射能問題の打開に努めてほしいと思います。

福島原発の事故は、想定を超えた津波による自然災害で、不可抗力の事故であるかのようには言われていますが、日本の原子力行政は利益第一の安全神話を基本としていることにあり、人災事故であります。東電と国に、その責任で、私たちが安心して生活するためには、原発の新設や増設とプルトニウム利用の核燃料政策の中止をして、自然エネルギー、低エネルギー社会への転換を図るべきだと思います。

既に、ドイツを初めスイス、原発など世界各国で原発依存から再生可能エネルギーへの計画が進められております。先ほどイタリアでも、国民投票による脱原発の世論が94%を超える、脱原発を求めるそういう意見が出ております。利益第一の原発に頼ることなく、太陽光や熱、風力、水力、地熱や波による波力の利用など、バイオマスなど人命を大事にする政策にすべきです。今度こそ安全神話を一掃して、原子力の持つ本来的な危険性について、国民に正直に語るべきであります。汚染された原子力施設の長期安全管理には、10年とも20年とも30年とも言われております。まだまだ安心できる状況にはなっておりません。

さて、私の質問であります。1番の災害復旧、被害者支援についてであります。

(1)の急がれる援助金、支援金の支払い、義援金ともいいますが、家屋の解体、修復に資金を要する状況にあります。①の県からの支払い状況、これは全壊・半壊だけによるのかお尋ねします。

鏡石町でも、6月6日現在の全壊が177戸、半壊が392戸という甚大な状況になっております。被害者すべての被害は大小さまざま、町民すべてに及んでおりますが、このことについてお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） 14番、円谷寅三郎議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

このたびの震災によりまして、急がれる援助金、支援金の支払い、いわゆる家屋の解体、修復に要する資金ということでございまして、まず初めが県からの支払い状況ということで、全壊・半壊ということでございますが、国・県の義援金につきましては、配分委員会等で定められまして、県の支払いについては半壊以上が5万と、国においては半壊が18万、全壊が35万ということで義援金の額が定められております。現在、国・県からの義援金につきまし

て、一次配分でございますが、町には1億6,400万が現在入金されております。

これら義援金の支払いでございますが、あくまでも罹災証明、被害認定に基づいて半壊以上という形で決められておりますので、本町においても、それらに基づいて国・県の義援金の支払いについて対応しているということでございます。

罹災判定、これらにつきまして証明書等を発行させていただきましたので、それら義援金等の申請手続きに基づきまして済まされた方につきましては、一部でございますが、6月3日に一部の送金を行ったところでございます。6月3日につきましては147件ということでございますが、こちらにつきましては、被害状況がいわゆる全壊を順位として申し込み受け付けをさせていただいた中身でございますので、そちらを優先的に対応させたということでございます。

残りにつきましては、受け付け終了次第、順次送金という予定でおりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 支払いが147件ということではありますが、梅雨時期を迎えております。屋根の修復も急がれている状況にあります。もっとスピーディーな取り組みをお願いするものであります。

②の町に寄せられた支援金、義援金等について、金額的にはどのような金額が寄せられたのか、その配分方法についてはどのようにされるのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） 町に寄せられた支援金等の支払いということでございますが、現在、このたびの震災におきまして町には県内外の多くの個人、団体等、企業などから支援金、いわゆる義援金をお寄せいただいております。今後、これらの支援金、義援金でございますが、公平かつ効率的に配分するために配分委員会を設置させていただいて、配分に向けた対応が必要かというふうに思いますので、現在、それら委員会設置のための要綱等を整備中でございます。

なお、町への義援金、6月13日現在でございますが金額的に3,000万円ほど、多くの方々から義援金が町のほうに入っております。

これらの支払いにつきましては、先ほど申し上げましたように配分委員会を設置し、その配分委員会の中で配分の計画、いわゆる配分の対象等でございますが、そちらの審議等をいただきながら対応していくという考えでおりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 義援金や支援金等の配分については、なるべく早い取り組みがされるようお願い申し上げたいと思います。

次に、③仮設住宅の入居予定、申し込み状況についてお尋ねいたします。家の全壊とか、そういう方々や町外に避難された方も含まれると思いますが、その状況をお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまの仮設住宅への入居予定申し込み状況についてご答弁を申し上げます。

6月15日現在でございますけれども、入居者につきましては17世帯60名でございます。内訳といたしますと前山の仮設住宅が10世帯33名、旭町の仮設住宅が7世帯27名でございます。なお、本町には100世帯の仮設住宅が設けられてございまして、全体申し上げますと旭町の仮設住宅が46戸、それから前山が16、桜岡が27、成田が11で計100戸になるわけでございます。なお、来週中に入居予定世帯につきましては5世帯11名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） ただいまの答弁によりますと、100棟建設されてもまだ17世帯、あと5世帯の入居という状況であります。入居者についてはそれぞれ入居者の希望もあると思いますが、約2年間そこに入居できるという状況になると思いますが、公民館等の入居状況を見ますと、あそこは運動場あるいは体育施設を利用されていると。これは、もっと計画的に入居希望を入れて、そうでないとばらばらに入居してそこで2年間使用するという結果に、よその市町村でもそういう状況が、全然希望者が入らないという状況も生まれていると。例えば、前山住宅の場合は、長く入居されても大して問題が起きないのか、そういう運動場についてはなるべく早く町民に開放させるような方向で、もっと計画的に入居を図るべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまの再質問にご答弁申し上げます。

100世帯のうち、入っている世帯がただいま申し上げましたように17世帯ということで、83世帯が空き世帯になっているというような状況でございますが、この仮設住宅と並行いたしまして福島県の借り上げ住宅の状況がございます。その皆さんは借り上げといたしまして

町民の方、申し込みが60件ございまして52件が入居中、アパートでお暮らしいただいているというような状況でございます。その制度と並行している状況がありまして、空き家が多いというふうな状況は本町のみならず他の自治体でも同じような動向になっているというふうに聞いてございます。

また、ただいまのご質問のように公民館の施設につきましては、公民館のグラウンドを利用しての緊急避難的な仮設住宅の措置でございますが、2年間というふうな最長の期限もございまして、そういった中での施設の再利用を考えた場合にはいかがかというふうなご質問かと思っておりますけれども、ご質問のように以降、空き地としての状況とはまた違うわけでございますので、そちらについては2年間の中で入居者がほかのところに移れるような施策についても当然検討していかなければならないだろうというふうに感じてございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 次に、大きな2番の第一小学校の建設予定、体育館の授業についてお尋ねいたします。

（1）の急がれる校舎の建設、老朽化した校舎の建設計画についてお尋ねいたします。

第一小学校は既に老朽化して、建てかえの時期が迫っている状況にあります。今回の3.11の災害で使用不能となっております。第二小学校と構造改善センターを利用した授業となっており、子供たちが不便な学校生活を強いられている状況にあります。

一日も早い校舎の建設が望まれるわけでありましたが、建設計画はどのように進められるのか、その準備等についてお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 校舎の建設でございますけれども、これにつきましては議会の全員協議会等でもお話し申し上げましたけれども、いわゆる今回の災害におきまして、今現在使用にたえないということで、二小、さらには構造改善センターで授業を行っているという状況であります。

そういう中で、一日も早く現在の場所で授業をしていただきたいということで、これにつきえも専決予算の中で仮校舎について、現在既に建設中でありまして、二学期からはこの仮設校舎で授業ができ、給食もとれるといった中身で現在進めてございます。

この一小の校舎につきましては、全協でも申し上げましたとおり、いわゆる国の査定の中で補強だと言われましても、補強はしないで改築をしたいということを申し上げました。さらにはもう一点は、いわゆる現在3階の建物であるということにつきましては、これからは

安全といったものを含めまして2階にしたいと、この2階にすることと改築をするということをお願いしました。

そういう中で、この校舎の建設につきましては、これから実施されます国の災害復旧事業の査定があります。こういったことを踏まえまして、いわゆる校舎建設の検討委員会といったものを設置しまして、その意見を聞きながら改築計画を進めていきたいという考え方でございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 校舎建築については、査定待ちという状況でありますから、何年ぐらいかかるのかという見通しがまだ出てこない、今の答弁では、町は既に建てかえの方針を決めているわけですが、査定を待つだけでなくその前にいろいろな準備などは、例えば解体や設計等の準備はできないものかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） これについては、いずれにしても査定の前でありますけれども、担当課にはその準備、委員会等も含め、さらにはいろいろも含めてこの準備を早く進めるように、解体も含めてということで指示を既にしてございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 今の答弁だといつできるかちょっとわからないような答弁なんです。町長のどうしても建てかえを急がなければという、そういう思いが町民や私たちに伝わってこないような気がするんですが、その辺の思いについてもお聞きしたいと思います。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 建てかえの時期ということにつきましては、いずれにしてもいわゆる早々にしていきたいと、現在仮設校舎、これについては2年ないし3年ということでの予算的な部分については組んでございます。そういう中で、長くても3年を超えない、そういう中では実現していきたいと。これについてはなるべく時期を早めながら対応していきたいという考え方で、現在進んでございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 長くても3年ということではありますが、仮設校舎はあくまでも仮

設でありますので、一日も早い本来の姿に子供たちを戻してほしいと思います。

次に、(2) 仮設校舎が建ち、運動場もないという状況にあります。

①の体育館の修復はどのように進んでいるのかお尋ねいたします。仮設校舎が建ち、町の子供たちの運動場が奪われているわけでもありますけれども、本来なら仮設校舎の授業再開にあわせて、体育館の修復を急いで進められるべきだというふうに思います。体育館が利用できないという状況になると、子供の運動にも響くわけではありますが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 14番議員の体育館の修復はどのように進んでいるかというおただしにご答弁申し上げます。

第一小学校体育館につきましては、今回の震災により大きな被害を受けたところでございます。主な被害状況といたしましては、ギャラリー上部の軸ブレースの変形、西側サッシユニットの脱落、構造部材及び内壁、天井材の破損等でございます。

早急の復旧を当然考えていたところでございますが、この体育館が町の避難場所として使用できなかったことや建築後4年しか経過していないことから、設計や施工に瑕疵がなかったか、現在まで調査を行ってきたところでございます。設計業者等に第三者を含めた調査委員会の報告や福島市町村建設支援機構の見解等により、瑕疵が認められなかったため、複数の弁護士に相談した上で設計業者や施工業者と協議した結果、今回の6月議会補正予算に第一小学校体育館復旧事業費を計上させていただいたところでございます。

仮校舎が二学期から使用になるのではという見通しがございますが、体育館も同様に二学期から使用を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 次、②の放射能汚染によるプールの使用、屋外での授業等の制約はあるのかについてお尋ねいたします。

昨日、町長の説明では、放射能対策については各幼稚園、学校において定時に放射線量測定を行い、子供たちが安全で安心して授業が受けられるよう細心の注意を払っていると述べられましたが、例えば何シーベルト以上がプールの使用がだめなのか、あるいは屋外での授業は何時間以内とか、そういう制約があるのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 14番議員、2の（2）②のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の学校等の放射線量は、6月10日の地上1メートルの測定値で第一小学校校庭が0.311マイクロシーベルトとなっており、文部科学省が示しました野外活動制限の基準値3.8マイクロシーベルトを下回っております。

しかしながら、国による水質基準や方針が示されていないことや、学校プールを使用すること全般において保護者の皆様が心配することなどを考慮し、学校プールの使用については今シーズンは見合わせることにいたしました。

屋外での体育の授業あるいは観察学習等につきましては、5月末までは1日2時間、6月からは1日3時間の範囲で制限をするというようなことで現在進めております。さらに、雨天時の屋外の活動は実施しないとしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 放射能については、なるべく少しでも少ない、そういう浴びせないということが必要だと思いますが、町民や子供たちになるべく不安を与えないような、そうした配慮もお願いしたいと思います。

次に、③番の体育の授業はどのように確保するのか。また、子供の健康の問題についてお尋ねいたします。

既に先ほども述べましたけれども、仮設校舎が第一小には建てられております。体育館は、仮設校舎にあわせて利用できるようになるという答弁いただきましたので、安心しているところでもありますけれども、まだ仮設住宅に入るまでの間の運動不足等の問題、体育の授業をどのように行うのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 体育の授業はどのように確保していくのかというおただしかと思っておりますので、ご答弁申し上げます。

現在、体育の授業につきましては、第二小学校の子供たちと交代したり合同で行ったりすることで二小の校庭を効率よく利用するとともに、雨天時におきましては二小の体育館、あるいは1年生になるんですが、町構造改善センターの教室間のスペースを利用し、縄跳びやゲーム感覚で体を動かす授業を行うなど、体育の実技について授業時数の確保を図っているところでございます。

仮設校舎建設に伴いまして第一小学校の校庭面積は縮小いたしますが、仮設校舎東側と今ある管理棟の間には、ある程度屋外活動できる面積は確保しております。子供たちが運動

するのには可能な面積だろうととらえております。

また、体育や屋外活動を行うに際しましては、鳥見山陸上競技場や各種体育施設等を利用するなど広いところでの授業も計画しているところでございます。また、体育館につきましても仮設校舎にあわせて2学期から使用できるということなので、十分に活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 次に、大きな3番についてお尋ねいたします。

道路、上下水道の復旧についてお尋ねいたしますが、（1）番、道路等は応急工事が行われてきましたが、今後の復旧見込みと資金について、また交通安全上の問題についてお尋ねいたします。

地盤が沈下したり舗装が崩壊や地割れなど、仮復旧工事が行われてきましたが、交通安全の危険な箇所がまだまだたくさんあります。四、五日前でしたか、牧場通りを走っているときに自転車の方が砂利の部分で転んでなかなか立ち上がれないという状況を目にしました。

今後の復旧工事の計画はどのように進められるのか、資金の問題は国の責任で行われるのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 14番議員のご質問の道路等の応急工事が行われた後、その後の復旧それから資金についてのご質問についてご答弁を申し上げます。

東日本大震災におきましては、3月11日の地震発生時から碎石によりまして補修をしてきました。余震等でさらに道路が沈下するということもございまして、碎石をさらに補充して対応してきたところでございます。

余震がおさまりまして、道路の沈下が見られなくなってきた4月からになります。仮舗装によって幹線道路等から順次施工してまいりました。仮舗装につきましては、本舗装とは違ひまして路面の平坦性がございませぬ。そうしたことから、またマンホール等の構造物等が突起しまして、仮舗装ではすりつけをするには、安全性の確保についてはなかなか困難な状態になっております。

現在につきましては、本舗装に向けまして、国庫補助でやる土木災害の査定を受けております。7月中旬には査定が完了するという見込みになっておりまして、査定後の決定があり次第、速やかに本復旧工事を発注したいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 道路の復旧問題で、れんがの歩道等も大変歩けない状況にありますので、あわせてのことだと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、（2）番の上下水道の復旧についてですが、マンホールが隆起して大変危険な状況に、先ほど都市建設課長の答弁の中にもありましたけれども、応急工事で行われている状況で、大変車など危ない状況にあります。この下水道の流れとか、漏れとか、そういう心配はないのか、今後の冬場に向かっての復旧工事についての計画をお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長、関根学君。

○上下水道課長（関根 学君） 14番、円谷寅三郎議員の質問にお答え申し上げます。

3の（2）道路に上下水道が飛び出している、問題はないのか、応急工事に対応されているが冬場に向かってどうするのかについてのご質問に答弁申し上げます。

このたびの震災により、上下水道施設の広範囲な箇所において甚大な被害を受けました。主な被害状況としましては上水道の配水管漏水150カ所、下水道のマンホール隆起100カ所などでございます。これらの被害箇所の応急仮設工事や応急復旧作業を行い、防護さく、誘導標識等により安全管理に努めるところでございますが、応急的な復旧状況であることから住民の皆さんに交通等の大変ご不便をかけていることを察しております。

応急仮設工事、応急復旧箇所においては、早急な復旧に当たり国の災害査定に向けた準備を進めているところであります。上水道施設については、いわゆる東日本道路管理者と施工内容や方法の協議を進めているところでございます。

また、公共下水道施設については、国の災害査定を6月下旬に、農業集落排水施設については7月中旬に予定されております。査定終了後、施工計画の中で緊急度、安全面を考慮して優先順位を選定しながら、速やかに復旧作業を行ってまいりたいと思ひます。復旧作業状況によっては、冬場や来年度にまたがる施工箇所もあるかと思ひますが、パトロール等に努めながら、安全対策を図りながら補修を行っていく考えでございます。

また、漏水等の箇所や汚水槽の漏れについては、今仮設配管等、また応急工事を行ってそのような漏れは現在ありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 水道課長にとっては、震災後水が出ないという状況の中で、大変苦勞もされたと思ひますが、道路の傷みの激しいところなどで水道管が路上を通っていると

ころも何度か見るわけでありませけれども、冬場の凍結の心配もありますので、今後冬場に向かつては露出している配管等も修復されるのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

上下水道課長、関根学君。

○上下水道課長（関根 学君） 水道管の緊急的な漏水がありまして、仮設配管等を行っている箇所が3カ所あります。逆池、地下道のところ、さらには牧場通りということで、今仮設配管を行っているところです。

今のところ、業者さんに確認したところ、冬場については凍結はないという状況でございますけれども、あくまでも仮設の状況で配管しているものですから、早くJRとかさらには道路管理者と協議しながら本復旧に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 3カ所という話でしたが、これは大きなパイプが通っているところの話だと思うんですが、細かい配管で露出しているところがあるかと思いますが、何カ所か。その点については早急にという考えでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長、関根学君。

○上下水道課長（関根 学君） 今の私の説明でただいま申し上げたのは、配水管の部分でございます。家庭に既水管で仮設配管等もあるかと思えます。その各家庭における配管についてはやはり冬場においては凍結が予想されます。そのような箇所については早急な復旧に努めていくようお願いすると同時に、こちらのほうも復旧に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 大きな4番になりますが、災害復旧、放射能汚染の対応に専門職の配置は考えられないかお尋ねしたいと思えます。

(1)の災害復旧や放射能の問題は、先ほども述べましたように大変時間のかかる問題だと思います。さまざまな問題に対応する専門的な職員の配置は考えられないのか、原子力の災害については中小業者や農家の大変大きな打撃となって、野菜等の出荷制限や風評被害などに町が敏感にこたえるべきだと思いますし、災害賠償の請求については、なかなか個人的には難しい問題でありますので、町がそうした取りまとめにも協力するということも必要で

ありますし、町民の放射能に対するご心配等に窓口で敏感にこたえるなど、町民が安心できるような体制が必要だと思っておりますが、専門職等のことについてはお考えありますかどうかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まず、第1点目の災害復旧にかかります職員の件でございますけれども、この件につきましては災害査定の早期受検というんですか、それと工事の早期発注に向けまして、現在各課の応援体制ということで1名ほど配置しております。

さらに、県外からでありますけれども、既に岡山県の鏡野町から2名が2週間来たと。さらに現在、先週からでありますけれども、埼玉県鴻巣市から2名でありますけれども、6週間ということで現在応援を受けております。さらに、矢吹原土地改良から1名応援をいただいているといったことで、土木技術関係の職員についてはこういった応援体制で現在進めているということでございます。

2点目の放射能に関する専門職ということでもありますけれども、これについては、やはり原子力政策については国の政策ということでありまして、いわゆる専門技術者も限られた人材でありますので、町におきましては、国・県の指導のもと、現有職員において町民の健康、そういった管理について進めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、必要に応じまして専門家等の意見を聞きながら、今後のいろいろな面での対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

○14番（円谷寅三郎君） 放射能に対しては、大変町民の不安もあると思っておりますし、どこまで安全なのかなかなか見当がつかないでいると思っております。そういう意味では、専門の人が知識を高めて町民に敏感にこたえるということも必要だと思っております。

原発が安定するまで、今大変な状況にあるかと思っておりますが、道路の復旧とか下水道とか、その専門家で担当するにしても、そうした保障とかさまざまな問題に答えられる、そういう専門職が必要かと思っております。町民が安心できる、そういう町づくり、この原発に負けない、そういう町づくりにぜひ努めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（今泉文克君） 14番、円谷寅三郎君の一般質問はこれまでとします。

◇ 根本重郎君

○議長（今泉文克君） 次に、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1 番、根本重郎君。

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

○1 番（根本重郎君） 1 番の根本であります。

6 月定例会、普通でありますと任期中、年 4 回の 4 年間で四四、十六回が普通でありますけれども、今回は 3 月 11 日の東日本大震災の影響で 1 回延びまして、異例であります 17 回目の定例会となるわけであります。

我が町の被害状況を考えた場合、4 月に行われるべきでありました統一地方選は当然できる状況ではなかったと思われまして、まだもう少し延ばしてもいいのかなと思うのが私の考えであります。

復旧、復興に最大の努力をしなければならないと思っておりますが、国の今まで 3 カ月が過ぎようとしております復旧、復興に対する対応については、現地被災者のことを考えるとなぜこんなに遅いのかなというふうに考えるわけでありましてけれども、連日新聞、テレビ等で報道されておりますが、まさにそのとおりであるというふうにも思っております。

それでは、以下の部分についてお伺いするわけでありまして、1 番の（1）幼稚園、小・中学校の対応、それぞれに違うと思われまして、それぞれにご対応いただきたいというふうに思っております。

最初に、①外での授業や部活での制限を設けているのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、鏡石町内の幼稚園、小・中学校における放射線量につきましては、文部科学省が定めた基準を下回っております。しかし、児童生徒等の健康を考えますと、できるだけ受ける線量を減らしていくということが必要であろうと思っております。屋外活動時間の範囲設定や天候、気温等周りの状況を確認しながら指導を行っており、状況によっては屋外活動の中止もしくは屋内活動に切りかえております。制限時間につきましては、円谷議員にお答えしたとおりであります。

また、受ける線量をできるだけ抑えるため、授業等により屋外活動から室内に戻る際にはうがいあるいは手洗いといったことを徹底させているところでございます。幼稚園につきましては、安全面も考え、屋外活動は現在行っておりません。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1 番、根本重郎君。

〔1 番 根本重郎君 登壇〕

○1 番（根本重郎君） 1 つ言っておきたいことがあるんですけども、確かに前任者の質問、

その前の質問をかんがみますと、3番目、4番目、5番目となりますと当然重なってまいりますけれども、やはりそれは前に答えたからいいという話ではなくて、それはそのときにまた改めてお答えいただきたいというのも思っております。

幼稚園のほうでは、確かに私立の幼稚園のほうでも外ではやっていないというふうな話を聞いておりますけれども、町の幼稚園でも外では遊ばせないというふうなことであります。ただ、小学校あるいは中学校、あるいはもっと小さなところでいえば保育所での対応というのは、幼稚園の対応と中学校の対応というのはやはり分かれてもいいのではないかと。というのは、中学校の場合は部活があります。そうすると部活をやっている子供もいるし、あと日中体育の授業で表に出て運動しているという授業の内容がありますけれども、もう一度お願いいたしますけれども、小学校では1日何時間を限度、あるいは中学校では何時間を限度というふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 1回目の答弁に関しては大変申しわけございませんでした。十分注意して答弁させていただきたいと思っております。

ただいまの質問についてお答え申し上げます。小学校におきましては、5月までは1日2時間、6月からは1日3時間までという外での活動の制限を設けているところでございます。

中学校におきましても同様でございますが、大変数字が踊るようで申しわけないんですが、中学校、地上1メートルのところから5月16日から6月10日までの19日間、1日3回放射線量の測定の結果なんですが、0.35という数値が出てございます。中学校は部活動がございまして、生徒によっては外にいる時間が大変長くなる、あるいは小学校と比べて学校にいる日にちが大変多くなるということがありますが、中学生で1日9時間、ずっと外にいつ放しという形で、授業日数は205日なんですが250日学校にいたと計算しますと787.5マイクロシーベルト、つまり0.79ミリシーベルトでございます。これは国の目指す数値を大きく下回る数値でございまして、そういった意味で部活動の制限はしてございません。

ただ、先ほど申しましたように、風が強い日、あるいは雨の日等は活動を控えるように指導してきたところでございますし、活動終了後には手洗い、うがい、ほこり落としなどを実践してもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） しつこいようなんですけれども、前は全協の中で5月分の放射能測定

結果1カ月分が出ていましたけれども、我が町の場合には0.27から、0.35から36をいったりきたりしているというふうな状況からすると、確かに全国の基準はその10倍くらいの国の基準を持っているわけですが、10分の1だということから比べれば、確かに基準は何ぼのシーベルトがいいのかと。

そして数字をばっと出した場合に、それが例えば10年後か20年後にいろいろ出た場合にだれが責任をとるのかというふうな問題が出るから、数字の設定というのはなかなかできていないのかなというふうにも考えておりますけれども、やはり子供の安心安全のためであれば、ぜひ町独自でいろいろな情報をとりながら、これくらいはいいというふうな目安は当然国の指示を待つというふうなあればかりではなくて、やはり町独自の方法も必要ではないかなというふうに思っております。

その次に、②番目のプールでの利用なんですけれども、先ほどの円谷寅三郎議員の中では今シーズンは見合わせるというふうなことでありますけれども、外で、例えば今出ましたように時間制減を設けて小学校あるいは中学校で、表で授業をやるというふうなあれがあるならば、プールも時間を決めればいいのではないかというふうにも思うんですけれども、その件に関してはどうですか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） プールの利用についてのご質問にご答弁申し上げます。

福島県教育委員会から、県立の学校に対しましては水泳指導上の留意事項に配慮し、水泳指導することは可能であるという通知がなされましたが、現在のところ国による水質基準や方針が示されていないことから、学校プールを使用すること全般において、保護者の皆様の心配することなどを考慮いたしまして、学校プールの使用については今シーズンは見合わせるというふうにしたところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） きょうの日本経済新聞の社会面に、福島での屋外プール、中止か使用かで分かれているというふうな、全国版に載ってございましたけれども、福島、いわき、国見のほうでは、結局は教育委員会独自ではなくて保護者の不安があると、保護者から使用させないでもらいたいというふうな意見が多いという理由でやらないと。

しかし、逆にプールを使用して時間を制限して、上がった時点でシャワーを浴びてやれば問題ないという自治体もあるわけでありまして。やはり、後で述べますけれども、屋内プールすいすいも使用中止ということで、子供たちは実際、水泳授業ができない状況にあるという

ようなことを考えた場合には、やはりその辺を柔軟に考えてもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会といたしましては、現段階において、肌を露出しなければならない水泳の授業については健康面での心配は本当はないのか、これが明確でないということもありますので、今シーズンの学校のプール使用については、授業では取り扱わないというふうに決定したところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、③の子供たち学校での服装あるいは登下校での服装に対する制限というか、こういうふうなものを着てきなさいというような指導というものは現在あるのかどうか、小学校、中学校、それぞれお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 服装の制限についてのおたがしでございますが、ご答弁申し上げます。

登下校時や屋外活動時につきましては、長そで、長ズボン、帽子の着用を基本としてきましたが、暑さによる健康面の心配もあり、その日の気温や湿度の状況を踏まえ、半そで、半ズボンなどを含めて適切に指示を行っているところでございます。これは、小・中学校とも同じでございます。

また、野外活動から室内に戻る際には、衣服のほこりを落とすとともに手洗い、うがい、これを徹底するよう指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 暑さによってそれぞれ対応しているということなんですけれども、やはり放射能が怖いからといって長そで、長ズボンをはいて登校していて、逆に熱中症とかそういうふうな害が出ると怖い面がありますので、やはりその辺は徹底した指導というのをお願いしたいというふうに思っております。

次に、④番の携帯型というか、バッジ型あるいはペン型、いろいろあるそうでありますけ

れども、放射能線量計というものを、親たちがそれぞれに不安を持っているようであれば子供たちに持たせるというようなことは考えられないかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 携帯型の線量計を子供たちに持たせることができないかというおただしでございますが、ご答弁申し上げます。

現在、鏡石町では保育所、幼稚園、小・中学校及び体育施設等へ簡易放射能測定器を配布して、毎日時間を決めて1センチ、50センチ、1メートルの高さで計測をしており、結果につきましては、保護者の皆様の不安を解消するため、町のホームページや学校だより等で公表しているところでございます。

また、窓の開閉による室内の放射線量の測定も毎日行っており、今月からは文部科学省から配布されました簡易型積算線量計を、児童生徒の屋内外での生活パターンに近い先生が身につけていることで、子供たちが受けるに近い放射線量について継続的にモニタリングを行っているところでございます。今後も継続して、学校ごとの放射線量の計測は実施していきたいというふうに考えております。

携帯型の線量計につきましては、一部放射線量が高い地区がある市町村において子供たちに配布されたということでございますが、子供たちへの線量計の携帯につきましては、これからの放射線量の変化や環境状況を見た上での検討とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 福島ですか、全児童生徒、幼稚園から保育所から3万4,000人に携帯型の線量計を配るといふようなことがありました。これは、やはり確かに福島の方は我が町からするとかなり高いわけでありますので、当然不安も我が町の保護者よりは高いのかなというふうにも考えれば、こういうこともやむを得ないのかなと思いますけれども、これをやった場合に予算が1億6,000万、3万4,000人で割ると1個4,700円という数字が出てくるんですけれども、こんなに安いのかなと一瞬、幾らバッジ型とはいえそんなに安いのかなと。

普通の線量計ですと、やはり安いものでも4万から5万くらいするような状況でありますので、保護者の不安を幾らかでも取るには、小・中学、幼稚園、保育所すべてではなくて、例えば小さい子供を持つ親ほどやはり不安材料が高いわけでありますので、保育所の子供あるいは幼稚園までとかに限ってでも、線量計、子供たちが持って毎日の記録をとれますので、そういうものを預けて、あるいはリースがきくかどうかわかりませんが、リースがきけばその小さい子供たちにだけでも持たせて、我が町の地域は数値的にはこれだけ安全であ

るというふうな取り組みもできるのではないかと思うので、小さい子供たちだけにでもという考え方がこれからできないかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 特に小さい子供たちに放射線量を測定する機器を持たせることができないかというおたただしですが、線量計につきましては、子供一人一人の被曝放射線量を把握することで、健康管理に生かして保護者の安心につなげるものだというふうに考えてございます。

使用するに当たりましては、子供は学校でだけ生活しているわけではないので、線量計を衣服などにつけて24時間体制で測定するようになるのかというふうに思います。すなわち個人管理がそれには求められてくるんだろうというふうに思います。

そういった意味から、幼稚園児や保育所の子供たちあるいは小学校の低学年の子供たちにとっては逆に大きな負担になってしまうのではないかととらえているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、（2）の町スポーツ少年団の練習場所が現在どのようになっているか。つまり、物によっては校庭が使えない、サッカー練習していたところも使えない、ソフトボールを練習していたところも使えない、体育館も使えないというようなことで、9団体あるわけですけれども、それらはどこからどこに変更になっているか、最初にお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 町スポーツ少年団の練習場所は現在どのようになっているか、また、前と今とでは練習場所がどのようにかわっているかというご質問にご答弁させていただきます。

まず、最初の1点目でございますが、スポーツ少年団の活動場所は、震災の影響により体育施設等に利用制限があることから、それぞれの場所を工夫して活動しているところでございます。

剣道鏡武館スポーツ少年団は鳥見山体育館で、ソフトボールスポーツ少年団は鳥見山野球場で、空手道の拳和会スポーツ少年団は公民館大研修室で、それから空手道吉祥館スポーツ少年団は成田保健センターで、サッカーの鏡石フットボールクラブスポーツ少年団は鳥見山体育館及び多目的広場で、ミニバスケットの男子、鏡石MGボーイズスポーツ少年団は玉川

第一小学校及び野木沢小学校で、ミニバスケットボールの女子ミニバスケットスポーツ少年団は鳥見山体育館及び玉川第一小学校で、水泳のわんぱくスイミングスポーツ少年団は郡山市のジーラックスイミングクラブで、水泳スポーツ少年団は石川町の石川温水プールで現在練習を行っているところでございます。

それから、震災後と前ではというその違いの部分ですが、鏡石鏡武館、剣道のほうですが、第一小学校の体育館から鳥見山の体育館へ、鏡石ソフトボールスポーツ少年団が第一小学校のグラウンドから鳥見山の野球場へ、それから空手道拳和会スポーツ少年団は第一小学校の体育館から町公民館の大研修室へ、それから鏡石フットボールクラブスポーツ少年団は公民館グラウンドから鳥見山体育館と、日によって違うんですが多目的広場に、それからミニバスケットボールのスポーツ少年団、女子のほうですが、第二小学校体育館と第一小学校体育館を利用していたのですが玉川第一小学校と鳥見山の体育館へ、それから空手の吉祥館は同じでございます。鏡石町の水泳スポーツ少年団が町民プールすいすいから石川温水プールのほうへ、わんぱくスイミングクラブスポーツ少年団が町民プールすいすいから郡山のジーラックスイミングクラブへ、そして男子のミニバスケットボールのスポーツ少年団が第二小学校、第一小学校の体育館から玉川第一小学校、野木沢小学校の体育館へというようなことで、場所を移して練習をしているのが現在でございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ただいま1番、根本重郎君の一般質問中でございますが、議事の都合上、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 先ほどの教育長の答弁の中で、スポーツ少年団、ほとんどの団が今までの場所より変更せざるを得ないということで、親及び指導者の方たちは、子供たちのために一生懸命練習する場所を探して、今こういう結果になっているわけであります。

(3)のすいすいの再開の時期と絡むんですけれども、水泳2団ありますけれども、それぞれに石川あるいは郡山のほうまで出かけていって子供たち一緒に指導していると。やはり子供たちの将来のために、一時でも時間を無駄にできないというふうなことのあらわれではないかというふうにも思っておりますので、各施設の一日も早い再開をお願いするわけであ

ります。

次に、(3)の町民プールすいすいの再開の時期についてお伺いいたします。

○議長(今泉文克君) 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) 町民プールの再開時期ということでありまして、これにつきましては、町民プールの本体の復旧につきましては、都市災害復旧ということでいわゆる国庫補助として現在作業を進めてございます。これは、学校の屋外プールが使えないということもでございます。そういったことで、復旧の時期については、現在のところ、遅くとも年末までに復旧をしたいという考え方でございます。

ただ、これに伴います資材等の関係で復旧の時期がおくれる可能性もあるということでもあります。いずれにしましても、早期の再開に向けて対応していきたいというふうに考えております。

○議長(今泉文克君) 1番、根本重郎君。

[1番 根本重郎君 登壇]

○1番(根本重郎君) 年末までというふうな、今町長の答弁言われましたけれども、学校のプールが使えない、あるいはスポ少の関係でも使えないということになると、やはり1シーズン使えないということは、いろいろと細かい問題があるかと思うんですけれども、どうしてもこういうふうなものは生活関連の復旧のほうが先になってどうしても後回しになるというか、そういうふうなことになりがちでありますけれども、やはりこういうふうなときにこそ、子供たちの健やかな、あるいは健全な笑い声が聞こえるような施策というの、ライフラインの復興も含めて早急に必要ではないかと思うわけでありまして。

屋外の学校プールが使えないということなので、町民プールを先行して、両方一遍にやるとなるとなかなか容易でないと思うんです、金額の面で。だったらば、屋外プールがいろいろ、放射能とかいろいろな面で、保護者等の希望があってもなかなかできないというようなあれがあるのであれば、その分の予算を逆に町民プールのほうの再建に振り向けて、早く子供たちが泳げるような方向も必要ではないかと。これは、スポ少のほうの各団の意見というものもございまして、なるべく早く、遠くに行って練習している子供たちを通常に戻してもらいたいと。

逆にいえば、温水プールをやるのに、温水でなくてはだめなのかなと。常温だけでも、ここ何カ月かくらいは再考できないのかと思うわけでありまして、その点に関してはどうなのかお伺いいたします。

○議長(今泉文克君) 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） このプールの再開でありますけれども、いずれにしましても、町の公共施設の被害額については現在のところ43億円の被害額があるということでありまして。そういう中で、この43億円というのは町の今回の当初予算に匹敵するということでありまして。

プールの再開の部分については、今月末に国の査定を受けるということでありまして。現在のところ、この被害額が約6,000万ということでありまして、この6,000万を町単独で行うということは、非常に財政的には先ほど言った被害額からしますと困難であるということであり、一日も早い査定を受けて、査定を受けた後には事前着工も含めて、そういった部分について事前着工もありということも含めて、これから検討していきたいと。そういう中でも、今の状況からすると、先ほど申し上げましたとおり12月末ごろになるのかなという見通しであります。

ただ、これもいずれにしましても今屋外プールが使えないということでありまして、早急な完成を目指して頑張りたいというふうを考えております。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 年末というのはわかったんですけれども、完全復旧ではなくて、先ほどちょっと言いましたけれども常温、要するに水でのプール再開というのは、すいすいのプール再開、要するに温水じゃなくて水だけでの再開というのは考えられないのかどうか、改めてお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まず当町再度で直す復旧については、あくまでもいわゆる建物を直すということでありまして。現在、天井が落下して大変危険だということで、これを直すということでありまして、機械そのほかについては点検をしながらやっていくということでありまして。

温水にするか常温にするか、これについては、夏場でありますれば当然常温でも結構なんだろうけれども、完成時期が12月ごろになるということになれば、これは加温しなければ当然使えない状況なんで、その辺については今後いろいろ検討していきたいというふうを考えております。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 次に、（4）番、今このような原子力発電に対する不安等もありまして、これから電力不足というのが懸念されるというふうな報道が毎日行われておりまして、その中でも各行政あるいは企業等でいろいろな取り組み等を行っているわけでありまして。

その中で、①として、我が町の行政サイドとしてどのような省エネ対策に取り組む方法があるのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

これからの電力不足が懸念される中で、省エネ対策として。行政としてどのように取り組むのかということでございます。

ご承知のように、5月13日に、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」が発表され、今夏の電力需給対策の基本的な考え方が示されました。大口の需要家、いわゆる契約電力が500キロワット以上、小口需要家、契約電力が500キロワット以下、そして家庭部門とともに電力需要抑制の目標を前年比15%とし、同じ目標を掲げて国民、産業が一丸となってこの夏を乗り切るとされております。

また、東北電力と東京電力の管内で7月に発動されます電力使用制限令の具体案も発表されまして、鉄道、病院、東日本大震災の被災地の公共施設など約30分野についてはいわゆる制限の例外ということが設けられたところであります。

具体的な取り組みにつきましては、大口需要家では操業、営業時間の調整、休日、夏期休業の分散化。小口需要家は照明、空調機などの節電、営業時間の短縮、夏期休業の設定、延長、分散化などが示されておりますが、節電の努力につきましては、対象外の小規模事業所、また各家庭においてはもちろん期待されているところであります。

災害復旧、復興の真ただ中であり、庁舎などは前年と同水準の電力使用ができるとはいえ、できる限りの節電に努めることは必要であります。また、各家庭でもエアコンでの設定28度、扇風機の活用などこれまでの我が家の節電対策を特に午前9時から午後8時までの間に節電に取り組んでいただくよう啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 町で、公共施設等の省エネに対してその辺は何%くらい削減できるような方法というものは持っているのかどうか、まず最初にそれをお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 公共施設等におきます目標数値というのは、これまでいわゆる6%削減というような考え方で進んできておりました。これについては、電気についても全く同じ考えでおりました。

今回については、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる制限といいますか、削減対象施設等にはなっていないにしても、やはり当然ながら6%に向けた削減目標として、今般やはりエアコンの室温設定とかクールビズとかについて、各職員のほうに協力要請をお願いして、それらの目標に向かって努力するというようなことを先般決めたところであります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 各電力会社が、企業に対して20%から25%ぐらいの目標という形でお願いしているわけですが、やはりそれはなかなか難しいと。これからいろいろな震災の影響で復興し、成長に持っていくにはやはり電力のカットが余り高くては、生産及び雇用に対して維持できないというようなことがありますして、電力会社と産業界とでやりとりしていると思うんですけれども、さっき6%というような話なんですけれども、やはり行政の中では10から15くらいは努力目標として持っていけないと6%以上の達成というのは非常に難しいんでないかなと思うんですけれども、いろいろな方法あると思うんですけれども、それに向かってやっていけるかどうかお伺いいたします。

また、街路灯。防犯灯は消すという問題あるかと思うんですけれども、街路灯はやはり、せっかく成田のほうまでずっとつけたんですけれども、例えば1個おきにするとか、それでも当面はやっていけるのではないかと思うんですけれども、街路灯の電源のカット、2つのうち1基だけにするとか、3つのうち1個というのと暗くなるかと思うんですけれども、2つに対して1個くらいは消しても問題ないのではないかと思うんですけれども、その件に関してはどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 公共施設等の目標ですが、10%から15%ということであり、ます。当然ながらそれらに向けて少しでも節電できるような考え方を持っていきたいというふうには考えております。

なお、街路灯については担当課長のほうからご説明をいたします。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

街路灯関係での節電というふうなお尋ねでございますが、現在町内には400基を超える街路灯が設置されております。街路灯の関係で通行の安全が確保されているという部分はございますが、この震災、さらには電力不足への協力というふうなご質問でございます。

当然、電力不足もございいますので、公共施設並びにいろいろな部分で協力していきたいと

いうふうに考えておりますが、ただ現在のところ、歩道も含めて道路事情も大変悪いという部分がございます。そういう部分から、当面、道路の安全確保が図られるまでの間はある程度やむを得ないのかなということも考えられますので、1本おきとかいうことではなくて、当分の間はこのまま使用したいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 確かに安全上どうこうというような問題はあるのですけれども、夜の場合は自転車で通る人もいるかもしれないのですけれども、昼間よりはかなり少ないのではないかと思うんで、例えば試しに1個ずつ飛び飛びに消してみてもどうかと、実験的に。消してみても、どのような暗さになるかというのをやっぱり実施する必要があるのではないかと。

みんなそれぞれ15%節電すると、やはり計画停電とかあるいはそのとおりになって電源がばちんと落ちるといような非常事態、要するにパニックにはならないのではないかと。みんなが考え行動すると。今は非常事態の真ただ中でありますので、とりあえずやりやすいのは、防犯灯はなかなか消すというのは難しいと思うのですけれども、街路灯は2基に1基というのを実験的にできないかどうか、ちょっとやる気があるのかどうかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 先ほど産業課長が答弁したとおり、この消すかそのままにするかということについては大変大きな決断かなというふうに思います。というのは、先日でありますけれども、都会で実際に夜間街灯を消したという情報がありまして、そういう中で見ましたらば、消した場合に、自転車の通行の後ろから車が行った場合に相当危険だという、そういった報道もなされております。

そういうことから、産業課長が言いましたように、現在歩道も完全復旧には至っておりません。道路もしかりであります。そういうことからしますと、確かに電気の需要ということもございますけれども、夜間ということからして、町民の安全安心ということからすると現時点ではこのまましておきたいと。気持ちはわかりますけれども、安全という観点からこのまま継続していきたいということでもあります。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 今、町長から答弁あったのですけれども、あの番組は実際私も見ましたけれども、あれはちょっと消し過ぎ。報道の観点からするとそうしたのかもわからないけれども、あれはちょっと消し過ぎだったなというふうな感じはしました。でも、町のほうは

あそこまでやらなくても、十分通れるんじゃないかというふうに思いますので、今質問したわけであります。

行政がやると企業、あるいは町民もいろいろと考えてくるんじゃないかというふうにも思いますので、②の企業、町民への呼びかけはどうするのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 企業、町民への呼びかけはどうするのかということでございます。国、電力各社は業界団体や自治体を通じまして需要家に対する情報提供などの啓発を進めるとともに、重立った小口需要家に対し、戸別訪問等を通じて節電の必要性、具体的取組方法などについての情報提供や協力依頼を行うとしております。

また、家庭向けには節電の具体的取り組みを家庭の節電対策メニューとして取りまとめ、パンフレット、新聞、テレビ、インターネット等さまざまな媒体を通じ、家庭の浸透を図る一方、小・中学校の授業や夏休みの課題で節電が取り上げられるよう、各教育委員会に周知し、節電教育の取り組みを行うとしております。さらに、ステップを踏んだ啓発活動を展開し、一過性に終わらせず、継続的な省エネ活動へ自治体と連携し展開することとしております。

町としましては、さきに述べた我が家の節電対策などによる節電に取り組んでいただくよう関係機関と連携し、広報活動をメインに啓発活動を実施したいと考えております。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 町民への呼びかけということで、実際私もやっているんです。給湯器のスイッチをこまめに入れたり切ったりするんです。それだけでかなり違います。だから、そういうふうなことも、要するにお湯が必要なときだけ給湯器のスイッチを入れると、あと使い終わったら切っておくと。そうすると、金額的にどのくらいかはまだはっきり見ていないですけども、メーターのあれからすると、あれこんなに下がるのかなというくらい下がっていますんで、そういうようなことも1つの呼びかけとしては必要ではないかというふうに私のほうから提案しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと最後になりますが、③スーパークールビズ、これはご存じのとおり今までクールビズをさらに進化させるというか、そういうことでスーパークールビズというようなことがテレビあるいは一部官公庁でも行っているというふうな報道がなされておりましたけれども、このスーパークールビズについて、行政として町長の考えはどう思うかお伺いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） スーパークールビズについてどう思うかということでございます。

スーパークールビズは、ご承知のように環境省が職員にノーネクタイ・上着などでの勤務を推奨する現行のクールビズを強化し、ポロシャツやアロハシャツ、Tシャツの着用も許容する取り組みで、またスニーカーやサンダル、ジーンズも条件つきで認めるとしております。

各地の自治体で積極的に導入する動きや、一方二の足を踏む企業も多いと聞いておりますが、地域性、風土、さらには職種などさまざまな生活態様がある中では、状況に応じた節度ある着用を基本としたスーパークールビズについては、共通理解を得ながら展開することができればよいことであり、今後のライフスタイルも含め推奨すべきものと考えております。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） ある意味で検討するのかなという前向きのお考えかなと思うんですけども、やはりこういうのは、スーパークールビズというものを始めていこうというようになったら、即何らかの方法でやらないとすぐ暑い期間がなくなりますので、私からすれば、確かに環境省ですか、その中でいろいろやっていてそんなに抵抗感はないと。逆に言えばここまで服装を変えていいのかなというくらい変えてしまうというふうなことも、1つの時代になってきたのかなと考えているわけでありましてけれども。1つの例えば目安を設けて、同じポロシャツとかあったらある程度の色指定をすとか、あるいはそういうような、短パンはだめだけれども普通ズボンはいいいとか、そういうようなある程度の議論等をやれば、町独自でいろいろと省エネとかあれに対しても考えているのかなということが、町民のほうにも伝わっていくんではないかと。

それに対していろいろと意見があると思うんです、やれば、何でもやっぱり変えようとなると、いろいろと従来の方法と違うから何だと、こんな楽な格好をして仕事やっていいのかと、役場の職員もとなる可能性もあるかもしれないけれども、やはり実をとりたいた。中身ということも考えなきゃならないというようなこともあると思うんで、そういうふうな面からも、国の環境省のほうでは提案し、あるいは実際行っているのではないかというふうな思いもするわけでありましてけれども、やはり沖縄なら沖縄のほうで県議やそこらがアロハシャツとかになってずっと今まできたような形もあるわけでありまして、やはり1つの方法としてはスーパークールビズの中身に対する検討も行って、即できるものはやったほうがいいと。そうすると、行政に対して町民の方もついてくるのではないかというふうにも思うので、再度お伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） このスーパークールビズということで、ことしの言葉になっているみたいですが、これについては、例えば沖縄でのアロハシャツ、これはその地域地域によって合うかもしれません。環境省の職員が短パンをはいたりいろいろしていますけれども、これはあくまでも住民と直接接しない場所と私は思っています。そういう中で、我々は住民と一番接すると、そういう中ではある程度節度ある、いわゆる通常のクールビズということが私は正しいというふうに思います。

そういう中で、十分やっていけるというふうに信じておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

○議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

◇ 今 駒 英 樹 君

○議長（今泉文克君） 次、2番、今駒英樹君の一般質問の発言を許します。

2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 通告に従いまして、2番議員、今駒英樹、一般質問させていただきます。

質問の前に、このたび東日本大震災によりお亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

そして、鏡石の復興に携わった方々にこの場をかりまして感謝の意を申し上げたいと思います。ありがとうございます。それでは一般質問させていただきます。

まずは大きい第1番です。福島第一原発事故における放射性物質大量放出により鏡石町が受ける影響と被害について。

こちらの（1）鏡石町民が受ける年間被曝積算量（内部被曝、外部被曝）はどれくらいか。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石町民が受ける年間被曝積算量、内部被曝、外部被曝はどれくらいかというふうなご質問でございますが、町民の年間被曝積算量につきまして、外部被曝につきましてはこれまでのデータ及び今後の放射線量を現在の数値0.3マイクロシーベルトで積算しますと、24時間屋外で活動していたというふうに仮定した場合には、年間約2.6ミリシーベルト程度となります。これは24時間続けて屋外にいるというふうなことでありますので、これをいわゆる屋

内の生活に合わせていくと大分低減するというふうにご理解いただければと思います。

また、子供につきましては、各小・中学校、幼稚園での活動をもとに推計しますと年間約1.0ミリシーベルトとなります。また、土曜日、日曜日の活動状況や個人の生活スタイルによりまして変化するものと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、内部被曝についてでございますが、国がゼロ歳から5歳の子供の調査を先行して実施することを発表しておりまして、県も県民の健康調査の中で計画中でございますので、そちらの中で積算量が出ると思ひます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） ご答弁ありがとうございます。

詳しい内部被曝の時期がいつごろとわかれば、ご答弁よろしくお願ひします。もし出ていれば。

○議長（今泉文克君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） いわゆる内部被曝と外部被曝というふうな定義のところでございますけれども、外部被曝については字のとおり外から、いわゆる皮膚などについて放射線を浴びるものでございます。それから、内部被曝についてはいわゆる体内に入る、空気中のものを吸い込んだり、食物から入るといふふうな状況もあると思ひます。そんな状況ですので、時期については、我々の生活していく中で喉頭、口の中から入ってくるというふうにご考慮してございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 申しわけありません。質問の仕方がちょっと間違っていたと思うんですけども、県のほうでゼロ歳児から5歳児までの内部被曝の検査時期がもしわかればという質問だったんですけども、詳しい時期がわかれば。ご答弁お願ひします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。今の時点ですと、計画中とまでしか聞いておりませんので、今時期についてはご答弁申し上げられません。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） （2）番に移ります。

文部科学省が発表した子供の年間被曝量1ミリシーベルト未満は厳守できるのか。また、どのような方法で達成を目指すのか。よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員の1の（2）のご質問にご答弁申し上げます。

4月19日に文部科学省から福島県内の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方についての通知がございまして、学校の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な目安がそこで示されました。内容は、校庭、園庭で3.8マイクロシーベルト未満の空間線量率が測定された学校については、校舎、校庭等を平常どおり利用して差し支えないというもので、この通知を受け、学校活動を現在まで行ってきたところであります。

しかしながら、児童生徒が受ける放射線量をできるだけ低く抑えるため、屋外活動制限を初め手洗い、うがい等の実施については学校に対ししっかり行うよう指導してきたところでございます。

その後、5月27日付で文部科学省から、「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」が示され、暫定的考え方で示した数値を目安とするが、今後できる限り児童生徒等が受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒が受ける線量について当面年間1ミリシーベルト以下を目指すこととされました。

当町におきましては、簡易放射線量測定器を各学校等に配布し、定期的に計量を行い、天候等により線量が高い日には屋外活動の時間を短縮するなど、できるだけ児童生徒等が受ける線量を少なくするよう取り組んでおります。

今後も周囲の状況、国あるいは県の動向を見据えながら、できるだけ受ける線量を少なくする努力を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 確かに年間1ミリシーベルトという努力目標が文部科学省から出されて、この基準というのは以前、原発事故になる前に、原子力発電所で働く方々とか従事者が多分年間に浴びていい線量の上限だったんですけども、今回の事故を受けまして国がやっぱり原発の収束作業に支障を来すということで、作業員は250ミリシーベルトまで上げました。

最初に、国は20ミリシーベルトというちょっと根拠がわからない数値を出したんですけども、そちらは福島県の父母の方々が東京まで出向いて、文科省そして原子力安全委員にお

話をして、僕も機会があってインターネットでちょっとその状況を2時間ぐらい見させていただいたんですけども、それで20ミリシーベルトが1ミリシーベルトにかわったという現実があります。

何としてでも、幸い鏡石は0.3平均で低い量と言えますけれども、やっぱり通常の6倍から7倍を推移していますので、それを考えますと、町長がきのう説明していただいた安全安心を遂行するためにも、教育現場でご尽力いただいて、1ミリシーベルト未満を達成できるように、本当に強くお願いをしてこの質問にかえさせていただきます。

次に、(3)番の質問に移ります。

公共施設すべて、括弧の中は例です、(グラウンド・芝・公園)の土地改良か土表を削る(除染)ことが必要と考えるが、町側の考えをお聞かせください。

○議長(今泉文克君) 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

国は、学校や児童福祉施設の校庭などの表土除去にかかる費用についての補助基準というものを示しました。これが1マイクロシーベルトということでありまして、本町におきましては、各施設とも現在のところ基準値以下であり、早急に対応すべき状態にはございませんけれども、同じ土であっても、場所によっては放射線量の高いところもあると思われまますので、きめ細かな調査をもとに対策をこれからいろいろな面で考えていく必要があると考えております。

○議長(今泉文克君) 2番、今駒英樹君。

[2番 今駒英樹君 登壇]

○2番(今駒英樹君) 多分、町長もこのことについてはすごく悩んでいると思うんですけども、実際この福島第一原発事故は、収束時期が本当に明確になっていません。それを考えると、やっぱり積み重なるうちにまず表土、少ない多いとかではなくて、もう既に汚染されているものに対しては除去すべきと僕は考えます。

ましてや、公共施設はやっぱり一番、前の先輩議員の方々からも出ましたけれども、やっぱり弱者が利用するのが非常に多いです。その中でも安心安全を確保していくために、最近使われる言葉で、担保するためにはこれから必要になっていくんじゃないかと思っておりますけれども、これからその線量が高い低いではなく、町側としてどういう考えがあるのかお聞かせください。

○議長(今泉文克君) 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長(遠藤栄作君) この放射線量については、現在町で発表しているのが勤労青少年ホー

ム、ここについて0.27、現在0.3以下でありますけれども、こういった基準になっている部分が今公表されているということでもあります。そのほか、学校等についても一応お知らせしているという状況でありますけれども、問題は、学校については現在のところ、農地等からすると約半数近い数値になっているということでもあります。

そういう観点から、今週月曜日でありますけれども、町の災害対策本部会議の中で、いわゆる通学路についてどういうふうな状況にあるかということでの線量調査を指示しました。そういう中で、側溝等についてもいろいろ報道からすると高いということもあります。そういうことから、なるべく子供さんがそういったことで近寄らない、その後のどういった側溝の掃除をするかとか、そういった部分で対応を講じていきたいということで、各通学路をはかるということを指示しました。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 早期の対応をお願いして、そしてあとほかの線量の高い自治体では公共施設などに高圧洗浄で除染をするなど、いろいろな方法をとって自治体みずから線量を下げるという努力をなさっていますので、そういうのを参考にしながら、これからの長い、収束がいつかまだわからないものに対して予防するという観点から、対策をとっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

（4）原発事故の収束時期の見通しがはっきりしないが、国や県の基準だけではなく、今後考えられる放射能汚染に対する町独自の基準を明確にすべき時期が迫っていると考えますが、こちらも例ですね、（放射能被害特別対策本部など）準備が必要ではないか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 原発事故について、一刻も早い収束を望むところでございますけれども、現在の状況を見ますとその対応が長期間にわたるということが現在のところ予想されます。町といたしましても、町民の安全安心のための対策は大変重要でありますので、この部分については、今後とも町災害対策本部の中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

あと2つ目の町独自の基準ということでございますけれども、国の基準は専門的な見地から設定されているものでありますので、それらを基本として、安全安心のため町としても対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） もし、町長が今の段階でそういうものに対して考えていることがあれば、ビジョンがあれば教えてください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この放射線につきましては、基準が、学者によってはこのくらいならば大丈夫だとかこの数字ではだめだとかいろいろございます。そういうことで、今申しあげましたように、国のそういった基準等も含めて町でできる限り、先ほど申しあげましたように、いわゆる1カ所の線量じゃなくて町全体がどういった状況になっているかということについても調査をした上で、さらにこれから、今回の補正予算でも上げましたけれども、土壌調査を踏まえていろいろ対策を講じていきたいということでもあります。

特に、今空中線量の3.8とか1.0とかいうことで表土を掃いておりますけれども、これについては、私はやはりしっかりとこの空中線量とあわせて土壌調査といったものも必要であるというふうに考えております。そういったことから、今回の補正を組みまして、調査をしながら町独自の対策も講じていきたいと、そういうことも含めて東電についても申し上げるべきことは申しあげたいという考え方であります。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 今駒君、議長と発言をしっかりとしてください。

2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） モニタリングの場所をふやしていただいて、さらなる安全を確保するというご答弁をいただきました。

あと、場所によって線量が高いホットスポットと呼ばれる場所がありますので、本当に見落とすことなくしっかりとはかっていることについて対応していただきたいと思います。

次、（5）番に移ります。

こちら、ちょっと（3）番との関連になるんですけども、放射能線を受けた農耕地すべてを土地改良か土俵を削る（除染）ことが必要と考えるが、町側の対応はどのように考えているか、ご答弁をお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） この対応についてでありますけれども、これにつきましては4月6日に発表されました原発事故の放射性物質による農地の汚染実態を把握するために行いました土壌調査の結果でありますけれども、町内の水田では514マイクロシーベルト、これはセシウムです。あと畑では263マイクロシーベルトということでございました。この2カ所はい

ずれも基準値を下回ったということでもあります。それで、それまで制限されていた水田については、うなってもいいということで、農作業について解除されたということでもあります。

ご質問の表土を削るということにつきましては、町内の水田が1,064ヘクタール、畑につきましては370ヘクタール、合わせまして1,430ヘクタールということでもあります。この表土を除去するためには当然多額の費用が発生すると、及びその削り取った土の処分、こういった問題もございます。表土を削ることは困難であると思っておりますので、現時点につきましては県の農業総合センターや普及所、さらには放射性物質の定義についての技術指導をもとにして、土壌改良等の推進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） この問題も、将来を見据えたときに、鏡石町というのは農業所得が県内でもトップクラスで常に来たわけですけれども、今後本当に鏡石の産業のトップとして考えたときにこの部分をしっかりとやっておかないと、本当にどういう影響が起こるのかという部分に関して、ちょっとだれも答えが出ない状態であれば、今見えるべき部分はしっかりとやるべきだと思うんです、僕は。

それを考えたときに、今やれることは表土を除染する、表土を削ることしか、今の段階ではもうやれることは、ヒマワリを植えたり花を植えたり、セシウムを吸収するといってそういう実験が行われていますけれども、実効的に行っても完全に除去されるという状況はもう表土を削ることぐらいしか今の状況ではないんです。それを考えたときに、これからまた梅雨に入れば表面にたまったセシウムが地中に下がり、ずっと下までおりていくわけです。それを考えたときに、町長が言ったとおり、莫大な予算がかかるかもしれませんが、やっぱりそれも含めた上で話し合いなり準備なりを、すごく難しい、町だけの判断では難しいと思いますけれども、農業者の方々と何度も協議していただいて、ことしの場合は地震の被害で水路のほうが破壊されたということで作付はできませんでしたが、また来年度本当に作付したときにどういうふうになるのかという部分も着々と準備を進めていくことが必要なんじゃないかなと感じました。

本当に、この放射能に対してはもう何と云えばいいのか、本当に町長がおっしゃるとおり明確な基準というものが出ていません。そして、みんな学者さんはチェルノブイリと比較するんですけれども、チェルノブイリとはまた違うような性質を持っているような感じを、チェルノブイリは収束しましたけれども、今回はまだまだ収束しないで、東電、保安院、国が、燃料がどういう状態になっているかもわからない、ましてやそれが下に落ちれば地下資源にも影響を及ぼす可能性がある。ましてや海に廃棄された水以外の部分で、77京ベクレルの放射能が放出されました。

ただ、鏡石町はその中であっても少なかったと、幸いに少なかったと。ただ、この影響が
どういふふうに出るかというのは多分だれもわからない、今の段階では予想はできるけれど
もだれもわからない。であれば、今の段階で最良の手を打つべきだと僕は考えます。その辺
について、町長のお考えお聞かせください。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） まさにこの放射線については未知の世界でありますので、そういう中、
我が町の全面積の約半数が農地であるということであります。水田が約1,100ヘクタールあ
ります。これは町全体の3分の1の面積だということであります。この放射線量も農地につ
いては、この市街地よりは高いという状況にもあります。今回、先ほど申し上げましたよう
に、県のほうでは、当初は肯定もするなということで指示を受けたところですが。そういう中
で、今回、5,000ベクレル以下については10分の1の吸収率だということ、田をうなっ
てもいいということになりました。

そういう中で、我が町もその3分の1の水田の面積をこのままにしておいてはならない、
当然水田の環境からもそうでしょうけれども、1つはこの放射線についてもこのまま放置
するんじゃなくて、この場合表土把握ということはなかなか難しいという状況なんで、とりあ
えずうなってしまうと。そういう中で、ある程度閉じ込めておくことも今の段階では必要
じゃないかということで、今回転作の奨励金等についても、うなった場合についても奨励金
が交付されると町独自の判断でしてございます。

そういうことで、今回の対応をしたということであります。そんなことで、今回の放射線
については、町独自のことも含めて対応したということであります。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 本当に難しい判断の中、これから僕らこの鏡石町に住んでいる限り、
いろいろなことを着実に確かめながら進めていかなくちゃならないということになってきま
したけれども、その中でも何とか、納得はできないと思うんですが、本当にみんなで力を合
わせてできることは進めていけるような場所であったり、話し合いであったり、そういう準
備をしていくということがこれから大切じゃないのかと感じました。

それでは、次の（6）番の質問をさせていただきます。

子育てをする家庭に線量計（ガイガーカウンター）の貸し出しは考えているか。

こちらは、先ほど1番議員の根本重郎議員が質問した内容ではなくて、親です。例えば子
供が2人、3人いる親御さんに貸し出しして、その家庭の中で線量を管理していただいて、

子供を教育ではないですけれども、予防していただくというふうな考え方で、お願いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） ただいまのご質問、子育てをする家庭に線量計の貸し出しを考えているかというふうなご質問でございますが、現在の放射線量の測定につきましては、福島県による測定及び教育福祉関係施設におきましては、財団法人日本科学技術振興財団より借用しております計量器により測定し、公表しているところでございます。このたび、県の災害対策本部より新たな計測器が提供されましたので、先週からその他公共施設の計測や問い合わせいただいた町民の皆さんに順次貸し出しを始めたところでございます。

この貸し出しにつきましては、短期間の貸し出しでありますので、ただいまのご質問の子育てをする家庭に限って、いわゆるある程度の期間をおいて貸し出しするということにはいきませんが、台数が限られてございますのでとりあえず短期間、今の放射線量の測定はできるというふうに思っておりますので、この制度をご利用いただければというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 今のところ、それ何台ぐらい確保できているんでしょうか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 県より提供いただきました台数につきましては10台でございます。

そのうち3台につきましては、町のほうでいわゆる仮設住宅を設置したところで利用しておりますので、いわゆる貸し出しできるのは、本部用に1台ということで、6台は貸し出しできるような形で持ちこたっておりますので、ご利用いただければというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） こちらは、今子供を抱えている親御さんたちは本当に不安を抱えて毎日過ごしています。その中で、少しでも自分の中で線量計を持って、それで実質はかかってみて、例えば家の雨どいの近くが、水のたまる部分がどれくらい高い、ホットスポットと呼ばれる場所がどのくらいあるのか、あと家の中と外がどのくらい違うのかということが、親御さんがそれを自分で目に見えれば、子供に対する防衛ですか、その辺のことについてももっと親身になるというか、もっともっと子供に対する危険度であったりとか、その場所に近寄っちゃいけないとかという啓発ができると思うんです。

それを考えたときに、なるべくこれはもう国・県からの貸し出しのものだけではなくて、

町独自で購入して、これは本当にお子様を持っている方の全戸に貸し出せるぐらいの、今回、先ほども言いましたけれども、いつ収束するかわからんものに対して対応するために、なるべく全戸に割り当たるような予算を組んで出していくことが必要じゃないかと考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） いわゆる生活環境の中で、身近なところの放射線の数量を知るということは、非常に生活する上で大事なことなのかなというふうに思っております。その中でも、家庭においても高いところと平準の数字のところとがあるというふうなことを知ることによって安心があるというふうにも思っておりますけれども、そちらの中で、あらゆる生活の中でこの線量計、身近にあれば安心ができるというふうなことは十分承知してございますが、いわゆる命と値段、購入費をはかることはできませんけれども、そういった中では順次国においてもその制度、だんだんと浸透してまいりましたし、補正の中でも進んでくるだろうというふうにも期待しておりますので、そういった中では身近にそういう線量計があればいいなというふうなことでもございますので、そういったことは行政の中で、地方自治体としても上部機関のほうに要望していきたいというふうに思っております。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 町長が説明で言ったとおり、安全安心をこの町で何とかこういう苦しい中でも実践して、希望を持てるような町で、そして若い人たちが残れて暮らせるような町づくりをするために、本当に必要になってくるんじゃないかと思っております。その辺をつけ加えて、国と県でもしそういうものがありましたら、すぐ実行に移していただいて、すぐに全戸に渡るような施策を打っていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。

大きい2番の、今度は教育問題ですけれども、震災後の教育環境について。

（1）震災の影響で学習プログラム（学力低下）のおくれが考えられるが、学習要項の変更等の環境の改善等は考えているか、または実施されているか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 2番議員の2の（1）のご質問にご答弁申し上げます。

平成23年3月11日に起きました大震災によりまして、平成22年度は小学校1年生から6年生及び中学校1年生、2年生が翌週の3月14日から休校となり、自宅学習を余儀なくされたところでございます。

しかし、年度末ということで22年度における学習指導要領に定められた授業につきましては、小学校は学年で指導すべき内容は指導できており、子供の状況に応じ家庭学習や個別指導によりさらに充実を図ってきたところでございます。中学校につきましては、予定していた授業時数を確保することはできました。

また今年度、23年度は第一小学校の児童が第二小学校と町構造改善センターへ分かれて授業を受けるようにはなりましたが、予定どおり4月6日から授業を実施しているところでございます。今年度の震災に伴う学習のおくれが出るようなことがありましたときには、学校行事や校外行事を調整しながら、事前にカリキュラム等を変更するなどして教科の内容を確実に指導するための授業時数の確保に今努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君。

〔2番 今駒英樹君 登壇〕

○2番（今駒英樹君） 本当に震災の後、学校が、教室がもう使えなくなってしまって、一小の子供たちが今非常に厳しい環境というか、今まで体験したことのない環境の中で勉強しております。その中で本当に、その問題だけではなくて放射能の問題であったりとか、校外で運動ができない、いろいろなストレスがたまっていくと思うんです。その中でケアできる部分はケアしていただいて、学習要項がありますけれども、それに沿いながら、それでも震災に遭っていろいろなストレス等いろいろなものがかかわってきますので、それに丁寧に子供たちに接していただいて、これからも学校教育に努めていっていただきたいと思っております。

以上、質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今泉文克君） 2番、今駒英樹君の一般質問はこれまでとします。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（今泉文克君） 次に、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 第17回定例会というのは、町始まって以来の、歴史上も初めての定例会ではないかと思っておりますが、その定例会の一般質問、最後を務めさせていただきます13番議員の円谷寛でございます。

前の方もお話しされましたように、平成23年3月11日という日は、日本のみならず世界の歴史においても長く記録に残る日ではないかというふうに思われます。マグニチュード9.0、今までの記録に残っているものでは史上4番目だそうでございますけれども、この巨大なエネルギーの地震が東日本一帯を襲いまして、我が鏡石の町も震度6強という途方もな

い大きな地震に見舞われたわけでございます。道路も上下水道も公共施設も民間住宅も大きなダメージを受けました。さらに、この傷を拡大し深めているのは、東京電力福島第一原子力発電所の事故でございます。

この事故によって、大量の放射能汚染が今なお進められている、まき散らされているということでありまして、先ほどもどの議員の発言にもありましたように、今後どれだけ出ればおさまるのかもまだ予想もできないような状態に陥っているわけでありまして、1986年のソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵するレベル7、これは深刻な事故ということで最大の放射能事故のレベルでございますが、この世界の歴史に刻まれるような事故が発生したわけでありまして。

この放射能事故によって、我が隣の須賀川市においては、3月末に樽川さんという63歳の男性がハウレンソウの出荷停止という指示が出されまして、彼はハウレンソウを3反歩もつくっていたそうでございますけれども、前途に絶望いたしまして自殺を図ったということが報じられております。岩農を卒業して45年間も一生懸命農業をやってきたと。その自分の今までの農業人生は一体何だったのかという、自分の人生が否定された、そういう思いが彼に自殺を選ばせたのではないかと思います。

今月に入っても、数日前には相馬市で、牛を育てていた農家の男性が、やはりこの放射能を非難する落書きを畜舎にいっぱい書いて、放射能さえなければということで自殺を図っておりまして、この人はなかなかお嫁さんがいなくてフィリピンからお嫁さんをもらったと。そしてそのフィリピンから来たお嫁さんが放射能は恐ろしいということで、子供を連れてフィリピンに帰ってしまったと。その後1人でやっていたんですけれども、この放射能と寂しさもあって自殺をしてしまったということでございます。まじめにやってきた人ほど、それが否定されたこの衝撃というものは大きいものがあるだろうというふうに、容易に想像できます。

まじめにやってきたということでは、我々も視察研修に行ってきたことがある飯館村、この飯館村の村づくりも大変まじめそのものでございました。大変アイデアに満ちたユニークな村づくりに励んできたこの村が、全村計画避難の中で人が住んでいけない、そういう指示をされたわけでございます。幾つかの工場が残ったものがあるわけですが、それも大変厳しい状況の中で、放射能の被曝計を持って、大きい機械ですね、小学生につけろなんて言っているやつじゃなくして、大きいガイガーカウンターを持って作業しているということで、一部は残っておりますけれども、ほとんど全村避難しているという状況であります。

この飯館村は、菅野村長を初め大変村づくりに一生懸命取り組んでまいりまして、まじいな村づくりということで、「まじい」という言葉は私も飯館村に行って初めて聞いたのかなと思ったらそうではなくて、我々も子供時代に丁寧というものの方言で「もっとまじいにや

れ」なんていう言葉をよく言われた覚えがあるんです。そのまでいという言葉を村づくりの基本に据えて一生懸命やってきた飯館村が、今まで原発によって何の利益も得ていない、一銭のお金も入っていない、たまに何人かは原発に働きに行っていた人はおりますけれども、ほとんど村には恩恵はなかったと。にもかかわらず村に1人も住んではならないというふうな、そういう村にされてしまったというこの悔しさというものを、我々は今本当に理解しているんだろうかというふうに思うんです。

なぜそういうことを言うのかというと、この期に及んで、特にあの双葉町とか原発の町村長などが原発の廃炉をどうなんだと言われれば、それはまだ回答できないなんて言っているんです。本当に彼らはまだこの原発の事故の恐ろしさ、放射能の恐ろしさというものをまだ十分わかっていないと思うんです。そしてまたこの飯館村の悔しさというものをわかっていない、日本の政治家にもそういう人がいっぱいいるということを非常に私は残念に思うわけでございます。

今回の大震災の死者、10日現在で新聞報道によりますと1万5,405人、行方不明8,095人、こういう行方不明と死者が出ているわけですがけれども、このほとんどが津波による死者でございます。一部長沼などの土砂崩れ、ダム の崩壊などもありますけれども、津波がほとんどでございます。新聞やテレビでたくさん津波の悲惨な状況を私も見てきたんですけれども、あとは写真集も、やはりこれは記念に残さなくちゃならないということで何冊も購入して持っているんですけれども、やはり現場を肉眼で見なければしょうがないんじゃないかということを考えておりました。

そうしたところ、郡山の記者時代に知り合った記者が宮城県に転勤をしております、これから避難所取材に行くから一緒に行かないかという誘いを受けまして、私も先月南三陸町と気仙沼市のほうの避難所めぐりをその記者と一緒にしてまいりました。本当にこの津波のエネルギーというのは、一体どこにあるんだというくらいすごいですね。爆弾を落とした以上の威力で橋は流され、鉄道はずたずたに流されて跡形もなく、ここに線路があったという跡に何も残っていないというふうな、そういう状態がございます。

山道を、かなり道路を上がっていても、かなり深く奥まで瓦れきの山でございます。そして、その坂の頂に行きますと今度は反対のほうからもやられたんだということで、もう道路が瓦れきの山でつながっているという状況を目の当たりにしてまいりました。

南三陸町の避難所では、避難所の責任者が町長も議員も全く来ない、職員も来ないということで大変嘆いておりました。そして、いろいろ聞きますと、やはりこの町は合併した町で、合併をして議員も減らされ職員も減らされ、非常に人手不足の中でやってきた、それもかなりの職員が流されまして、テレビでもやっておりましたように、防災無線で避難を呼びかけていて流された女の職員の話もやっておりましたけれども、それはこの三陸町でございます。

町長も現場に来づらいただろうというふうなことを避難所の責任者が言うておりましたが、なぜかと聞いてみますとこの町長は大変たくさんの職員を死なせたわけですけれども、その指示が不適切であったと。自分は防災センターの屋上に行って、鉄骨にしがみついてようやく命をとりとめたんですけれども、早くなぜ避難を指示しなかったのかと。当日議員も集まっていたんですけれども、早目に避難の指示をして議員は高台に逃げたものだから、みんなやられないで済んだんだけれども、職員はたくさん流されたということで、みんな町長に不満を持っているんだと、だから現場になかなか来られないんだろなんていう説明もございました。

そして避難所の中には、その防災無線でやはり呼びかけていて亡くなった男の人の遺族もおりまして、その遺族が避難所で一生懸命、死んだ職員の母親が炊事などに働いておりましたが、その責任者は、その職員の奥さんは地震の後に子供が生まれたと。しかし、その旦那がいなくなったその家に嫁さんは本当に帰ってくるんだろかと、今実家にいるんですけども、母親は毎日のように孫に会いにいっていると。しかし、嫁さんは本当に帰ってくるんだろかということを実際に心配しておりました。本当に一人一人にこの2万3,500人の死者と行方不明の人々にこういうドラマが、一人一人に起こっているのかと思うと、今度の震災の激しさと大きさというものをひしひしと感じてきたわけでございます。

それから、私はこの避難所を歩いてみて幾つかのことが印象に残っております。

1つは、その三陸の海、大変恐ろしい被害をもたらしたんですけれども、ここは物すごく豊かな海の宝庫、非常に豊かな海であったということ、その避難所である老人の話を聞いて、この老人は戦争から帰ってきて何もなしで裸一貫でいろいろ漁業をやったんですけれども、いろいろ養殖をやったそのカキとかワカメの養殖をやった、そして大当たりをして立派な家をつくって、それが今回流されたんですけれども、そして何をやってもこの海は豊かで、成功したんだということ、たくさん利益を上げてきたということ、自慢げに話をしておられました。

その海は、今瓦れきの山でございまして、海の中まで深く深く瓦れきが入っておりまして、漁は当分できないということを嘆いておりましたけれども、我々の食卓にもかなり大きな意味があるこの三陸の海でございます。やはりこれは国を挙げてこの復興、復旧に取り組んでいかないと、我々の食卓にも大きく影響する問題があるのではないかとこのふうに見てまいりました。

避難所を見て、もう一つはボランティアの多さでございました。その支援の力というものが大変大きく、どこに行っても、特に目立ったのは関西のほうの人々です。阪神淡路大震災でお世話になったから我々も来ているんですということで、一生懸命水くみなどをやっておりました。特に南三陸町は、私ども行った1カ月前にはまだ1%ぐらいしか水道が復旧して

いなかった。今月初めの新聞でも、まだ2%しか水道が復旧していないというひどい状態でございますので、この水くみのボランティアというのは本当に欠かせないわけでございます。合併に伴ってつくったんでありましょう、立派な体育館の中は遺体安置所になっておりまして、たくさんの遺体がまだ遺族の手に渡らないで並んでいる状況の中で、毎日たくさんの人たちがその遺体の安置所に、自分の家族ではないかということで探しにきているという状態もございました。本当に大変でございましたが、しかしいろいろ大変勉強になってきたわけでございます。

それから、この大震災の中で大きく失速をしている、勢いを失速しているのが今の菅内閣ではないかというふうに思うんです。私は、この大震災は余りにも規模が大きいものですから、だれがやってもこれは満足のいくようなものはなかなか大変だろうというふうに思います。事実、阪神淡路大震災のときも、マスコミは村山内閣に対して非常に厳しい論調で批判していたわけでございます。ところが、今になってはあのときはうまくやっていたのに今回はなんていうことを言っています。これも適当なものではないかと思うんですけれども、しかし、いろいろ菅内閣にも弱さがあるというふうに思うんです。国民自身も今回の震災のスケールの大きさからいって、我慢すべきことはやっぱりしなくちゃならないと思うんですけれども、やはり私は、この菅内閣の致命的な欠陥は、原発事故に対する対応が非常にまずかったということでございます。

1つには、原発に対する認識も非常に甘くて、原発を電力の50%まで拡大するんだなんていうことを言っておりましたし、ベトナムに輸出をする話まで進めておりましたから、菅内閣というのは原発をどんどん広げる内閣だということをやはりイメージとして国民に持たれているというのも、非常に不信を買っている1つでございます。

それから、マスコミは余り書かないんですけれども、私はこの菅内閣の命取りになっているのは、与謝野馨というこの大臣であるというふうに思うんです。余りマスコミは書かないんですけれども、私の今まで調べた中では、この与謝野馨というのはまさにミスター原発とでも呼ぶべき政治家なんです。この人は東大法学部を出て最初に何をやったかというところ、日本原子力発電という会社に行っただけです。この会社はだれがつくったかというところ、中曽根康弘なんです。中曽根さんは、この原発を通して副産物として出るプルトニウム、このプルトニウムで核武装をしようという遠い野望を持っていたと言われていたんです。この中曽根さんが国に予算をとらせて、そして日本原子力研究所とかさらには日本原子力発電というものをつくらせたんです。そこの職員だった与謝野さんを今度、なかなかこれは優秀だと見込んで、自分の秘書にしたわけなんです。その中曽根さんの秘書を経て、与謝野さんは政治家になってきたわけなんです。

しかし、この彼の経歴は今も全く原発の代弁者としての存在を内閣の中でいろいろあらわ

しているんです。それがいろいろなデータを隠しているとか、菅内閣は言われていますけれども、この人が大きくこの中で災いをしているというふうに私は踏んでいるんです。

彼は、「たちあがれ日本」という党をつくっていたときに何を言っていたかという、我々の党の目的は民主党政治をやめさせることだと、ぶつつぶすことだと、倒すことだということを公言していたんです。

その与謝野さんを、菅さんは消費税をふやすためにということで、公約を違反することを承知で増税のためにこの人を金融担当大臣に引っ張ったんですね、財政金融担当というんですか。それで、公約違反を承知で引き上げを彼にやらせようということをつくらせていたわけですが、これが大きく今失敗して彼の政権の命取りになっている。それが今まで原発のデータ隠しとか対応のまずさを言われていたのは、すべて陰にこの与謝野さんがあったと思うんです。

それは先日の新聞にも出ておりましたけれども、官房長官は銀行が金を貸さなければこれほどの原発というのはできないんですね、1基5,000億もかかるという事業ですから、銀行のお金でつくっているんです。株もありましようけれども。だから、この銀行に対しても当然債権保証を迫るべきだということを発言したならば、猛烈にかみついたのが与謝野大臣でございます。とんでもないと。電力会社に金を貸すことがリスクだなんていうことは到底あり得ないことだということで、彼は猛反発しています。そういうことが菅さんの人気を下げていると私は思うわけでございます。

それから、非常に暗い話ばかりをしてきましたけれども、この中でも私は2人の人が非常に明るい、我々の未来に明るい夢を与えている、そういう2人の話を述べたいというふうに思うんです。

1人はやはり今話題になっているソフトバンクの孫正義さんだと思います。孫さんは、この震災の義援金に100億円を出すということを表明しておりますし、これから日本の再生可能エネルギーを大々的に拡大するために、日本の休耕田などを使ってソーラーパネルを設置するんだと、こういう大きい夢を語っております。非常にこれはこれからの我々に夢を与えるものではないかというふうに思うのであります。私も、デジタルツーカーなんていう時代からソフトバンクの携帯を使っているのですが、ちょっと電波が悪いので家族も使っている、家族割引のあるauにでもしようかと思ってきたんですけれども、これは取りやめにしなくちゃならないと今考えております。

もう一人の明るい話題を提供しているのは、やはり作家の村上春樹さんです。彼は、今月9日、スペインのバルセロナでカタルーニャ国際賞というものをいただいて、そしてその授賞式で演説をいたしました。そして、この演説がインターネットで流れて世界じゅうに大きな感銘と共感を与えているということで、マスコミにも載っておりますが、テーマは「非現

実的な夢想家」と題して講演したわけですが、その中で彼は、日本人はヒロシマ・ナガサキで放射能が人間の身にどれだけ深い傷跡を残すのかということ、我々はたくさんの被爆者の犠牲の上に学んだはずなのに、それをすっかり忘れてしまってそしてそのあげくに今回のような事故を起こす、そういう過ちを犯したと。

それはなぜかということ、それを彼はいろいろ探り出して、それは我々が効率とか便宜というものを何よりも価値観の上位に置いて、そういう危険なものをあえて選択をしながら、それを批判する人を「非現実的な夢想家」だということで、みんな葬り去って批判を聞くことをせず、そして原発をどんどんつくってきたと。この中で今回の事故が起きたんだということ、言っておりました。

そして、我々はあらゆる技術力を結集して、持てる英知を結集して、社会資本をつぎ込み、原子力発電にかわる有効なエネルギー開発というものを国家レベルで追求すべきでなかったのかということ、それを言っております。それがたとえ世界じゅうから原子力ほど効率のよいエネルギーはない、それを使わない日本人はばかだとあざ笑われようとも、我々は原爆体験によって植えつけられた核に対するアレルギーというものを持ち続けるべきであったということ、そして戦後の原子力政策というものを強く批判をして、脱原発というものを強く訴えております。

その上で、彼はこの賞の賞金93万円をすべて震災被災者に義援金として寄附すると申しました。まことに立派な志を持った作家ではないかというふうに思います。

○議長（今泉文克君）　そろそろ通告書に入ってください。

○13番（円谷 寛君）　それでは、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

質問事項の第1点は、震災復興と町のランドデザインについてでございます。

先ほども一般質問の町長の答弁にありましたように、第一小学校を今の位置に建てるとすれば2階建てにする、今の3階建てを2階建てにするということになれば、大変校庭も今体育館があそこにできて狭くなっている。そうすれば、子供の運動場も大変狭くなっていくのではないかと。そして我々は、そこでやはりこの第一小学校の敷地というものをどのようにして確保していくのかということ、を考えなければならぬ。

そのときに、私は考えられるのはやはり第3次、第4次総合開発計画で、この役場というものを駅東に持っていくんだということで、あれだけの土地を既にも買って持っているわけです。ですから、そのことをもう一回確認をして、この場所を一小の敷地の一部として、管理棟となりますか、あるいは何になりますかわかりませんが、そういうものにここを使って、そして第一小学校の敷地を、子供たちが伸び伸びと遊べるような敷地を確保すべきでないか、この点をまず取り上げて最初の質問にしたいと思います。

○議長（今泉文克君）　質問に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でございますけれども、学校と役場ということでありまして、この問題につきましては、いわゆる第一小学校の改築及び駅東の役場庁舎ということでございますけれども、これにつきましては町民の皆さんのご意見、さらには財源の面、そして一小の校舎の早期の建設とこういった総合的な判断といったことで判断すべきというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 鏡石町議会会議規則の第47条で発言する場合には、議長と叫び挙手をしてくださいとうたっていますから、先ほどから言っていますがそのようにお願いします。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 何も町長、ここで奇抜なことを提案しているんじゃないんです。これは町が何十年も前から言ってきたことなんです。ちゃんと用地まで買って、それを変更したという話はまだ聞いていないです。だから、やはり役場は向こうに移設をして、前の方針どおりやれば、第一小学校のこれから設計していく上で、この役場の用地というものを第一小学校の一部として使えるんじゃないかというふうに考えているわけです。それは別に無理なことを言っていない、町の今までの第3次、第4次総合開発の中で位置づけられた総合開発計画の中での既存の方針であって、別にそれは目新しいことを言っているわけではないんですけれども、いかがでしょうか。第3次、第4次計画のとおりやるとなれば、役場用地はやっぱり駅東に行くということになるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 考え方としては、1つの方向としては考えられる部分だと思うんです。ただ、いわゆるこれは、例えば通常の災害もなければいろいろな面で、今後の将来の中で、いろいろな将来を論じながら考えていくことができるんでしょうけれども、現時点で、先ほども申し上げましたけれども、今回の災害においては公共施設が43億の被害をこうむっていると。そういう中で、現時点でこの役場を例えば移転をして、ここに校舎を建てて、グラウンドをそちらにと、1つのアイデアとしては大変いいとは思いますが、それらについては先ほど申し上げましたように、町民の意見、さらには財政面、あともう一つは先ほども申し上げましたように一小の仮校舎からいかに早く本校舎を建てるかと、そういった観点から、おのずとある面では答えが出るのかなと私は思っております。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番(円谷 寛君) それはこれからの大きな問題ですから、議論をしていきたいと思えます。

そればかりでなくして、やはり震災復興に当たっては、これからの町の大きなランドデザインというものをぜひ確立した上でこれからの復旧、復興というものを進めていかなくちやならないだろうというふうに思います。

次の2点目の温水プール「すいすい」の運営方式の改善策についてでございますけれども、これは書いてありますように、大変財政は厳しくなると、今町長言ったとおりでそれは私も異論ございません。

しかし、今プールというものを利用している人の8割が、定期券でいえば、1回券はなかなかわからないのかな、定期券でいけば8割も須賀川の人だということを聞いたことがあります。そういう中で、建設費を抜きにしても町が莫大な維持管理費を払って、その大方を須賀川の人が利用しているということになれば、これは須賀川にもその運営に携わってもらべきではないかというふうに私は考えるんですけれども、この辺について町長、執行はいかがお考えでしょうか。

○議長(今泉文克君) 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) 13番議員の2についてのご質問にご答弁させていただきます。

町民プールの管理運営につきましては、平成19年度より民間事業者のノウハウを活用したサービス向上や経費削減を目的に、指定管理者により行っているところであり、一定の成果を得ていると考えております。

ご質問の一部事務組合につきましては、地方自治法第284条第2項により、複数の普通地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的に県知事の許可を得て設置するものでございます。主に、消防、ごみ処理、病院などの運営を行うために設ける例が多い状況にございます。町民プールを管理運営するための須賀川市との一部事務組合の設立につきましては、今後の管理運営のあり方についての見直しを検討していく上での1つの方法として調査研究してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長(今泉文克君) 13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番(円谷 寛君) これは、私も政治家長いですから、簡単に須賀川がはい、そうすかなんていうのは、想定はしておりません。

しかし、これをひとつやっていくことによって、私は次のステップがあるんです。次のス

テップというのは、これだけの町費を投入している温水プールが町民も町外も同じ料金では、ある面で私は不公平じゃないかと思うんです。これは大幅に町外の利用者には料金を上げてもらうしかないんだ。しかしその前に、私は須賀川市に対して一緒にやらないかと、そういう声をかけて、それを須賀川が断ったとすれば、我々はそういう料金をいただきますと、こういうふうに段階を踏んでやっていかないと、いきなり上げるとこれまた反発が来ますんで、その辺を私は考えてこの問題をまずやっておくべきではないかと、こういう意見を申し上げているわけでごさいます、今教育長が言った言葉を、もっと前向きにこの点を進めることはできないのか。その辺をもう一回、時間はないですけども、もう一回よろしく願います。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ただいまの13番議員さんのご質問に答弁させていただきます。

議員さんのお話になられることについては、私どもも今後とも十分検討してまいりたいというふうに思います。

一方で、今私たちがこんなことも考えなければいけないのではないかというのがあります。それは、町民の皆様が水泳を楽しむ機会をふやす、あるいは健康づくりの意識の高揚を図りながらのプール利用を啓蒙していく、あるいは小・中学生の利用に心を砕いて将来も利用できるような対応策を講じる、こういった町民の皆様がプールを利用していただく、そういったことも一方では実施していかなければならないのかなというふうに思います。そういった意味での町民の皆様が健康づくりに寄与する町民プールを目指していくのが大事なことでないかとそんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 今、教育長の答弁は、私も前々からそれは大分しつこいくらい言っているんです。健康づくりに町費を投入しても、例えばメタボ対策などに、メタボ対策をしなくちゃならない人には特別安くとか高くとか利用させて、それをどっちみち赤字は出るんですから、それを利用させればプールそのものの赤字は減っていくわけですから、メタボ対策なんか、そういう対象に選ばれた人はプールに行く入場券をただで出して利用させるとか。あるいはもっと広くいろいろな階層の人たちに利用してもらうように、当然つくった以上はこれは使わなくても一定の維持費はかかるわけですから、それは大いに取り組んでいただきたい。

しかし、そのことと同時に、もう少し財政で、須賀川市は8割も利用者がいるとなれば知

らないで済むのかと、そういうことをやるんだったらばうちのほうは須賀川の人たちの料金を上げさせてもらいますというようなことでやっていく、そのためのステップとしてこのような提案をしたわけでございまして、ぜひその辺をご検討を前向きにこれからやっていただくようお願いしたいと思います。

次、3番の義援金・支援金の公平、公正な配分のためというところで、これは既に町もご存じだと思わすけれども、半壊とか全壊は支援金とかいろいろもらえるんですけれども、一部損壊、一定基準があって町民に資料を渡したんですけれども、次のうちの3つ以上に当てはまれば半壊ですという基準があって、それでただ屋根がわらだけではどんなにひどくやっても、そのほか2点、3つ以上ないと半壊にならないということになると、屋根がわらだって修理するのにかなりお金かかるそうなんです、聞くと。そうすると、被害の額としては一部損壊でもかなり大きいんじゃないかと。しかし、そこは半壊に認定されないから一銭も出ないというんでは、何かちょっとこれはかわいそうじゃないかと。

あるいは、アパートなんかも、アパートを借りている人はもらえるんですけれども、大家さんは全くもらえないと、これもまた大家さんにとってはアパート経営なんてやる気なくしてしまうんじゃないかと。そして入っている人は支援金とか義援金もらえるけれども、大家さんは全くもらえないとか、いろいろ不公平に思うことがあるわけです。

だから、そのもらえないような人々に町で裁量のできるお金を何とか振り向けて、少し矛盾の緩和策はとれないのだろうかということでも提案を申し上げたわけでございまして、よろしくをお願いします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） 13番議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

この義援金、支援金、これに対して矛盾、問題点ということで町が取り組むべきということでもございますが、まず前段で、この義援金、支援金につきましては基準の定めによりまして被災者に配分することになっております。町としても、被災された方々に一日でも早く義援金等が公平、公正に配られるようにということで、これにつきましては罹災申請、罹災判定に基づくものでございますので、1次、2次の現地調査を行いながら順次罹災証明を発行しているところでございます。

この罹災証明につきましては、3月11日段階での被災地の住家に対して被害認定しておりまして、支援の手続については住所地、生活実態等の確認をさせていただいておりますが、矛盾や問題ということで先ほどお話しありましたように、半壊以上については義援金等配布されるが、一部損壊そのものについてはないと。さらに大家さんには払えない状況で、ただ入居者に払うという状況でございます。

これらについては、何分にも内閣府の災害にかかる認定という形での対応を現在しておりまして、今の配分の状況では一部損壊に何の支援もございません、ご存じのとおりだと思います。

これらに対してということですが、現時点であくまでも全壊、半壊という形で被害規模が大きい方、いわゆる被災者に対しての支援ということでの対応としか、今のところ見出しておりませんので、改めての一部損壊に対する支援というのがないのは、私どもも正直言って残念に思うところでございます。

そういった形の中で、税制面という形でございますが、一部損壊、被害についても雑損控除等税の案内を現時点でしているところでございまして、これについては被害があった方々、それに対して修理した分については結局源泉されている、所得税を払っている方については所得税が還付されるケースもあるという案内を現時点でさせております。そういった中身で義援金、支援金、矛盾、問題点あると思っておりますが、現時点ではあくまでも全壊、半壊ということでございますので、何らかの形で出てくればまた対応が出てくるかと思っておりますが、現時点ではそのような状況でしかございませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） やはり一部損壊でもかなりの被害を出している方がおられますので、町に来ている義援金もあるわけです。そういうものを配分するに当たって、一部損壊の皆さんにも少しずつでもやはり義援金のようなものが渡るように配慮いただきたいと。

それから、最近マスコミをにぎわしているのは、生活保護をもらっている人がこの義援金、支援金をもらって、アパートに入ってももらえないわけですから、そうすると生活保護が切られてしまうということで新聞が書いているんです。私は、生活保護の場合は、ある程度は皆さんの税金でやっているわけですから、やむを得ないのかなと思う反面、何か新聞によると自立のために使うものは認められるんだけどもというような一考があるんです。

ですから、ここはやはり役場として何かそういう道が、自立のために必要な道具とかそういう家財とか、何かそういうものがあるみたいなニュアンスの新聞報道なんですけれども、そういうものがもしあれば、その受給者に対してこういう方法がありますという指導は、やはりしていくべきではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 生活保護と義援金との関係についてのおたただしですが、基本的には、おっしゃるように自立をしていただくための給付費ということで保護費が支給され

ておりまして、考え方については義援金についても同様であるということで、その辺につきましては受給者の方々に今回に限らず自立していただくようなことで、いろいろな指導を県と一緒に実施しております。今後もそのように展開していきたいと考えております。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 今、健康福祉課長の話は、自立のために生活保護費を出しているんだからということですがけれども、ただ今回の義援金、支援金をもらった分全部生活保護からカットされるものではなくて、使い道によってはそこからカットを免れるものがあるような書き方をされているんです。ですから、こういうものをもし購入すれば、それは控除されるというものがあれば、そういう指導をしていただきたいということでございますけれども、これは時間がありませんので結構でございます。

さらに4点目です。放射能被害、風評被害から町民の健康と暮らしをどう守っていくのかということで、まずは放射能、これは今までも同僚議員がたくさん質問していますので簡単にしたいんですけども、やはり町民の中には、私らに言わせれば過剰に反応している人がいまして、北海道に避難するとかしたとかいう話まで聞くんです。そういうことだったらそういうことで、そこに行かなくちゃ危ないんだったらこれは本当に福島県は住めなくなる、きょうの民友だかの投書にもありました、福島県は廃県になるんじゃないかなんていうような投書もあったんですが、それはちょっと余りにも我々想定しにくいんですけども。

ただ、本当にここに住めないんだたらばそういう北海道に行くのも沖縄に行くのもいいんでしょうけれども、やはりそこはみんなができるわけでもないし、どこまでが安全だかというのを政府の信頼性も含めて、何かいまいち足りないんじゃないか。だからそういうことになってしまっているのかなと思うんですけども、この辺、何ミリシーベルトまでなら我々は、子供を含めて生活できるのかということは今議論していたと思うんですけども。

本当にこれは難しいと思うんですけども、何かそういう基準を出しておいて、これ以上高まったらこれは避難もやむを得ませんと。特に子供は何ミリシーベルトまでならいいけれどもというような基準は、町として出すのは非常に難しいと思うんですけども、何らかのそういうものを出すんだたら、まだ安心して今のところはどうか、そういうことは不可能なんでしょうか、この辺はどうでしょうか。お尋ねします。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 4番の（1）で健康についてのご質問でありましたので、それに沿って若干説明させていただきたいと思うんですが、文科省は学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的な考え方ということで示された毎時3.8マイクロシーベルト、年間

20ミリシーベルト以下ということを通して放射線量を1つの目安としてこれまで対応してきておりまして、そういう意味では先ほど来、皆さん申し上げていますけれども、本町は幸いそれよりも低いレベルであるということでもありますけれども、やはり今おっしゃるように不安は払拭されない状況であります。

その中で、福島県は放射線物質の影響による県民の健康への不安解消を目的に、200万人全県民を対象に個人が受ける放射線量を調査することとしております。問診表などを活用して、一定期間の長期にわたり調査を継続し、結果を分析し、県民の健康管理に生かすとして今月末にも先行調査を実施するとしております。

市町村との連携につきましては、今後の具体的な方針を待つとのことになりますが、放射能は水や食品、土壌や空気など人間生活のあらゆる分野に関連しますので、実態の把握、情報の共有、環境改善について正しい知識の普及、啓発が重要であり、今後も国や県、関係機関と連携した中で対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 非常に町独自でできることというのは限られていると思うんですけども、やはり町民の不安をいかにして和らげていくというところとちょっとあれでしょうけれども、そういう時点になったら町もきちっと言いますから、安心して生活してくださいというふうなことが言えればと思うんですけども、これはかなり難しく、考える人そのものによって、少しでも放射能には被曝させるべきではないという、そういう人もおりますので、大変難しいと思うんですけども、これから課題としてそういうものは、危なくなったら町が言うんだから安心してくだいなメッセージは出してもいいのかななんて思っております。

次の（2）番目ですけども、風評被害というものが深刻なんですよね。今、幾つかの農産物などについては摂取制限とかいろいろ出ていますけれども、これから町の大きな農家の収入になっている路地キュウリ、こういうものが風評被害で心配されると思うんです。聞くところによると、町の幼稚園とか保育所が、弁当屋さんとか食材の業者に福島県の農産物は一切使ってはいけないというふうな、そういう指示をしていると聞いたんです。これは、私立でやって町もそれに乗っかってやっているみたいな話を聞いたんですけども、もしそれが本当だとすれば、我々農業をやっている者としては非常に深刻な思いで聞かざるを得ないんですけども、そういう事実は教育長、どうなんでしょうか、あるんでしょうか。

○議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 幼稚園あるいは保育所のほうでお昼に食するものについて、福島

県産のものについて危険であるからそれを入れないでほしいというような話があるという話は、私自身は今議員さんから初めてお聞きしたところでございます。私どもが自分たちで風評被害を広めるようなことは決してしてはいけないうふうな、私自身は考えてございます。幼稚園も保育所も、そのような発言はしていないのではないかと私自身は思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） 教育長、これ十分調べてください。やっています。私は業者に話を聞いて帳面まで見せられました。材料に何を使ったか、どこ県産のものを使ったか全部書かされているんです。そしてきちんと報告しろと言われる。だから、これをやられたら福島県の百姓やめろと言われるみたいな話になっちゃいますから、町の一機関である民間の私立幼稚園がやったから町もやらざるを得ないという感覚なのかどうかわかりませんが、これは間違いなくそういう指示をしておりますので、きちんと対応して。

国・県も悪いです。きちんと今までやってこなかった、そういう面で非常に不安があってどんどん広がってしまう嫌いがありますから、そういう面では国のきちんとしたそういう情報開示といいますか、今までも一部とかありますけれども、町としてはそういうことは私はやってはならないというふうに思うんですけれども、もう一回、教育長、答弁をお願いします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 事実関係についてはしっかり調べていきたいというふうに思います。

また、ご指摘にもあるように、私どもは自分たちで自分たちの首を絞めるようなそのようなことは決してすべきではないと、そのように思っております。

以上でございます。

○13番（円谷 寛君） それでは、その点十分対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、あす6月17日から6月19日までの3日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす6月17日から6月19日までの3日間は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（今泉文克君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

平成23年第17回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成23年6月20日(月)午前10時開議

- 日程第 1 議案第299号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第300号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第301号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第302号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第303号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第304号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 農業委員の推薦について
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第9 意見書案第39号 原発事故の早急な収束と原発廃炉を含む安全安心の確保を求める意見書(案)

出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷荘一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 遠藤栄作君 副町長 助川浩一君

総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長	小貫忠男君
都市建設課長	圓谷信行君	上下水道課長	関根学君
教育長	高原孝一郎君	教育課長	吉田賢司君
会計管理者 兼出納室長	八卷司君	農業委員会 事務局長	飛沢栄四郎君
教育委員 兼教育委員 代理	吉田栄新君	選挙管理 委員会委員	西牧英二君
農業委員 兼職務代理者	角田一幸君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面川廣見	副主幹	相楽信子
-------------	------	-----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（今泉文克君） おはようございます。

6月議会定例会最終日となりました。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎議案第299号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第1、議案第299号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第299号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

[総務課長 木賊正男君 登壇]

○総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第299号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による被災者支援といたしまして、町の災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給する災害弔慰金の支給について、専門的な見地から意見をいただくための委員を委嘱するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に、新たに災害弔慰金支給審査委員会委員を追加し、日額2万5,000円、学識経験者7,500円とするものであります。

なお、本委員会の構成といたしましては、医師、学識経験者、保健・医療関係団体の代表者5名以内を予定しているものでございます。

また、附則といたしまして、公布の日から施行するとしたところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番(円谷 寛君) ただいまの議案に対して、ちょっとお尋ねをいたします。

私は前々からこれは言っているんですけども、医師というものはなぜこういうふう
に高い報酬を払わなくちゃならないのか。それはどういう根拠で、確かに所得が多い。長者
番付に載るのも、この辺の税務署管内、ほとんど医師ですけども、なぜ医師だけがこのよ
うに優遇されなければならないのかという社会の常識に私は挑戦をしたいと思っているん
ですけども、根拠を明らかにしていただきたいと思います。

○議長(今泉文克君) 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長(木賊正男君) 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の医師の日額の設定でございますけれども、本日額につきましては、同様の条例の中
に岩瀬地方介護保険認定審査会委員、並びに岩瀬地方町村障害程度区分等認定審査会委員の
中に医師の日額2万5,000円とございます。

2万5,000円の根拠につきましては、そちら前例に倣いましての日額でございますけれど
も、いわゆる社会通念上の医師の置かれている立場上、専門的な意見をいただくというふう
なことでの2万5,000円というふうに理解してございます。

○議長(今泉文克君) 13番、円谷寛君。

[13番 円谷 寛君 登壇]

○13番(円谷 寛君) それは介護保険のときにも私は問題にしているんですけども、根
拠としては、ちょっともう少し価額性といいますか、合理性というか、そういうものがなく
ちゃならないだろうと思うんですね。前例踏襲だけではしょうがない。他町村の例とかいろ
いろ調べてあると思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○議長(今泉文克君) 答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長(木賊正男君) 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、いわゆる本委員の設定につきましては、前例の中で日額を
同額2万5,000円と設定したわけでありましたが、いわゆる価額的な分析等については行って
おりませんし、隣接市町村の置かれている金額等については、こちらの中で前例が、こちら
岩瀬地方の介護認定と障害程度でございましたので、同額というふうなことで設定をさせて
いただきました。

○議長(今泉文克君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」 の声あり]

○議長(今泉文克君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第299号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第300号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第2、議案第300号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） 〔第300号議案を朗読〕

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

○税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第300号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。議案の209ページから説明させていただきます。

このたびの改正は、東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行税制をそのまま適用するには被害納税者の実態等に照らして適当でないとの考えから、税制上の緊急の対応として地方税法の一部が改正されました。それに伴いまして、町税条例の一部を改正するものであります。

附則に次の3条を加えるものであります。

1条目の第22条でございますが、こちらにつきましては東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございますが、住宅や家財等に係る損失の雑損控除につきまして、本来であれば所得税が22年度から適用されるところでございますが、平成23年の住民税の適用可能とする

もので、繰り越し可能期間についても現行3年を5年にする規定であります。

次の2条でございますが、第23条、こちらにつきましては住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の適用期限の特例でございます。本震災により住宅ローン控除の適用住宅が滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間についても継続適用が可能とする内容の規定でございます。

次、210ページでございますが、3条、中段になりますが、24条、こちらにつきましては本震災に係る固定資産税、被災住宅用地を住宅とみなす特例適用のための申告等に基づく規定であります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定、附則第23条に係る部分に限り平成24年1月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） おはようございます。

このたびの地震により大変な被害をこうむり、特に我が町は、この地域では相当な個人の被害があるという中で、先取りで措置をできるような形にしたらいんじゃないのかなど。というのは、この年度が始まり、当然、固定資産は1月1日から適用になってます。しかし、各個人の被害は3月11日と。若干町の固定資産の賦課時期と実態が3カ月ずれ、そして納付書の送付は5月、そして5月から納税が始まると。私は暫定でも半年分ぐらひはこの固定資産税に関しては留保するというような形はとれないものかどうか。そして各個人が今被害の修理、修繕に当たっています。これらが済んだ後に改めて賦課徴収するというようなことは町としてできるかできないか、その点を伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○税務町民課長（高原芳昭君） 柳沼議員の質問にご答弁させていただきます。

このたびの震災によりまして固定資産税関係、先取りをしての減免等はできないのかというおたがだだったと思っておりますが、このたびの震災につきまして、町としても本来固定資産につきましては4月納期を定めているところではございましたが、23年度につきましては1カ月間、期間延長しての第1期を5月とさせていただいたところではございます。

税につきましては、既に当初課税、納税義務者のほうの納付書等割賦して確定をもって、通知書送付でもって確定ということでございます。このたびの震災につきまして町としても

固定資産税関係を初め、税の減免等に対応しているところがございますが、こちらにつきまして減免をするのに基準等ございますので、その基準となるのが罹災の判定ということでございますので、納付を猶予しながら減免、当初課税から今言ったような課税ということでございましたが、その点も考慮した中で、あくまでも確定という部分をもっての納付書、発送で確定と、当初課税を確定させてからの減免ということを考えましたので、罹災の判定に基づいて、それぞれの申請に基づいて減免をするという対応に至ったところでございます。

なお、課税、減免等で税額が変更された部分につきましては、現時点では第1期については納付等が到来しておりますので、減免規定につきまして減免された方については、これからの納期末到来、現時点から言いますとこれから事後処理に時間等かかりますので、3期、4期という形で、納期末到来の中で税額等が変更された場合には新たな納付書を発送させていただくという対応をするというところございましたので、ご理解いただきたいというふうに思います。

あくまでも当初課税からどのくらい減免されたのかという把握もしなくちゃならない部分でございますので、時期的な部分で今になったことについてはそういった諸般の事情等ございますので、当初課税ができなかったということをご理解いただきまして、後の部分について課税変更の通知を差し上げるということをご了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第300号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第301号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第3、議案第301号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第301号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、吉田賢司君。

[教育課長 吉田賢司君 登壇]

○教育課長（吉田賢司君） ただいま上程されました、議案第301号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第301号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例につきましては、このたびの東日本大震災によりまして被災されました世帯の入園料及び授業料の一部、または全部を減免するための改正でありまして、具体的には、別に定める鏡石町立幼稚園入園料及び授業料に関する規則に、被災程度が全壊及び大規模半壊の場合は全額、半壊の場合には半額を減免する等の条文を加えるものであります。

なお、所得要件に係る減免案件につきましては、従前のおりであります。

以上、鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明いたしました。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第301号 鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第302号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第4、議案第302号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第302号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

[副町長 助川浩一君 登壇]

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第302号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、東北地方太平洋沖地震を受けての23年度当初予算実施予定事業の見直し、公共施設の復旧に係る経費、さらには放射線対策及び風評被害の防止に係る経費が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億1,213万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ51億2,752万6,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、217ページの第2表の1といたしまして災害廃棄物処理費を追加するほか、変更といたしまして、災害援護資金貸付費ほか2事業に係る限度額を記載のとおり変更するものでございます。

詳細につきましては、221ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○副町長（助川浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

[3番 渡辺定己君 登壇]

○3番（渡辺定己君） おはようございます。

ただいま上程されました一般会計補正予算（第3号）でございます。その中で災害復旧についてお尋ねしたいと思います。

公共土木の道路については、仮舗装によって何とか車が通れるわけですが、歩道についてでございます。歩道については手つかずの状態、砂利を敷いただけなので今のところ放置されております。中学生、高校生、そして小学生においても通学するのに大変危険な状態になっております。きのうも高校生が転びそうになったところを目撃しております。この災害復旧について早期に、歩道を先に整備するよう町民からも声が出てますので、その点についてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） おはようございます。

3番議員のご質問にお答えしたいと思います。

歩道の仮舗装、並びに安全確認についてのご質問でございますが、その際に、現在災害に対する査定を国に対して実施しているところでございます、早いものでは5月10日からやっております。公共土木につきましては第4次まで今現在査定を終了しておるところでございます、最終的には7月15日が最終査定ということで予定になっております。

ご質問の歩道の仮舗装につきましては危険なところということで、若干でございますが、手を加えて仮舗装をしたところがございます。幹線道路につきましてはほとんどしておりますが、歩道につきましては一部滞っているところがございます。査定を速やかに受けまして、なるべく早い段階で歩道の所の滞っているところを先に本復旧したいというふうに考えてございますので、査定後、順次本復旧をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 再質問させていただきます。

仮に歩道のほうをやったということでございますが、査定が7月15日が大体最後ってことの話聞いております。確かに多少は手を加えてありますが、部分的にもう一度確認してもらいたいのは、まだまだ危険なところがございます。早期に、7月15日に査定を受けて、本復旧までどのぐらいあるのか。工事がいつから始まるのか。それまで余りにも時間がかかる場合には、もう一度見直して砂利だけのところだけは仮舗装とかそういうふうにしてもらいたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（今泉文克君） 答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 3番議員の再質問になりますが、確かに査定を終わらせて、

それから順次決定それして、実施設計を組みまして発注というふうになりますと、確かに工期が大分かかってございます。歩道につきましては、職員によるパトロール、それから緊急を要するものにつきましては、建設業協会等に委託して進めているところでございますが、ご指摘のとおりなるべく早めに仮舗装、歩道につきましては安全対策をしたいと。現在パトロールをしながら危険なところにつきましては、仮舗装を検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 1番の根本でありますけれども、240ページの消防費の中の非常備消防費、さっきの説明の中では1番上の経常行政経費、修繕料等で屯所とポンプ車というような話だったんですけれども、これは1つとして場所というか分団はどこなのか。

あと、これは今回の地震の影響で修理するようになったのか。もし地震の影響であれば災害復旧のほうからの助成というか、そういうようなお金が使えるんじゃないかなと思うんですけれども、その点に関して伺いたします。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ページでいきますと239から240ページ、9款消防費、1項消防費、2目の非常備消防費の中の行政経費144万9,000円の修繕料の内訳というふうなことでございますが、こちらにつきましては屯所のシャッターの修繕が主なものでございまして、4分団、それから6分団。ポンプ車につきましては3分団と4分団のポンプ車が、震災でポンプ車が動きましてシャッターのほうにぶつかったりしました。その修繕というようなことで計画をしております。こちらについては震災でありますので、いわゆる裏の財源補てんを考えたいというふうに思っています。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑は。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

○13番（円谷 寛君） お尋ねをいたします。

今の質問と同じく9款の消防費、239から240ページの間なんですけれども、説明欄の上のほうの欄の一番下に住宅応急修理工事1,000万円とありますけれども、これはどのような住宅に応急修理工事として支出をされるのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 13番議員のご質問にお答えしたいと思います。

応急修理工事につきましては県の制度でございまして、災害救助法に基づく住宅応急修理制度というふうになってございます。これにつきましては、大規模半壊、または半壊した住宅、これを町が業者に依頼して一定の範囲内で応急の修理をするというものでございます。

1件が52万円までの工事につきまして応急の修理をするということでございまして、町が代行して行うというものでございます。

応急の修理につきましてはトイレ、それから炊飯場、居間等の緊急を要するところということでございまして、県のほうとタイアップしながら1戸当たり52万円を限度にしまして修理をするというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

12番、小貫良巳君。

〔12番 小貫良巳君 登壇〕

○12番（小貫良巳君） ただいま上程されております23年度の一般会計補正予算なんです、245ページの災害復旧費の農林水産施設災害復旧費の件についてお尋ねしたいんですが、この内訳を見ますと測量設計業務委託が3,000万円、そしてそれに伴う工事費が999万というわけで、その設計料が3倍近くかかっているんですね。測量設計は何カ所、何平米測量して、工事が何カ所なんだか詳しくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長、圓谷信行君。

○都市建設課長（圓谷信行君） 12番議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいまご質問の農業関係の復旧関係でございしますが、前に鏡石町では107カ所ほどの災害になってございます。そのうち補助事業ということで、町のほうで現在90カ所ほど予定になってございます。これにつきましては、現在査定を実施しているところでございますが、農地関係につきましては6月27日が最初の町の査定に入ります。最終的には10月3日の査定が最終査定の予定になってございます。それまでの間になりますが、ため池等大分埋められてございまして、ため池等の測量と設計につきまして特殊性ということで設計料、委託料がかかっております。これを受けまして査定の金額が決まり次第事業費を確定したい。今回の999万円については一時、応急的な処理ということで工事を上げてございます。これ単独費ということで上げてございまして、最終的には査定を終わりました事業費を確定したい

というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） まず初めに、総務課に伺っておきます。

過日、18日にもかなり大きな地震があったと。それで3月11日、次4月11日、本当の余震というのかどうかかわかんないと。それで過日、ニュージーランドでも約3カ月後に大きな余震が来たという話があります。

そんな中で、今回の地震により他町村、相互協定を結んでいる町村があつて、そこから鏡野町が支援物資を送ってよこしたということを見ると、どこでどういう災害が起きるかわからないということがあると思うんです。それらについてまだ補正には何も見えてこないの、その辺はどういう考えをもっているか。

また、今後、相互協力っていうんですか、各市町村との。これは大変重要かなと思っております。その辺の考えはどうか。そして、特に原発に関してまだ不安定であるということを見ると、いろいろと総合計画も見直す部分があるのかなと思っております。その辺はどうか伺っておきます。

それと、今都市建設課長が12番議員の質問、あるいは渡辺議員からの質問に答えて、そういうことで町は一生懸命、道路とか、歩道とかをやっているというような形で、また考えているということで答弁はあったわけでありますが、農業関係もそうですが、この土木関係も今回4,000万円の測量設計業務、そして一次で農業関係は4,000万円、そして土木関係は3,000万円からの測量設計業務の補正が入ったわけでありまして。これらは補正で確かに国の補助をもらうのに、どうしてもその手続上やむを得ない。しかし、これだけ投入していながら住民は全然見えないわけですよ。だから、せめて今も隣の大河原議員から話がありましたが、歩道関係が全然、修復っていうんですか、修繕というか、応急措置というか、そういう部分で見えない部分もある。一部、鏡田近辺は砂利を入れたと。しかし、ブロックでひどい、あるいは舗装が盛り上がってとても通行に支障を来すと。だから建物等は二次災害で大分いろいろと、応急度調査とかいろいろあつてまだ直ってないところもあります。特にひどい、民間の中でも、民間も一生懸命それを直そうというような状況である中で、町の姿が見えないということが言葉として出ました。そういう面で測量設計業務については7,000万円、それで農業災害は合計で、これも約7,000万円くらいの測量設計をやっておりますので、早急なる、例え国の補助事業対象になるまでは構わないでおくのか、それともその姿でいなくちゃ国は応急復旧工事は認めないのか、その辺伺っておきます。

あともう一つ、これは健康福祉課担当だと思んですけど、地域支え合い体制づくり事業、県補助金で300万円入り、今回334万5,000円ということで事業が起きました。これについて要援護者台帳作成事業、これらについての事業内容、これを伺っておきます。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 6番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

6月18日には、本町、夜でありましたけれども震度3の余震がございました。たび重なる余震で住民の皆さんも大分不安を募らせているというふうな状況がありまして、今朝ほども総務課の職員には、いわゆる震度4以上になりますと非常招集にもなりますので、そんな形の確認をさせていただいたところでございます。

ご質問の中での他市町村との災害協定というふうなことでございますけれども、本定例会の冒頭の中で町長からもお話しがございましたが、岡山県の鏡野町、また、高知県の香南市のほうからは職員が直接出向きましての支援物資の提供というふうなことがございました。我々職員も涙の出るほどうれしい限りでございまして、この防災協定があったればこそ、周辺町村とはまた別の復旧にも早急につながったなというふうに感じてございます。これらについては、隣接市町村とも災害協定をしてございますが、地域関係の違うところと防災協定を結ぶというようなことも非常に大事なのかなというふうに改めて感じたところでございます。

加えて、原発についてのご質問がございましたけれども、今回、第4次の総合計画が見直されようとしてございますが、当然その中でも、この震災を経験した中では、第5次の中にそちらの計画も十分検討しながら組み入れるというふうなこともございますし、地域防災計画の中にも具体的な行動ができることになれるような計画にしていきたいと思ひまして、そちら経験を踏まえた実効ある地域防災計画にしていきたいというふう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 6番議員のご質問の中で、歩道等の修繕ということであります。

先ほど、渡辺議員からもお話しがございました。そういう中で、担当課長のほうからいわゆる災害の査定が終わってからという1回の答弁がありましたけれども、2回目の答弁の中では、それ以前に修繕をしていきたいという考えを申し上げました。まさに、私も今回の災害において、当初の3月11日から1週間程度は、これは砂利等でもやむを得ないなというふうに思っていましたけれども、その後余震等もございましたけれども、いずれにしてもそういった状態にはしておけない。災害の査定が終わってから云々ということとはできないと

ということで、道路についてはいち早く仮舗装をしてみました。歩道につきましても、担当課のほうには一応申し上げておりますけれども、これから、いずれにしても査定は大分後になります。工事も当然後になります。そういう中では、これから再調査をした中で、歩道等の安全確保を図りながら安全・安心な町づくりということからして、この辺については対応してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

あと、その次の地域支え合いについては担当課長のほうから申し上げます。

○議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 6番議員のご質問の中で、地域支え合い体制づくり事業についてのご質問がありましたのでご答弁申し上げます。

このたびの事業につきましては、国のほうで介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積みました事業でありまして、自治体、住民組織、NPO等の協働により、見守り活動チームの人材育成や地域資源を活用したネットワークの整備、日常的な支え合い活動の体制づくりを立ち上げる事業に対して助成を行うというものであります。

鏡石としまして、地域の支え合い、活動の立ち上げ支援というようなメニューがありまして、その中で連携体制の構築を図るために地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的な事項、サービス利用状況等を記載した台帳を整備したいということでありまして。

現時点で、紙ベース的には持っているものがあるわけでありましてけれども、今回データベース化しまして、より連携した中での台帳整備というようなことで取り組みたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（今泉文克君） 他に質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

○6番（柳沼俊行君） 答弁はあったわけでありまして、もう1点、防災計画の中で、防災計画はそういう形で現状の課題というのをそこに組み入れるというのはわかるんですが、この防災計画の中で物資関係ですか、やはりさっき言ったようにいつどうなるかわからないし、我が町でならなくても協力町村でなるかもしれない。やはりある程度の物資っていうんですか、食まで含めて用意している町村もございます。しかし、物資でもやはり時期に合わせた物資もある程度必要なのかなと思ってます。そういう物資について考えはあるか。

あともう1つは拠点ですか。この間、議場はかなりやられましたが、幸い役場の本庁舎はやられなかった。そして防災無線も利いたと。私はこんな心配は必要はないかもしれないですけども、この原発に関してはいつどういうふうになるかわからない。特に今回、住民のというか、相双地区の話の聞くと、防災無線は全然聞こえなかったと。ところが、一番最初

は東電のバスが走って、東電の職員を拾い集めて避難したような話があったんですね。その次が何か双葉辺りが。それで、それがだんだん広まって行って浪江辺りの住民もわかってきたみたいな話を伺いました。やはり防災無線というのは常に大事だなと思います。だからそのサブ拠点というんですか、これは震災に割と強いだろうというところにも1つ置く。鏡石の場合には恐らく消防署とここだと思えますよ。今まではそんなことあり得ないというような感じでありましたが、今回の場合には津波とかそういうのが鏡石町ではないですけども、一面ではそういう危険性がある可能性もあるんで、そういう体制というんですか、それを十分に検討すべきだと思うが、その点どうか。

それともう一つ、先ほど援護者というんですか、あの非常時になると自分の家族でさえ高齢者がいるとやはりどうしようかなというような、避難しろって言ってもこれも困るなど、大変難しいなと思って感じました。うちばかりでないと思います。高齢者、特に一人暮らしはそういう形で大変だと察しますが、一面でやはり各家庭の家族がいてもその辺の援護体制も十分に把握しておくべきじゃないのかなと思います。それはやはり一番大きいのは、私は原発の問題だと思います。そういうことを考えるとなかなか、これは個人が協力していくよりも、個人が先に必死になって逃げるような状況があったということも頭に置きながら、どうすべきかということはこの計画に盛り込むべきではないかと思います。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 6番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

防災計画の中での、いわゆる物資の備蓄というふうなことだろうと思いますが、本町においても備蓄倉庫がございます。また、水防の中では水防倉庫も持っております。必要最低限の物資についてはそちらの中で保管をしているという状況でございます。その中で食品、それから緊急の毛布、寝具等もございますけれども、そちらも必要最低限というような中でございまして、今回の震災を経験した中では、いわゆる援護するに当たって、鏡石のほうから他市町村を助ける立場にあった場合には非常に少ないロットで保管をしているという状況がありますので、そういった中では地域が違うところであれば物資調達は市販されている状況で調達できるなというふうには思っておりますが、それらの他のところと、それからスーパーとも協定してございます。そういった中で、品物を取り寄せることもできるなというふうにご考えてございます。

それとあわせてまして原発のご質問がございましたが、今回の震災の中で威力を發揮したのが本町にあります防災行政無線ではなかったかなというふうには思っております。今現在3月末で2,500台を越す防災の室内子機がございますが、その中で、この震災を通して防災の屋内の子機の申し込みが大量にあった関係から、今回補正予算としても計上させていただいた

ところでございまして、今予約を受けている状況でございます。

本予算が議決いただきましたら再度購入をいたしまして、各住民の皆さんにお配りをしたいというふうに考えてございます。そういった中でも防災対応も今回の大きな経験だったなというふうに思っております。

それから、役場の防災拠点としての考え方でございますが、役場が大きな震災があった場合にどうするんだというふうなことでありますけれども、こちらの中では役場本庁舎、防災無線もございます。それと須賀川消防署の鏡石分署にも防災無線の発送ができることになっております。そういった中でございますが、国民保護計画、過般できておりますけれども、そちらによりますと役場、それから消防の分署がだめな場合には、消防署の本庁舎のほうで統制をとっていくというふうな流れにもなっているというようなことを確認をさせていただいたところでもございますので、いわゆる国民保護計画までもが関連をしてくるのかなというふうにも考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（今泉文克君） 健康福祉課長、今泉保行君。

○健康福祉課長（今泉保行君） 6番議員のご質問の中で、災害時の要援護者の考え方についてでございます。

今回のような未曾有の大震災の場合に、自分の家族を守るのが精いっぱいというような状況の中で、隣のおじいちゃん、おばあちゃんどうするのかというような状況が現実的に心配ごととして発生してきております。基本的には、地域での支え合いというような言葉のとおり、やはり地域でその方々の見守りや支援をしていくということが特に大切な状況になるのが今回のような震災のときではなかったかと思えます。

そういう意味では、現在災害時の要援護者の支援プランはありますけれども、具体的な行動計画、さらには地図、それらの情報等をデータ化しまして、いわゆる地域と情報を共有した中で、それらの支援に当たっていくというような台帳整備の使い方がひとつにあらうかと思えますので、それらについても有効利用のために整備していきたくというふうに考えております。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

○3番（渡辺定己君） 原発事故に伴う風評被害について質問させていただきます。さきに全協のときに質問させていただきましたが、改めてここで質問させていただきます。

農業、商工業に関して、今まで風評被害の報告事例があったかどうか。また、今後に対応する対応策について、考え方についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫忠男君。

○産業課長（小貫忠男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

原発事故に伴います風評被害についての報告等、さらには対応策というようなことでございます。

被害の報告の中で、農業関係につきましては当然出荷停止とか、そういう部分でのお話と、さらには、その出荷されたものが最低価格がつけられるような、価格に対する被害が出ているというようなお話が大分前にございました。

それから商工業につきましては、関東から西のほうですか、そちらのほうでは当分の間、福島県の製品は納入しないというふうな納入に対しての被害、さらには販路ですか、出荷についても、現在はそういうことはなくなりましたが、震災間もない時期には途中で中継をする。

輸送については一たん荷物を積みかえるような対策。さらにはその輸送の自動車を洗浄するというふうなこと。指定された輸送経路を通るというようなことで、通常の効率的な輸送経路が通れないとか、さらには出荷製品、特に輸出製品については輸出をする場所まで持って行って放射能検査をします。放射能検査で一定基準値以上ですと返品というふうなお話などが聞こえてまいりました。

商工業についてはある程度落ち着きを見せておりますが、農業については引き続き、これから当然生産物がふえてきますので、今まで以上に被害等が、被害金額などがふえてくるのかなというふうに思っております。

それらについても、対策のほうでは基準値がございますので、基準値以下について安全ですというふうなことでのPR活動とか、それから必要に応じて証明が取れるような測定もしながら安全を訴えていくとか、さらにはメディアとか、チラシとか、包装容器などにもいろいろな対策を盛り込んだ内容にしてPRをしていくというふうなことを考えていきたいと。さらには、町独自でできる部分とこの地域でできるもの、福島県内を全体的に、風評被害の対策していただくような対応への参加なども含めて、地域、みんなで助けながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

○1番（根本重郎君） 228ページの1番下にあります地区集会所の修繕についてでありますけれども、今回の震災にて各集会所、大なり小なり被害をこうむったことと思っておりますけれども、

3区の集会所、これ前の説明の中では建て直すような話しておりましたが、使えないということで、この534万円の中に建てかえる予算は入っていないのかなと思うんですけども、3区の集会所をいつごろ建て直すというか、そういうような方向であるのか。というのは、現在仮設のプレハブがありますけども、その中にも集会施設というものがあるわけでありませぬ。なぜあるのかというと、やはり集会施設というところはその地区の人たちにとっては非常に重要であるというような観点から、仮設住宅なんかにも集会施設があるのかなというような意味からすれば、やはり3区の集会施設も早めに建て直すというふうな形をとってもらうのが当然でありますけども、どこに、同じようなところに建てるのか、あるいはどうかのかわかりませぬけども、いつころまでに建て直すのかお伺いいたします。

○議長（今泉文克君） 執行の答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

○総務課長（木賊正男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

3区の集会所の早期の建てかえというふうなことでありますけれども、今回の補正予算につきましては、3区以外の早急に補修しなければならない地区集会所の修繕費を計上させていただきました。3区につきましては今回の震災によりまして被害が甚大でございまして、設計士の調査では、建てかえと補修とはほぼ同じような金額になってしまうというような状況から、早期に改築したほうが住民の安心づくりにはいいのかなというような状況の中で今検討しているところでございまして、早期の建てかえ、町といたしましても住民の地域コミュニティづくりの中では集会所の果たす役割非常に大きいというふうなことも承知してございますが、そんな中でも財源対策もございまして、今のところ時期については提示できない状況でありますけれども、早期にという考え方は持っております。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第302号 平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。
本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第303号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第5、議案第303号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第303号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

[税務町民課長 高原芳昭君 登壇]

○税務町民課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第303号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、国保税の本算定に係ります課税標準額の確定、並びに療養給付費等が確定したことから、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ861万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億140万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、257ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○税務町民課長（高原芳昭君） 以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

[14番 円谷寅三郎君 登壇]

○14番（円谷寅三郎君） ただいま提案されている議案について、ちょっとお尋ねいたします。

今回の震災で少なからず、ほとんどの町民が大きな被害を受けているわけなんです、他の市町村でも国保の引き下げ等を行っている自治体があります。鏡石はどのような努力をされたのか。

また、鏡石の限度額が県内トップクラスだということなんです、どの辺の位置に限度額があるのかお尋ねいたします。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

○**税務町民課長（高原芳昭君）** 14番、円谷寅三郎議員のご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険税、このたびの震災により本町での引き上げの状況はどうかと。限度額について鏡石はどの位置にあるのかというお尋ねでございますが、まず初めに、このたびの国保税につきましては、本町においては按分率等につきましては、本算定では必要額をベースに検討を加えるものでございますが、23年度におきましては、22年度と、前年度からの実績によりまして必要額が下がったことから、本算定によりまして現行税率で減税が賄える状況かという算定結果によりましたことから、23年度国保税については22年度の据え置きとさせていただきますところでございます。

なお、1人当たりの平均課税でございますが、現年につきましては、昨年より1,674円、1人当たりの課税額が減額されているという状況にあります。

なお、引き上げの震災による状況で対応ということもございますが、税率については据え置きということでございますが、23年度の国保税につきましては、このたびの震災によりまして条例等で震災等に遭った場合の減免規定がなされておりますので、そちら被害の認定によりまして、23年度個々に減免の対応をするために、ただいま要綱等を整備をしている最中でございますのでご理解いただきたいというふうに思います。

さらに限度額、鏡石は高いということもございますが、こちら課税限度額につきましては地方税法の改正によりまして、いわゆる中、低所得者の軽減を図るということで見直しをかけられているところございまして、鏡石がどの位置ということもございますが、この課税限度額については、他町村についてはちょっと把握しておりませんが、おおよそ条例で、地方税法のほうで定めていますので、基本的には同じかなというふうに認識しておりまして、それぞれに医療分としては51万円、支援分としては14万円、介護については13万円という形で、この課税限度額については同等であると認識しておるところでございます。ご了解いただきたいと思っております。

○**議長（今泉文克君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（今泉文克君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（今泉文克君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第303号 平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件

を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第304号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第6、議案第304号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第304号議案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、関根学君。

[上下水道課長 関根 学君 登壇]

○上下水道課長（関根 学君） ただいま上程されました、議案第304号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条、収益的収入及び支出の既決予算額の総額に変更はございませんが、収益的支出予算の款項区分ごとの金額に変更が生じたので、補正をするものでございます。

内容につきましては、267ページの事項別明細によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○上下水道課長（関根 学君） 以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、小貫良巳君。

[12番 小貫良巳君 登壇]

○12番（小貫良巳君） ただいま上程されました上水道事業会計の補正予算なんですが、消耗品費のタンク購入なんですが、2,000リットル1個を買うということなんですが、それに関しての付属品、南会津から見てみると配水、給水するのに付属品がいやんべついてんだよね。その付属品は入っているのか、入っていないのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

上下水道課長、関根学君。

○上下水道課長（関根 学君） 12番議員のご質問にお答え申し上げます。

給水タンクの付属品でございますけれども、給水タンクの付属品はメーカーのほうで一部付属品としてこれらに備えつけではありますけれども、再度やはり給水栓の五栓とかがっていうことが必要になりますので、これについては今後業者のほうに発注して準備をしたいと思っております。

○議長（今泉文克君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第304号 平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎農業委員の推薦について

○議長（今泉文克君） 日程第7、農業委員の推薦についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、7番、仲沼義春君及び11番、菊地栄助君の退席を求めます。

暫時休議いたします。

休議 午前11時46分

開議 午前11時46分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は2名とし、仲沼義春君、菊地栄助君、以上の方を推薦したいと思います。

これに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、議会推薦の農業委員は2名とし、仲沼義春君、菊地栄助君、以上の方を推薦することに決しました。

ここで、7番、仲沼義春君及び11番、菊地栄助君の除席を解きます。

暫時休議いたします。

休議 午前11時47分

開議 午前11時48分

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（今泉文克君） 日程第8、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、追加意見書案の配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時49分

開議 午前11時50分

◎追加日程の報告

○議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ただいま意見書案1件が提出されました。所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

意見書案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、意見書案1件を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決しました。

◎意見書案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（今泉文克君） 日程第9、意見書案第39号 原発事故の早急な収束と原発廃炉を含む安全安心の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（面川廣見君） [第39号意見書案を朗読]

○議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

[10番 深谷荘一君 登壇]

○10番（深谷荘一君） ただいま提出されました意見書案第39号について説明を申し上げます。

平成23年6月20日、鏡石町議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

原発事故の早急な収束と原発廃炉を含む安全安心の確保を求める意見書（案）

上記の意見書を別紙のとおり、所定の賛成者とともに連署して提出します。

ただいま上程されました意見書案第39号について、提案理由の説明を申し上げます。

本意見書については、さきの全員協議会でもご相談申し上げ、議員総意をもって今回の提案となったところであります。

未曾有の被害を及ぼした3月11日発生の東日本大震災により福島第一原子力発電所ではメルトダウンを起こし、現在その収束の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っています。

この過酷な事故による放射線物質の汚染により、苦痛な避難生活を送っている多くの県民初め、農水産物や県内のあらゆる産業に甚大な被害を引き起こし、日常生活にその影響が発生するなど、まさに福島県は存亡の危機といっても過言ではない。安全安心の声が日増しに増大し、その確保が必要不可欠な状況にあります。

つきましては、今回の過酷な事故を教訓に、子孫にこのような不安な生活と危険を残さないためにも、

①東京電力と国は、原発事故の早急な収束と放射能被害及び風評被害に対し完全な補償を行うこと。

②県内すべての原子力発電について、安全安心確保のために廃炉を含む速やかな対応と代替エネルギーに転換した新エネルギー政策の推進を図ることを求める。

国、東京電力、福島県に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することを提案し、本意見書第39条について提案理由の説明といたします。

議員の皆様のご議決をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（今泉文克君） これをもって原案による説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行いません。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

意見書案第39号 原発事故の早急な収束と原発廃炉を含む安全安心の確保を求める意見書（案）について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（今泉文克君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（今泉文克君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（今泉文克君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

第17回鏡石町定例議会は、去る15日から本日までの6日間にわたり、提出いたしました各議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認を賜り、まこ

とにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、私たちがこれまで経験したことのない巨大地震被害から復旧・復興に加えて、原発事故による放射能被害からの安全・安心が最大のテーマとして議論された有意義な定例会ではなかったかと思えます。会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、真摯に受けとめ、十分にこれを尊重し、常にスピード感のある町政執行に努めてまいりたいと考えております。

本定例会につきましては、議員の皆様には震災による特例法の施行により任期が延期されたことによる最終の定例会となりますが、3月の定例会は未曾有の大震災により中断を余儀なくされ、震災の復旧・復興という大きな課題を背負いながら、町民の安全・安心づくりと福祉の向上、町政進展のためにご尽力されましたことに対し、深く敬意を表する次第であります。

延期となりました町議会議員一般選挙の日程も、さきの選挙管理委員会において9月4日執行と正式に決定されましたので、再び立候補される議員各位にはご健闘いただきまして、当選の榮譽に浴されますようご祈念申し上げる次第であります。

暑さに向かいます折、議員各位にはご多忙のこととは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（今泉文克君） 私からも議員任期最後の定例会最終日に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議長として、皆様のご支援とご協力により公務に専念でき、大過なくその責務を果たせたことに心から厚く御礼を申し上げます。

この任期中には皆様とともに町民に開かれた議会、そして議会改革や議会の活性化等に取り組み、議員報酬の引き下げ、定数の削減や質問・答弁自席等の多くの改革を実施したところであります。また、議会基本条例等も素案策定基準を進めることができましたことに感謝を申し上げます。

しかし、3月定例会の最中に起きました歴史的な東日本大震災のつめ跡は、我が鏡石町の多くの施設や住宅に被害を及ぼし、町民の心はかつてないほどの傷を受けてしまいました。今、その復旧はスタートしたところであり、今後長い歳月と多くの財源を必要としております。議会はもとより、町執行と1万2,800名の町民が一丸となって、「住んでよかった鏡石」と言われる町づくりを目指して早急な復興を心から願うものであります。

9月には議会議員の選挙が執行されます。今回勇退される方々の、長年にわたる町づくりの中心者として活躍されたことに感謝を申し上げ、今後も多方面にわたりご指導賜りますようお願いを申し上げます。

また、立候補される議員各位には当選されますようご祈念を申し上げます。

執行の方々にはそれぞれの立場で大変お世話になりましたが、残された特例在任期間内にも臨時議会の開催も考えられることから、いましばらくこの大任を果たしていきたいと考えているところであります。

終わりに、鏡石町議会のますますのご発展と議員の皆様のご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（今泉文克君） これにて第17回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時01分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成23年6月20日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 今 駒 英 樹

署 名 議 員 渡 辺 定 己

署 名 議 員 今 駒 隆 幸

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	3
報告第 59号 専決処分した事件の承認について	3
報告第 60号 専決処分した事件の承認について	5
報告第 61号 専決処分した事件の承認について	7
報告第 62号 専決処分した事件の承認について	13
報告第 63号 専決処分した事件の承認について	17
報告第 64号 専決処分した事件の承認について	20
報告第 65号 専決処分した事件の承認について	23
報告第 66号 専決処分した事件の承認について	26
報告第 67号 専決処分した事件の承認について	30
報告第 68号 専決処分した事件の承認について	34
報告第 69号 専決処分した事件の承認について	37
報告第 70号 専決処分した事件の承認について	42
報告第 71号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について	47
報告第 72号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	48
報告第 73号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	49
報告第 74号 鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について	50
報告第 75号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について	51
報告第 76号 鏡石町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について	52
報告第 77号 鏡石町上水道事業会計建設改良費繰越計算書について	53
報告第 78号 鏡石町上水道事業会計の地方公営企業法第24条第3項適用について	54
議案第299号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一	

	部を改正する条例の制定について……………	5 5
議案第 3 0 0 号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 6
議案第 3 0 1 号	鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	6 0
議案第 3 0 2 号	平成 2 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 3 号）……………	6 1
議案第 3 0 3 号	平成 2 3 年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	6 6
議案第 3 0 4 号	平成 2 3 年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	6 9
日 程 第 7	農業委員の推薦について……………	7 1

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第59号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第60号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第61号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第62号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第63号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第64号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第65号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第66号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第67号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第68号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第69号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第70号	専決処分した事件の承認について	23.6.15	承認
報告 第71号	鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について	23.6.15	承認
報告 第72号	鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	23.6.15	承認

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第73号	鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	23.6.15	承認
報告 第74号	鏡石町一般会計事故繰越し繰越計算書について	23.6.15	承認
報告 第75号	鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について	23.6.15	承認
報告 第76号	鏡石町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について	23.6.15	承認
報告 第77号	鏡石町上水道事業会計建設改良費繰越計算書について	23.6.15	承認
報告 第78号	鏡石町上水道事業会計の地方公営企業法第24条第3項適用について	23.6.15	承認
議案 第299号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.6.20	可決
議案 第300号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	23.6.20	可決
議案 第301号	鏡石町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について	23.6.20	可決
議案 第302号	平成23年度鏡石町一般会計補正予算（第3号）	23.6.20	可決
議案 第303号	平成23年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	23.6.20	可決
議案 第304号	平成23年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）	23.6.20	可決
日程 第7	農業委員の推薦について	23.6.20	推薦
意見書案 第39号	原発事故の早急な収束と原発廃炉を含む安全安心の確保を求める意見書（案）	23.6.20	可決